



* 0 0 0 6 3 7 3 0 0 0 *

0006373-000

3 1 4 . 8 - Z 2 4 2 s 5

選挙関係実例判例集

全国選挙管理委員会事務局・編

日本経済新聞社

昭和23年

1948

ABE

全国選挙管理委員会事務局編

選挙関係実例判例集

昭和
二十三年

日本経済新聞社発行

全國選舉管理委員會事務局編

選舉關係実例判例集

(昭和廿三年)



日本經濟新聞社發行

314.8

Z 242A5



690998

序

複雑且つ多様な選挙事務の公正、的確な執行は、單に、選挙法規の機械的適用により行われうるものではなく、多年に亘つて幾多の経験と先人の研究の結果累積発展してきた関係の判例及び行政実例に関する正確な認識の下に、始めてその全きを期し得るものである。然るに最近における選挙の重要性の著しい増大と、それに伴う関係法令の相繼ぐ改正は、旧來のこの種の刊行物を以てしては、関係者の要望を充すに足らず、又、その入手も極めて困難となり、新たな参考書の出現が各方面において要望せられるに至つたので、乏しきながら同人相寄つてここに、本書を編纂刊行するに至つた次第である。

本書の内容については、正確と網羅を期するを眼目とし、資料の蒐集、選択、編纂の方法等につき慎重に考慮したのであるが、公務の余暇を割いて、急遽、企画、編纂したものであるから、もとよりなお充全を期し難いと思われるのであるが、それ等の点については、他日の補修訂正に俟つこととし、取り敢えず本書を上梓して江湖の需要に應ずることとしたい。

本書が、選挙事務執行上、何等か裨益する所があれば、編者の幸甚これに過ぎるものはない。

昭和二十二年十二月

編者識

凡 例

一、本書は、昭和二十二年十一月迄の各種選挙に関する訓令、通牒、行政実例、行政判例及び司法判例を集録したものである。

実例、判例等で旧規定に属すべきもの中、單に沿革史的價值しかないものは削除したが、その趣旨が変更せられないので、多少とも現在及び將來の選挙制度に参考となると思われるものは總て掲げておいた。

一、本書は、全體を選挙法の體系に従つて十七章に大別し更にこれを適宜、節、目及び細目に分類し題名の末尾に参照條文の條項数を掲載した。

各実例及び判例には、その要旨を示すため頭註を附した。

一、参照條文の略語は大體推測しうるものと思ふが次の如き例によつた。

「衆法」「衆令」「衆則」……夫々衆議院議員選挙法、同法施行令及び同法施行規則。同様に「参」は参議院議員選挙法、「自」は地方自治法を示す。

「民訴」……民事訴訟法。

「衆取締規則」……衆議院議員選挙運動等取締規則。

「特例法」……選挙運動の文書圖画等の特例に関する法律

第五章 選挙の種類及び期日

第一節 再選挙……………七
 第二節 補欠選挙……………七
 第三節 決選投票……………七
 第四節 解散解職及び特別法投票……………七
 (一) 直接請求……………七
 第五節 同時選挙……………八
 第六節 選挙の期日……………八
 第六章 選挙管理委員会

第一節 組織……………八
 (一) 選挙……………八
 (二) 選挙管理委員等の身分、職務及び被選挙資格……………八
 (三) 選挙管理委員の辞職……………八
 第二節 権限……………九
 第三節 運営……………九
 第四節 費用……………九
 第五節 その他……………九
 第七章 候補者

第一節 候補者……………九

(一) 総則……………九六

(二) 届出……………九六
 (三) 推薦届出……………九六
 (四) 届出の効力及び要件……………九九
 (五) 連署……………一〇〇
 (六) 辞退……………一〇三
 第二節 供託金……………一〇五
 (一) 供託……………一〇六
 (二) 供託事務……………一〇六
 (三) 供託物の政府又は地方公共団体帰属……………一〇六
 (四) 供託物の還付……………一〇六
 第八章 投票

第一節 投票区……………一〇九
 (一) 投票所の増設……………一〇九
 (二) 投票区の分区時期及び告示等……………一一一
 (三) その他……………一一一
 第二節 投票所……………一一三
 (一) 投票所の設備……………一一三
 (二) 投票所の告示(附 投票所周知等)……………一一四
 (三) 投票所の開閉時間……………一一五

(四) 投票所入場者……………一一六
 第三節 投票管理者……………一一八
 (一) 投票管理者の選任……………一一八
 (二) 投票管理者の故障……………一二九
 (三) 投票管理者等の職務のために要する費用……………一二九
 第四節 投票立会人……………一四〇
 (一) 立会人となる資格……………一四〇
 (二) 立会人の届出……………一四一
 (三) 立会人の互選及び選任……………一四三
 (四) 立会人の解任及び辞任……………一四五
 (五) 立会人の不足……………一四六
 第五節 投票用紙及び封筒……………一四九
 (一) 投票用紙及び封筒の様式……………一四九
 (二) 投票用紙の交付(附 汚損用紙の引換)……………一五三
 第六節 投票箱……………一五四
 (一) 投票箱の様式……………一五四
 (二) 投票箱の閉鎖……………一五六
 (三) 投票箱の送致……………一五六
 第七節 投票の行使……………一五九
 (一) 投票……………一五九

(二) 投票行使者……………一六二
 (三) 自書……………一六三
 (四) 氏名の記載……………一六四
 (五) 名簿登録者にして投票をなし得ない者……………一六五
 第八節 点字投票……………一六六
 第九節 不在投票……………一六八
 (一) 不在投票事由……………一六八
 (二) 不在投票用紙及び封筒の請求並びにこれに伴う申立……………一七七
 (三) 不在投票用紙、封筒及び特別投票者証明書交付……………一八〇
 (四) 特別投票管理者……………一八三
 (五) 不在投票……………一八三
 (六) 不在投票の受領……………一八九
 (七) 不在投票願未書……………一九一
 (八) 不在投票の受理如何の決定……………一九一
 (九) 普通投票をしようとする場合の不在投票用紙及び封筒の返還……………一九八
 第十節 代筆代理投票……………一九九
 第十一節 假投票……………二〇〇

第十二節 投票録……………二〇三

第十三節 投票期日の変更……………二〇四

(一) 繰上り票……………二〇四

(二) 天災等による投票期日の変更……………二〇五

第十四節 投票所の取締……………二〇八

第十五節 その他……………二〇九

(一) 被選挙人の氏名の陳述……………二〇九

(二) その他……………二一〇

第九章 開 票

條一節 開票區……………二一一

第二節 開票立会人……………二一一

第三節 開票手続……………二一二

(一) 開票の告示……………二一二

(二) 開票の開始……………二一三

(三) 假投票の受否決定、投票の点検及び得票計算……………二一四

第四節 投票の効力……………二一八

(一) 投票の効力の決定……………二一八

(二) 投票の効力判定の基準……………二一九

(イ) 不成規の用紙……………二一九

(ロ) 候補者でない者の氏名……………二二四

(ハ) 被選挙権なき候補者の氏名……………二二四

(ニ) 他事記入……………二二五

(ホ) 自書しないもの……………二二三

(ヘ) 確認し得ないもの……………二五七

(ト) 現に議員の職にある者の氏名……………二八一

(チ) その他……………二八一

(三) 同時選挙における投票の効力……………二八五

(参考) 制限連記投票の効力判定の基準

(イ) 不成規の用紙……………二八七

(ロ) 議員候補者でない者の氏名を記載したもの……………二八八

(ハ) 他事記入……………二九〇

(ニ) 選挙すべき議員の数を超え記載した末尾の氏名……………二九一

(ホ) 確認し得ないもの……………二九六

(ヘ) 同一議員候補者の氏名を二以上記載したもの……………二九九

(ト) その他……………三〇〇

第五節 その他……………三〇一

(一) 投票等の保存……………三〇一

(二) 開票所入場者……………三〇一

(三) 開票所の参観……………三〇二

第十章 選挙会

第一節 選挙長……………三〇三

第二節 選挙会場……………三〇四

第三節 選挙立会人……………三〇四

第四節 選挙会の告示……………三〇七

第五節 選挙録……………三〇八

第六節 選挙会の参観……………三〇九

第十一章 当選人及び議員

第一節 当選人の決定……………三二〇

(一) 法定得票数の計算……………三二〇

(二) 当選人の決定……………三二一

(三) 当選棄権……………三二三

第二節 無投票當選……………三二四

第三節 當選承諾(辞退)……………三七七

第四節 その他……………三八八

(一) 当選人の告知及び告示……………三八八

(二) 當選証書の付與と告示……………三二九

第十二章 選挙運動

第一節 選挙事務所……………三三〇

(一) 設置者並びに設置又は異動の届出……………三三〇

(二) 選挙事務所の数……………三三一

(三) 選挙当日の選挙事務所の制限……………三三一

(四) 休所その他類似設備の禁止……………三三二

(五) 選挙事務所の閉鎖……………三三三

第二節 選挙運動の範囲……………三三三

第三節 特定選挙運動の禁止……………三三九

(一) 事前運動……………三三九

(二) 学校の児童等に対する選挙運動……………三五九

(三) 戸別訪問……………三六〇

(四) 選挙事務関係者の選挙運動……………三六九

第四節 文書 圖画等の制限……………三七二

(一) 選挙運動等取締規則関係……………三七二

(イ) 選挙運動のための文書 圖画の意義……………三七二

(ロ) 住所氏名の記載……………三七六

(ハ) 文書 圖画の領布又は貼付若しくは掲示の制限……………三八〇

(三) 演説会告知のため使用する文書……………三八七

【巻末】

(一) 数の制限……………三九一
 (二) 色の制限……………三九二
 (ホ) 選挙事務所又は演説会場を表示するための
 張り又は立札(ハ) 施行の時期……………三九三、三九五
 (二) 選挙運動の文書圖画の特例に関する法律関係……………三九五
 (イ) 無料葉書及び之れ以外の文書圖画頒布の禁
 止(ロ) 文書圖画の回覧と頒布(ハ) 掲示するこ
 とのできる文書圖画(ニ) 張札の枚数制限(ホ) 張
 札掲示の制限(ヘ) 服法的文書圖画の頒布又は掲
 示の禁止及びその撤去(ト) 新聞廣告(チ) ラヂ
 オ放送(リ) 余剰用紙の返還(ヌ) 罰則(ル) 他
 の法令との関係……………三九五

第五節 その他……………四〇七
 (一) 選挙期日後の移換行為……………四〇七
 (二) 政党、労働組合等の選挙運動……………四〇七

第十三章 選挙運動の費用
 第一節 支出責任者……………四一四
 (一) 選任……………四一四
 (二) 費用の支出……………四一六

第二節 選挙運動費用の範囲……………四一三
 (一) 最高額の算出……………四一三

(一) 賄賂換算……………四一八
 (二) 選挙運動費用でない費用……………四一八
 (三) 選挙運動費用の計算……………四一七
 (四) 選挙運動費用の届出及び
 公開……………四一七

第三節 選挙運動費用の届出及び
 公開……………四一七
 (一) 支出責任者の選挙運動費用の届出……………四一七
 (二) 政党その他の団体の選挙運動費用の届出……………四一七
 (三) 選挙運動費用の公開……………四一七
 (四) 届出書類の保存及び閲覧……………四一八
 (五) 帳簿の作成及び保存……………四一八
 (六) 支出責任者の事務引継……………四一八

第十四章 選挙の公営
 第一節 選挙に関する費用……………四二一
 (一) 国庫負擔の公営費用……………四二一
 (二) 申請者負擔の公営費用……………四二一
 (三) 公営費用の経理……………四二一

第二節 無料郵便物……………四二一
 (一) 無料郵便物の差出……………四二一
 (二) 無料郵便物の内容……………四二一
 (三) 無料郵便物の外部表示……………四二一

(四) その他……………四五七

第三節 演説会設備の使用及び施設
 の公営……………四五九
 (一) 指定建築物の範圍及び使用制限……………四五九
 (二) 使用申請……………四六六
 (三) 使用及び公営申請……………四六八
 (四) 罰則の取扱……………四六九
 (五) 許可決定及び期限……………四七一
 (六) 許可決定基準……………四七二
 (七) 公営及びその程度並びに附加施設……………四七四
 (八) 公営費用の納付及びその基準……………四七六
 (九) 管理者の權限の委任……………四七八
 (十) 指定設備の學校に関する規定適用……………四七九
 (十一) 一般使用料金の徴収……………四八〇
 (十二) 設備の使用及び公営に伴う費用の負擔……………四八〇
 (十三) 許可の取消及び代執行……………四八〇
 (十四) 選挙管理委員會の規定事項……………四八二

第四節 経公報及選挙公報……………四八一
 (一) 掲載申請期限及び字数……………四八六
 (二) 登載……………四八七
 (三) 発送……………四八七

(四) 発行中止……………四八八
 (五) 発行規程……………四八八
 (六) その他……………四八九

第五節 氏名揭示……………四九五
 参議院議員選挙法並びに同法関係法令の施行に関する
 件……………四九〇

第十五章 選挙訴訟
 第一節 選挙訴訟……………四九一
 第二節 當選争訟……………四九八
 第三節 選挙法違反に基く當選無
 効の訴訟……………五〇一
 第四節 訴訟手続……………五〇二
 (一) 手続……………五〇二
 (二) 保証金……………五〇三
 第五節 その他……………五〇三

第十六章 罰 則
 第一節 總則……………五〇四
 第二節 詐欺登録、虚偽の宣言の罪……………五〇八

第三節 買収及び利害誘導の罪…………… 五〇九

(一) 金銭、物品、利益、職務の供與及び要求申込…………… 五〇九

(イ) 金銭供與の罪 (ロ) 実費供與の罪 (ハ) 物品、職務、利益供與の罪 (ニ) 賄賂接待等の罪 (ホ) 要求申込の罪 (ヘ) 立候補届出前における買収と犯罪…………… 五〇九

(二) 利害関係誘導罪…………… 五〇九

(イ) 利害誘導の罪 (ロ) 個人的利害誘導の罪…………… 五〇九

(ハ) 社会的、地方的利害誘導の罪…………… 五〇九

(ニ) 交付罪…………… 五〇九

(イ) 交付罪 (ロ) 告示前における交付罪…………… 五〇九

(四) 周旋勧誘の罪…………… 五〇九

(五) その他…………… 五〇九

(六) 選挙プロカーの買収罪…………… 五〇九

(七) 立候補断念のための買収罪…………… 五〇九

(八) 没収及び追徴…………… 五〇九

第四節 選挙の自由妨害の罪…………… 五〇九

第五節 職権濫用の罪…………… 五〇九

第六節 投票に関する罪…………… 五〇九

第七節 その他の罪…………… 五〇九

(一) 投票干渉…………… 五〇九

(二) 選挙関係職員に対する暴行脅迫…………… 五〇九

(三) 多衆による暴行騒擾及び不散散の罪…………… 五〇九

(四) 夜禁、閉塞等の攜帶及びこれらの攜帶による選挙施設への入場…………… 五〇九

(五) 氣勢を張る行為…………… 五〇九

(六) 議員候補者に関する虚偽事項公表罪…………… 五〇九

(七) 不在投票及び投票の偽造増減罪…………… 五〇九

(八) 選挙運動取締規定の違反罪…………… 五〇九

(九) 選挙運動費用に関する規定の違反罪…………… 五〇九

第八章 當選無効及び連坐…………… 五〇九

第九章 選挙権及び被選挙権の停止…………… 五〇九

第十章 時効…………… 五〇九

第十一章 公選の罪…………… 五〇九

第十七章 その他…………… 五〇九

第一節 資格審査…………… 五〇九

第一章 選挙権

第一節 積極的要件

(一) 日本国民

一 戸籍法の適用を受けない者の選挙権 (昭和二十年十二月十九日 発地第二四二号内務次官一各地方長官宛)

戸籍法の適用を受けざる者即ち朝鮮人、台湾人及雑土人 (アイヌ人を除く) は選挙権及被選挙権は之を有する。其の当分の内停止せられたるを以て投票を爲すことを得ず又立選人たることを得ること (法附則第五項)

右の者既に選挙人名簿に登録せられたるときは符號に依り選挙を管理し投票を爲さしめざるやう留意し又今後調整すべき選挙人名簿に之を登録すること (法附則第六項)

二 朝鮮人、台湾人の妻となつた者の選挙権 (昭和二十一年十二月二十七日四二号)

問 朝鮮人及び中華民国台湾省民の妻となつた日本人の選挙権はどうか。

答 従来内地人と朝鮮人及び台湾本島人とは夫々戸籍に関する適用法規を異にしてをり、原則として相互間の選挙権は認められていない。内地人が朝鮮人及び台湾本島人の妻となつても内地の戸籍法の適用を受けるのであるから選挙権を有する。將來國籍離脱の手続をとりは選挙権がなくなることはない。

戸籍法の適用を受けない者の選挙権

朝鮮人、台湾人の妻となつた者の選挙権

六 法第六條、第十二條、住居の意義に関する件 (大正十四年七月十日 和歌山縣知事宛地方局長回答)

問 衆議院議員選挙法第六條、第十二條住居の意義に關し左記及照會候也

記

選定交付せられたる衆議院議員選挙法改正理由書に依れば法第六條、第十二條の住居の意義とは各個人の生活の中心たる具体的住所を以て一人に關し同時に二以上の住居の存在を認めざる旨説明あり而して本月十九日発地第三七号貴族院多額納税者議員互選規則改正の件に付依命通牒に依れば同規則第一條に於て住居する者とは其の住所たるを問はず同時に二個以上の住居は認められありて同時に改正せられたる同院の選挙に關する規定に於て其の筆頭文字に此等の相違ありと雖同一の字句なるに拘らず之が解釋を異に致候處では來るべき衆議院議員選挙人名簿編製に當りては同法附屬精神と認むべき同法改正理由書に記載の解釋に據るべきや將た又其の取扱を同一とすべく今回通牒の多額納税者議員互選人名簿編製の例に準ずべき其の改正經過に於て幾分相違する点なきに非ずと雖取扱上異議なき能はざるに付何分の裁量酌示相成度爲念及照會候也

答 六月三十日地第一三三八号を以て標記の件御照會相成候処住居の意義は衆議院議員選挙法に關しては衆議院議員選挙法改正理由書の如く貴族院多額納税者議員互選規則に關しては六月十九日発地第三七号通牒の通に有之候條、御了知相成度

七 他区町村に避難中の者に關する件 (大正十三年一月二十一日 東京府知事宛地方局長回答)

問 震災前某区内に住居を有し震災に因り他区町村に避難中の者の住所に關する左記事例に該當する場合

- 一、一時他区町村に避難したる者の住所は名簿編製の現在日に於ては原区内に復歸し現に居住する事実を必要とするや
- 二、他区町村に避難中の者原区内に自己の住居に充つる爲假借契約を爲しつゝあるが如き住所意思の外部に明瞭に表示せられたる場合に在ては原区内に継続して住所を有すと認定し差支なきや
- 三、他区町村に避難中なる者原区内に住居を設定する意思を有し一定の地点に自己の建築準備を爲し(建築材料を搬入し建築地を確保し又は建築請負契約を爲せるが如き)又は建築中の家屋の借家敷を獲得し若し一定の土地の借地權を設定せるが如く何等かの形式に於て住所意思の外部に表示せられたる客觀的に住所意思を證明し得らるる場合は前項に準じ原区内に継続して住所を有すと認定し差支なきや

四、他区町村に避難中の者原区内に住居を設定せんとする意思を有するも種々の支障に因り未だ住所意思を外形上に表示するに至らざる者の住所は之を如何に取扱ふべきか

答 第一号 一時他区町村に避難したる者は必ずしも名簿編製の現在日に於て原区内に復歸し現に居住する事実なしとするも第二、三号の場合の如きは御見込の通り原区内に継続して住所を有するものと認定し可然と存候
第四号は外形上原区内に復歸せむとする事実の何等認むべきもの無之に於ては原区内に住居を有するものとして取扱ふことを得ざる懸と存候

八 同上に關する件 (昭和三年八月六日 北海道長官宛地方局長電報回答)

問 震災に依り他町村に避難中の者の住所に關し大正十三年一月東京府照會に対し御回答あるも釧路中川郡美濃町は六月二十三日火災の爲市街地約五百戸焼失したるに依り被災者の一部は一時他町村に居を占めつゝあり且下の状態は災後復舊の難に於て東京府照會の第二、第三項の如く住所意思を原村内外部に表示せられあるもの極めて少く八月十日の道會議員総選挙迄に於ても同様なりと存するを以て一 名簿に記載ある者にして一時他町村に居を占むる者は原村に外部的に住所意思の表示なくも住所の継続ありと認む
二 火災を原因とし他町村に居を占むるも職屋先に於て住所意思の外部に表示せらるる場合は住所の移動したるものと認む
右答依りたる懸あり電報にて御回答せむ

九 一時他町村に避難したる者の住所 (昭和三年二月九日)

密年三月奥村後地方の震災に因り住家を失ひ一時他町村に避難し九月十五日選挙人名簿編製期日に於ては未だ復歸せざりしもの村に居住の意思継続するものとの認定に因り選挙人名簿に登録せられし者未だ建築準備中にして復歸せざるものと雖衆議院議員選挙法第三十條前段に該當せず

郷里に家を有する者の住所

十 住所の認定に関する件

(昭和二年五月十三日 地裁第三一四号地方局長通牒)

郷里に家を有する政務官にして東京に一家を構え時々歸郷する者の住所は東京に在るや將た父郷里に在るやは一に事實の認定に隨するを以て各其の事實に付決定するの外なまも大体に於て左の通り決定するを相当とす。

記

一 郷里の住家には家畜を置く家族の全部と東京の住家に同權する者

右の如き者の住所は東京に在るものとす

二 郷里の住家に家族の全部を置く東京に居住する者

右の如き者の住所は郷里に在るものとす

三 家族を二分し其の一部は之を郷里に置き其の一部を東京に置き之と同權する者

右の如き者の住所が其の何れに在るやは全く個々の事實に付決定するの外なし

十一 市町村の地先海面埋立地にして編入手續未了土地の所屬及住居者の選舉權

(昭和二年九月二日 地裁第一七四号決定)

市町村の地先海面領海内及地先海面の区域内に於ける埋立地にして未だ編入手續を了せざるものは其の市町村の区域に屬するものとす。其区域内に住居を有する者は法定の資格要件を具備する以上選舉權を有するを以て其の区域の屬する市町村の市町村長に於て其選舉資格を調査し名簿に登録すべきものとす。

十二 学生生徒の住居に関する件

(昭和二年九月二十三日 東地第二五九号東京府知事宛地方局長回答)

問 修学の爲他地方に在る学生生徒の住居は左記の通り解し可然乎

(一) 学費の全部を郷里より送付を受け夏休、冬休、学年末休等には郷里に帰省する者

右の如き者の住居は郷里に在るものとす

(二) 学費の半は郷里より送付を受け其の半は自己の労働に依りて求め夏休、冬休、学年末休等に郷里に帰省する者

地先海面等に住所を有する者

学生、生徒の住所

右の如き者の住居は郷里に在るものとす

(三) 学費の全部を自己の労働に依りて求め夏休、冬休、学年末休等に郷里に帰省せる者

右の如き者の住居は他地方に在るものとす

(四) 学費其の他の生活費を郷里より送付を受け夏休、冬休、学年末休等と同權する者

右の如き者の住居は他地方に在るものとす

答 事實の認定に關する事項なるを以て一般的に之を決定することを得ざるも大体左の通りと存す

(一) 附例(一)(二)の如き者に付ては御見込の通と存す

(二) 附例(三)(四)の如き者に付ては個々の事實に付決定するの外なきと存す

十三 衆議院議員の選挙權の要件たる住居の認定に関する件 (昭二、五、二地裁ノ第二五七号各地方長官宛地方局長通牒)

登記の件に就いて、左記の通牒定するに於て決定したから、今後選挙人名簿を調製する際遺漏のないやうに留意せられたら

記

一、修学のため寮、寄宿舎又は下宿等に居住している学生、生徒の居住は、原則としてその寮、寄宿舎又は下宿等の所在地にあるものとす

二、寮又は結核等の療養所、病院等に、相当長期に涉つて入院加療中の者の居住は、原則としてその療養所、病院等の所在地にあるものと推定する、追つてこの通牒によつて昭和二年九月二十三日内務省東地二百五十九号地方局長通牒は廢止せられたものと御了承願ひたい

十四 同上の件 (昭二、四、六北海通牒管理)

問 修学のため、寮、寄宿舎又は下宿等に居住している学生、生徒にして、全部又は一部の学費を郷里より送付を受け夏休、冬休、学年末休等には郷里に帰省する者の住所は、郷里に在るものと存するが、差しかりたる問題なり御意見承知致したるに急務なり

修学のため寮、寄宿舎等に居住している学生、生徒及び病院に長期に涉つて入院加療中の者の住所

入院加療中の者の住所

船員の住居

答 電照の住居規定の件は、昭和二十一年五月二十二日附地発の第二五七号地方局長通牒「衆議院議員の選挙権の要件たる住居規定に関する件」により原則として察、資信舎又は下宿等の所在地にあるものとして取扱われたい。

十五 船員の住居 (昭和三十一年一月二十六日) (逓信次官宛内務次官回答)

問 右に關しては海員協会及日本海員組合代表者より別紙の通牒情有之候に付当省安田事務官をして貴省坂東洋行第一船海員の生活環境並に当方の希望を申込候候海員は業務の性質上遠く海上に於て勤務する者なるを以て其の乗組船舶の最も多く寄港する海濱都市に於ける海員ホーム等陸上の根據を定め之を住居と爲し居るを常とする実況なるが故に陳情者の云ふが如く過般横浜其の他の都市に於て過般人名録を作成せらるるに當り右の場所を以て衆議院議員選挙法第十二條所定の「住居」と認定せられたりしものとせば議員中選挙人名簿に登錄せらるる者極めて少数に過ぎざるべく折角海員の爲認められたる不在投票権は結局之を行使するの途なきに至るのみならず右は立法の精神にも副はざる事と思料せられ候候別紙第十二條の解釈に付ては陳情の趣旨相違し候様可然御配慮相成何分の義御回示相煩度

答 衆議院議員選挙法第十二條所定の「住居」とは具体的「スマキ」を具備せる住所(生活の本據)の義に有之所謂海員ホーム等は之に該當するや否やは個々具体的ものに付て認定するの外なきも右「住居」の解釈に關しては特別の取扱を爲し得ざるものと御承知相成度

十六 船舶に生活してゐる者の住所 (昭和四十二年二月十四日)

陳船又は水船と稱し常に長崎市港内の沿岸に留置し其の船内に家族全部生活を営み而して同船舶の庫船と稱するは貨物船入港の際同船より貨物を積入これを陸揚げするを業とし水船と稱するは陸上より水を運搬し港内に於て汽船又は発動機船等に水の供給を爲すを業とする者に於て何れも港内にのみ在りて港内外に涉り航行するを業務上目的とするものにあらずとも天候等の關係上荷物船若しくは水の供給を多くべき船舶が港外(他町村の埠倉)に碇泊したる場合に於ては其の船舶の碇泊場所に到ることあり右は偶々特別の場合に限る例外に過ぎざるものと雖同一市内に引続き法定の期間住所を有せざる者と認めらるるを以て公民権を有せざるものとす

十七 船内居住者の住所又は住居に關する件 (昭和七年九月十二日附地第八八号) (各地方長官宛地方局長通牒)

陳記の件左記の遺言決定相成候儀に付地裁

船内生活の居住

船内居住者の住所

遺言決定に抵觸する従前の通牒回答等は自然消滅の義に付其の旨御了知相成度

左 記

市町村の地先海面に一定の碇繋所を有する船舶内に居住する者の住所又は住居は假令其の船舶が日常業務の關係上碇繋所を離れ輪には他市町村の区域に航行することあるも業務を終れば直ちに碇繋所に歸來するの關係を失はざるるときは依然繼續して碇繋所々在市町村内に在るものとす

理 由

市町村の地先海面に一定の碇繋所を有する船舶内に居住する者の住所又は住居に關しては從來争角の議論の存する所なりしも當省としては其の者の住所は其の船舶内に在り船と共に移動するものと認め航行目的の如何を問はず苟も一種其の船舶が碇繋所所在の市町村外に航行することあるに於ては其の船舶内に居住する者は直ちに住所を他市町村に移し碇繋所所在の市町村内に於ける住所又は住居の年限を中断することと解し來りしも同様の問題に關し今般大審院に於て其の船舶が日常業務の關係上碇繋所を離れ輪には他市町村の区域に航行することあるも業務を終れば直ちに碇繋所に歸來するの關係を失はざる限り其の者は繼續して碇繋所所在の市町村内に住居を有する者と爲すを相当とすとの判決を爲したる關係も有之此の如き問題に關し大審院並當省と其の解釋を異にするは之を避くる方可然と認むるに付て統一を計る上に於て從來の解釋を改むるを公認と認む

追て地方制度に所謂住所に付ても亦本文同様解釋するを相当と認む

十八 海外渡航者住所に關する件 (昭和三十一年十一月十六日) (沖繩縣知事宛地方局長回答)

問 本縣は海外渡航者比較的多数有之是等に關する公民権の有無に關し疑義の点ありたるも市町村會議員選挙人名簿編製に際しては從來本縣地に住所を有する者と解し登録致し來り候得共昭和二十一年五月は縣會議員選挙法施行せらるるに付本年開製の右名簿に付ては嚴密なる調査を行はしめ即ちも疑義の点を明し度一面縣に衆議院議員選挙に於ける棄権者の多くは海外渡航者たるに疑義等を各簿に登録するは是れに手数を煩雜ならしむる所以なるに依り此の際可然処理致度尤も大正十三年四月行政裁判所判決渡航者住所の事實の判定の判決例有之候も右と事實を異にする左記事項に據くる事實を有するものに關し何分の御教示を仰ぎ度及御照會候也

海外渡航者の住所

一、全家族と共に海外に移住し住宅は他人に管理せしむる者は其の町村より住所を撤廃したるものと解し差支なきや
 一、家族の一部を郷里に残して海外移住し数年或は十数年間郷里に離年数回帰郷又は送金を爲す者あり然れども残されたる家族は自活の途を謀じ送金に依り生計を営むにあらずと交渉なり
 如斯場合海外渡航者は住所を其の町村より撤廃せるものと解し差支なきや
 一、海外渡航者中近き将来に於て分家（新一戸を構ふるの意）すべき状態にある者夫婦又は単独にて海外に渡航し数年或いは十数年間郷里を離れ先づ一戸を構へ住所を定めたるものと解し差支なきや
 右は専ら個々の事案に付決定するの外なきも他に反証たるべき事案なき限り於て見込の通

十九 選挙人名簿調製に關し疑義の件（昭和二十年十月二日地発乙第134号）
 （東京府民生局長宛地方局長回答）

衆議院議員及地方議會議員選挙人名簿調製に關し左記の点疑義有之候に付手続何分の御回答相煩度及照會候也

大島、三宅及八丈支庁管下の島民は今次戦争の戦列化に伴ひ去年七月より逐次離島疎開を爲し本年七月迄に疎開せる者夥しき故に達せるも戦争終結と同時に歸島を開始し本年十月中歸島予定の予定にして其の大半は選挙資格調査期日たる九月十五日現在に於ては従来の住居地以外に滞在するの現状なり
 然れ共右疎開者は何れも戦局の激化に因る当局の方針に基き已むなく一時緊急避難を爲し戦争終結の際に歸島の意志を有せるのみならず家庭は其の離し離島引揚せるものなるを以て本件の如き特殊事情下に在りては住居に關する要件を具備せるものとし歸島者に付選挙人名簿に登錄相成可然哉

選挙区	人口	離島者	残留者
大島支庁管内	一六、一四〇	七、五三一	八、六〇一
三宅	五、四三〇	二、七〇〇	二、七三〇

生活物資の配給を受けている地と住所

八丈々 七、七六二 四、二六二 三、五〇〇（内二、五〇〇選挙員）
 答 寄月二十九日民総発第六三二号を以て御照会に係る標記の件一時緊急避難と認められ復帰せんとする者に付ては御見込の通りと擬存既條御了知相成度

二十 選挙人名簿調製に關する件（昭二一、七、二四地発乙第四〇七号）
 （神奈川県知事宛地方局長回答）
 問 標記の件に關し左記事項につき疑義を生じましたので何分の御指示を得たく、に御伺ひします

記
 郡会地轉入抑制措置令による指定地域に實際居住してゐる者で同令により轉入居住の手続が出来ませんので他の市町村に居住の手続をして主要食糧其の他の物資の配給を受け前記居住地にこれを持参し生活してゐる者の住居は何れにありや尙實際に居住してゐる市町村に居住ありとすれば物資の配給を受けてゐる市町村に於ては配給を停止せられるを以て右のやうな場合は両方共住居してゐることとなり選挙人名簿には前市町村に於て重複登録せられるおそれが多分にあります
 答 七月十六日地方四五五号を以て御照会になりました標記の件に關し左記の通回答する

記
 住居の認定は、専ら個々の具体的事案について、本人の主観的意志及び客観的事実を綜合して決定すべきもので郡会地轉入抑制措置令の有無により左右せらるべきものではないが、生活物資の配給を受けること、住居認定の二つの重要資料であるからその他の主観的客観的事実より配給物資の受領地を住居と認むべき場合が多いものと存する

二十一 選挙人名簿調製上の疑義に關する件（昭二一、八、七東京府民）
 （生局長宛地方局長回答）

問 現下の食糧事情のため疎開する者に対しては他日希望によつて何時でも都内に轉入することが出来る証明書を發行して轉出の手続を繰つて居りますが選挙人名簿の調製に當つてこれ等の者が何れの地に住所があるか此が疑義を生じますので左のやうな事案について何分の御指示を願ひたい

自本件に於て住所あるものとすれば当人は租税の納税義務あるものと認して之を併せて御回答を願ひたい。

記

- 一、借家住みの者購置の意思を以て疎開したるもの
 - 二、右の場合家屋の借借契約は解除せず知人等に留守を託して疎開したるもの
 - 三、自己所有の家屋を一時他人に賃貸し開置の意思を以て疎開したるもの
 - 四、家屋の一部を残して開置の意思を以て疎開したるもの
- 答 本月三日附民務部第一〇五六号で昭会された借家人名簿調査上の疑義に関する件次の通り回答する。
- 一、二及び三は何れも疎開地に、四については実情につき認定する必要があるが一般的には都内に住所のある場合が多いようには感はれ

遷米した者の住所

二十二 兼務院議員人名簿に関する件

(昭和二十二年十二月二日附閣議答) 管理委員会委員長宛宛答(昭会答)

問 兼務院議員選挙法施行規則第一條の別記様式中住所とあるを今般住所と改正せられたるも此の改正により生ずる相違の点御指示願ひます

答 遷米の件に關し兼務院議員選挙法施行規則第一條の別記様式中住所とあるを今般住所と改正せられたるも此の改正により生ずる相違の点御指示願ひたい

おつて、遷米といへば、從來住居とは各個人の生活の中心たる 具体的住所即ち各個人の生活の本據たる住所につき更に有形的設備たる「住居」の事實があることを要件とするものであり、住所とは單に生活の本據なる法律上の抽象的觀念であり従つて有形的設備を伴ふことは必然的な要件ではないと解されていたが、これは「一定の住居を有しない者」が從來賦格條項とされていたからであるが(もつとも實際上の適用については殆んど遷米が認められなかつた。)削除されるに至つたので、民法上その他一般の用語例により「住所」と改正されたのである。

(一) 判決要旨 原告は遷米前住居に住所を有したることを争ふを以て本件唯一の争点は原告は遷米中笠松村に於ける原告從來の住所を移したるや否やにあり依て案するに原告は明治四十年八月遷米したるも家族を其體に遷米したるものにして大正元年

一旦歸國し超えて大正二年五月妻を伴ひ遷米し長男も亦來り大正九年一月迄滞在するも甲第八号証部長の照会に対する笠松村長の回答によれば原告は一年乃至一年半の期間を以て或は山林或は漁業或は製材の労働に従事する爲め笠松村に遷居したることを感じべく而して二笠松村に於ては自己の家屋を所有し之に尙親並に長男 男を残し置き尙出稼地より送金して之を扶養し居たりしことは甲第六号証部長の照会に対する笠松村長の回答により明なるのみならず遷米中と雖も近隣親族等の社交は原告名義を以て爲せしことは争なく加之居住の水きを見るを以て直に住所となすべからざるは勿論にして又居住の中断を以て直ちに遷居の意思ありと爲すべからざるものなるを以て原告が遷米水きに亘り數ヶ所に滞在せしも單に出稼なる特定の目的の爲め一時的に居住するの意思を以て各所を遷居したるものに過ぎずして未だ實て笠松村に於ける住所を遷移せざりしと明なりとす(第八三号大正二年、同十三年四月一日宣言)

明治三十二年第七八号、同三十三年三月十二日宣言

(2) 判決要旨 本條に所謂町村住民とは本籍の存在する者と否とを問はず現に其の町村に居住する者を指すべし本籍地以外に遷居ししことなき理由を以て必しも本籍地の住民なりと謂ふを得ず

(3) 判決要旨 本籍地たる甲村に家族を留め置き自己の名を以て諸税を納むる者は甲村乙町に寄附するも依然甲村に住所を遷移するもの即ち住民なりとす(明治三十四年第二七号、同三十五年二月二十八日宣言)

明治四十五年第九九号、同年七月五日宣言

(4) 判決要旨 町村制第六條第一項に所謂住所は民法に所謂住所に同じく生活の本據を指稱せるものとす

(5) 判決要旨 首尾木一が本籍地實村に妻を置き同村に於て負債を分任し地租を納むる事實と同人が本籍地實村に於て地租を納め村税を負擔し一戸を構へ妻を居住せしめ常に同所の間を往復しつゝ家計を整理せりとの部長回答書の記載事實とを綜合して考へれば同人が廣島市に寄附するは營業上の必要より單身同市に寄附するに過ぎずれば住所は依然實村に在るものと認むるを相当とす(明治四十五年第五〇号、大正元年十一月二十二日宣言)

(6) 判決要旨 原告が明治四十四年七月中より南秋田郡川口村に於て遷居し農食を共に爲したる事實ありしことと之を認め得べし

住民の意義

納税と住所

住所の意義

納税と住所

老母と共に農食
事實と住所

し、雖も法律に所謂住所とは單純なる寢食の事實を指すものに非ざるが故に前示の事實のみを以て直に之を住所なりと斷定するを得ず而して乙第八号証其他諸証等を綜合して考うれば原告が川尻村川口郷老母と寢食を共に爲したるは一時秋田市内に於ける住所を不在爲したるに止まり廢止したる結果に非ざるを以て原告は依然秋田市内に住所を有するものと認む

(7) 判決要旨 寄留地は生活の本據を移さざる者と雖も一定期間以上の滞在者は必ず之を爲すべきものなれば曠に寄留地の記載に依り町村住民たるや否やを決定すべきものにあらず (大正二年第一五〇号、同年十月二日宣告)

(大正二年第四三三号、同年十二月十一日宣告)

(8) 判決要旨 波木金太郎が明治四十五年五月迄八森村に住所を有せしこと同人の異議申立に對する決定書に依り明なるを以て反証なき限り同人は引継ぎ八森村に住所を有せしものと認めざるを得ず然るに甲号証に依るは同人の妻子は明治四十五年五月以來他郷に移轉し同人は大正元年八月以來鹽釜鐵道山合宿所に寄居したること明なるも是等の事實のみを以て在來の住所を他に移したるものと認むることを得ず而かも乙第四号証に依れば同人は鐵道業所に於て一定の地位を有し且村内に於て土地を所有し三等郵便局長を勤務し居れること明なるを以て同人の住所は依然八森村に在るものと認む

(大正二年第二五三三号、同三年七月四日宣告)

(9) 判決要旨 公務に従事する者は勤務地に居住するの義務を有するに依り反証なき限り勤務地を以て生活の本據と認めざるを得ず

(10) 判決要旨 諸種の寄附を爲したること恩給を受けりたること納税を爲したること家族を居住せしめたること等の事實は必ずしも生活の本據を定むるの標準と爲すに足らず

(大正四年第二四四号、同年十二月二十三日宣告)

(11) 判決要旨 原告が本籍地町村に養母、妻子等と他町に寄留の旨及旨廢止の旨届出又寄留地町長に届出で其子女が寄留地の學校に在學し又原告が寄留地に於て賦課戸數額並に其附加税を納付せる等の事實を綜合考査すれば原告は本籍地の住所を撤廢して寄留地に居住したるものと認むべきものとす

(大正七年第二号、同年六月二十一日宣告)

(12) 判決要旨 修学修業の爲一時寄寓する場所の如きは住所と稱すべきものにあらずが故に田口厚は從來の住所を廢するの意思なく

寄留地の記載と住所

團身合宿所に寄居した者と住所

公務に従事する者の生活の本據諸種の寄附を爲したること等と生活の本據

寄留地に届出の届出と住所

修学修業と住所

寄留の事實と住所

処刑の事實と住所

刑務所に在監した事實と住所

轉住後の戸籍分合と資格の通算

從來の住所に再開せざる意思と住所の移動

住所の意義

其住所は引継ぎ山口村に在りたるものと認むるを相当とす

(大正九年第五七号、同十年七月五日宣告)

(13) 証人が原告は大正七年八月より大正八年九月まで証人宅に寄留したり其寄留前は福井市佐佐木中町に家族一同と同居し居りたるが家族が武生町に轉るに付福井新聞主筆たる職務關係上証人方に寄留し家族は武生町に轉りたる次第にして時々証人方に養泊を爲し一箇月の内十二、三日位は養泊したりと思ふ旨の供述原告は係争期間の前後福井市に住所を有したること並に原告は明治四十五年八月頃より継続して福井市に於て養育する福井新聞の主筆にして之を主要の職業とし同社より毎月百円以上の給料を受け之が唯一の生活資料なること等の事實等を綜合考査するときは同人の住所は福井市佐佐木中町に在りたるものと認むるを正当とす

(大正十一年第一四四号、同年九月十五日宣告)

(14) 判決要旨 懲役一年の刑に処せられ其の執行を受けたる事實のみに因りては従前の住所を失いたるものと爲すことを得ず

(大正十四年第二二五号、同十五年七月二十日宣告)

(15) 判決要旨 刑務所に在監したるの事實のみに依り従前より有せる住所を撤廢したりと云ふことを得ず

(昭和二年第一六九号、同年十月十八日宣告)

(16) 判決要旨 甲町住民たりしが乙村に轉居したる場合に於ては其の後乙村が甲町に編入せられたる場合と雖甲町住民たりし資格を乙村編入後の甲町住民たる資格に通算すべきものに非ず

(大正五年第七五号、同六年三月六日宣告)

(17) 判決要旨 原告は住所の移動に付ては從來の住所に再開せざる意思を必要とす然るに原告は明治四十年以降大正四年九月迄約十ヶ年間從來の住所たる白銀村に再開せざる意思を表示したることなきが故に依然白銀村を以て原告の住所地なりと認むべきものなりと云ふと雖も住所の移動に付ては現実に新なる住居を以て生活の本據と爲したる公法的事實の存在するを以て是り從來の住所に再開せざる意思を必要とするものに非ず

(大正八年第六二二、同九年十月一日宣告)

(18) 判決要旨 本條の住所とは民法第二十一條に定むる住所の謂にして各人の事實上に於ける生活の本據なるを以て寄留に関する届出

の如き形式上の手続と相関するものに非ず其の意思に付其の意思を表明するも其の實行あるに非ざれば未だ変更ありたるものと謂ふを得ず

住所の環境

- (19) 判決要旨 或地が或人の住所なりや其の地を以て生活の本據と爲す意思の實現即ち其地に常住する事實の存するや否やに依り決すべきものにして如何なる状況の存すれば斯る意思ありと認めらるべきかは事實問題にして固より一定の具体的標準あるに非ず
- (20) 判決要旨 或市町村の地先海面にして陸地に接近せる場所に一定の確鑿所を有する船舶を以て生活の本據と爲し一年以上居住する者は假令其の船舶が業務の關係上月数回確鑿所を離れることあるも業務を終れば直に確鑿所に歸來する關係を失はざる限り衆議院議員選挙法第十二條第一項に所謂一年以上其の市町村内に居住を有する者と謂ふに該當するものとす (昭和七、八、二民)
- (21) 判決要旨 住所の所在は生活の本據と爲むべき客観的事実の存在するを以て足り之を住所とするを眞意所屬住所確定意思の存在を必要とするものに非ず (昭和十四、二、二六、民)

第二節 消極的要件

(一) 禁治産及び準禁治産者

民法七、二五五六
自民法七、二五五六
人事訴訟手続法四〇乃至六九

- 一 白痴の癡者に関する件 (明治三十五年四月十二日) 地裁第六七号省議決定の内)
- 二 宣告を取消されたる禁治産者に関する件 (明治三十五年四月十八日地裁第六七号省議決定の内) 地方局長より關府縣長官宛電報)

白痴癡癡宣告を取消されたる禁治産者

衆議院議員選挙法の件に關し左の通決定相成候條爲御參事此致及通候條也

記

選挙人名簿編製後禁治産者又は準禁治産者たるの宣告を受けたるもの選挙当日迄に其の宣告を取消されるときは選挙を行ふことを得るものとす

- (1) 判決要旨 禁治産宣告の効力は決定の適法なる發達ありたる日より生ずるものとす (民事大正五年六月二十四日判決)
- (2) 判決要旨 準禁治産者か準禁治産者の宣告は既に取消され選挙権をも有する旨表明するが如きは民法第二十條に所謂詐術を用ひたるものとす (昭和四年(オ)第一九六号同五年四月十八日判決)

(二) 処刑者 (衆法一〇五六)

一 市制町村制中刑期に關する件 (大正十五年十月二十日内務省編地第七一號地方局長より關府縣長官宛) 標記の件に対する左記申身長崎縣知事の照会に対し乙号の通回答候條爲念 (甲号)

長崎縣知事照会 (大正十五年九月六日一五期第一、二(六号))

市制第九條第一項第六号及町村制第七條第一項第六号に所謂「刑期」とは刑の言渡しに依る刑期を指すものなりや又は刑の執行を受けたる期間を指すものなりや解釈上疑義に亘り候條至急何分の御指示相煩候條 (乙号)

地方局長回答 (大正十五年十月廿日内務省編地第七一號)

標記の件九月六日一五期第一、二(六号)を以て御照会相成候條是は前段御見込の通り候條但し左の場合に於ては變更せられたる刑期に依る議と御了知相成候

記

一 勅令に依る減刑にして刑を変更せられたる場合 (恩赦令第七條第一項)

刑期

禁治産宣告の効力
準禁治産者として詐術

二 特定の者に対する被刑にして刑を変更せられたる場合（恩赦令第七條第二項但書）

理由

刑期に關し起るべき各種の問題大凡左の如し

- (1) 刑の執行猶予の言渡を受け其の言渡を取消せしむることなくして猶予期間を経過したる場合（刑法第三五條乃至第二七條）
- (2) 大赦ありたる場合（恩赦令第三條）
- (3) 特赦せられ且將來に向け刑の言渡の効力を失はしめられたる場合（恩赦令第五條但書）
- (4) 復権（恩赦令第九條第十條）
- (5) 勅令に依る減刑（恩赦令第七條第一項）
- (6) 特定の者に対する減刑にして刑を変更せられたる場合（恩赦令第七條第二項）
- (7) 特赦せらるも後に刑の執行を免除せられたるに止まり將來に向て刑の言渡の効力を失はしめざる場合（恩赦令第四條第五條）
- (8) 特定の者に対する減刑にして後に刑の執行を軽減せられたるに止り刑を変更せられざる場合（恩赦令第七條第二項）
- (9) 時効に依り刑の執行を免除せられたる場合（刑法第三二條）
- (10) 假出獄（刑法第二條）

以上の各場合に付考究するに

- (一) (1)乃至(3)の場合に於ては何れも刑の言渡の効力は消滅するものなるが故に刑期の問題を生ぜず
- (二) (4)の場合に於ては法令の定むる所に依り資格を喪失し又は停止せられたる者も將來に向て其の資格を回復するものなるが故に此の場合に於ても刑期の問題を生ぜず(三)(5)(6)の場合に於ては將來に向て刑を変更せらるるものなるが故に刑期は減刑に依り変更せらるるものとす
- (四) (7)(8)(9)の場合に於ては後に刑の執行を免除せらるるに止り刑の言渡の効力は依然消滅せざるが故に刑期は何等変更せられず
- (五) (10)の場合に於ては後に假出獄せしむることなくして言渡せられたる刑期を変更するものにあらず

占領軍軍事裁判による禁錮と選挙権喪失

連合軍の軍法会議により刑に処せられた者の選挙権

失格の始期

二 占領軍軍事裁判により禁錮に處せられた者の選挙権及び被選挙権

(昭三三、六、三三地方自治法第二〇七條)

問 占領軍軍事裁判により禁錮に處せられた場合における地方自治法第二〇七條及第二〇七條の關款につき左記事項折返し御回答願ひ候べき必要があるので御回答する。

記

一、地方自治法第二〇七條及び第二〇七條に規定する禁錮に当然該当するものと解して差支ないか。

答 昭和三十二年六月十二日地第一〇七二号照会の趣意の件 一、は該当せず二、はその必要がない。

三 連合軍の軍法会議により刑に處せられた者の選挙権 (昭三三、一〇、四 三重縣総務部長宛選挙権喪失問答)

問 連合軍の軍法会議によつて刑に處せられた者(重、軽労働)の選挙権はどのやうか 答 何等影響を受けなく。

四 現職村長の選挙違反事件と村長の失格

(昭三三、六、五 鳥取縣選挙管理委員会委員長宛地方局長宛問答)

問 現職村長がその村長選挙の違反により(罰金五千円選挙権被選挙権を停止せず)との判決を受けた場合被選挙権が中断し失格するか、または中絶せずのまゝ在職するか至意御回答ありたい。

答 電照の村長選挙違反の件、その当選は衆議院議員選挙法第三十六條により無効にして判決確定したとき失格するも被選挙権は中断せず

五 罰金刑に處せられたる者の選挙権、被選挙権停止期間の満期に関する件

(昭三五年十二月二十七日廣島地方局長宛問答)

問 衆議院議員選挙法違反に依り罰金刑に處せられたる者が選挙権を有せざるべき期間は其の裁判確定(上告審判決の日又は其の翌日何れより起算すべきや

答 衆議院議員選挙法違反に依り罰金刑に處せられたる者の選挙権、被選挙権停止期間の始期は判決確定の日より起算すべきものと存す

選挙権の回復

六 刑の執行有終期満了と選挙権被選挙権の回復 (昭和十七年十一月十七日 鳥取県知事宛地方局長回答)

問 衆議院議員並市会議員選挙人名簿編製に当り左記刑科を有する者に対しては他の要件を具備する者なる場合本年九月十五日現在に依り編製する該選挙人名簿に登録し得るものなりや刑法第二十七條の規定は「刑の執行有終期満了の言渡を取消することなくして猶予期間を経過したるときは刑の言渡は其の効力を失ふ」とありて假令衆議院議員選挙法の規定に依り選挙権被選挙権停止五年間の判決を受け居ると雖も刑の執行有終期満了の時より之が資格を回復するものとも思料せられ候も左記判例も之有即か疑義に負ひ候條至意何分の御回答相煩度道而恩教第五條但書に依る特赦を受けたるものに対しても同様疑義有之候條此段及照会候

記

- 一、裁判の日 昭和十四年八月七日
- 一、確定の日 昭和十四年八月十三日
- 一、犯 数 一 犯
- 一、刑名刑期 禁錮三月、三年間刑執行有終
- 一、罪 名 市会議員選挙違反(衆議院議員選挙法第百十二條該当)

判 例

- 一、本條(刑法第二十七條)に依り刑の執行有終期満了の効果は刑に非ざる選挙権被選挙権を禁ずる宣言を左右するものに非ず(大正十行判)
- 二、特赦は將來に向て犯罪なりしものと見做さるるに過ぎずして刑の言渡に基く既成の被選挙権喪失なりしものと見做すことを得ず(大阪控五年決)
- 三、刑の言渡に因り發生したる被選挙権喪失の効果は特赦の爲変更せられず(行裁大三年三号、大正三、三、一七)
- 答 右は何れも選挙人名簿に登録すべきものと存す
- (1) 判決要旨 法第十一條(現行第六條)は選挙の時に当り選挙権若くは被選挙権を有すべき者の資格に關する規定なるを以て選挙有終期満了後

選挙有終期後の処罰

に於て禁錮以上の刑の宣告を受けたる者は同條第四号の規定中に危言せらるべきに非ず(明治三十五、民刑例九卷九五頁)

- (2) 判決要旨 刑法第五十六條に所謂懲役刑の執行を終りたる日とは刑期満了の翌日に非ずして受刑の最終日と解すべきものとす
- (3) 判決要旨 刑の執行有終期満了の者は町村制第七條第一項但書第七号に所謂「刑の執行を受くることなきに至る迄」の者に該当するものとす(昭和四、二二、一六行)
- (4) 判決要旨 選挙期日に於て刑に処せらるるこの未だ確定せざる者は其の期日に於て被選挙権を有せざる者に非ず(昭和五、一一、一四行)
- (5) 判決要旨 刑の執行有終期満了の判決を受けたる者執行有終期満了を取消することなくして其の期間を経過したるときは選挙権を有せざるものとす(昭和五、一一、一四行)

第三節 特別選挙権 (自法二八二四自令二四)

一 従来名譽公民であつた者に特別選挙権を附與した場合の選挙権の行使 (昭和十一年十一月二十七日 地裁(第六四一)号各地方長官宛地方局長通牒の内)

問 管下耶麻郡喜多方町助役何某は隣松山村に住居を有しているが、喜多方町の有給助役となつたため、従来所謂名譽公民権を有していたので、喜多方町の選挙人名簿に登録されていたところ、近く退職する予定であり、右の者に対して退職後町村制第十二條第二項による選挙権を付與した場合は、退職後も喜多方町において選挙権を行使することが出来るか(福島縣)。

答 右見込の通りである。

二 特別選挙権の申請の方法 (同上)

問 特別選挙権は本人の申請を必要とするが、毎年申請を要するや。

答 一四の申請により爾後効力を有する。

三 住居要件特免の申請先 (同上)

問 住居要件特免の申請は誰に提出すべきであるか。

刑期満了の日
刑の執行有終者
判決確定の者
執行有終期日を
経過せる者

選挙権の行使

特別選挙権の権申請の方法

住居要件特免の申請先

特別選挙権付與の要件

合宿所に入所している者と特別選挙権

内務部長と特別選挙権

婚姻して住居六月未満の婦人と特別選挙権

特別選挙権者の死亡等の場合に於ける遺絶方法

選挙人名簿に登

答 市町村長に提出すべきである。

四 特別選挙権付與の要件 (同上)

問 特別選挙権の付與の爲には従来当然市町村において選挙権を有していたことが絶対に必要か。
答 絶対に必要ではないが、そういう取扱をしたい。

五 合宿所に入所している者と特別選挙権 (同上)

問 甲村所在の会社の合宿所が甲村とは道一ツ隔つた乙村にあり、しかもこの合宿所は甲村の配給を受けている場合、この合宿所の入所者には特別選挙権を與えてよいか。
答 甲村に合宿所に入所しているというだけでは適當ではない。嘗て甲村に居住し、甲村の選挙権を行使していたら、當然である場合に於けるのが適當である。

六 内務部長と特別選挙権 (同上)

問 内務部長等を選挙管理委員にするために特別選挙権を與えてよいか。
答 や、行過ぎたはあるが議決したものは有効である。

七 婚姻して住居六月未満の婦人と特別選挙権 (同上)

問 婚姻して住居を移動して來てからまだ六月にならない婦人に特別選挙権を與えてよいか。
答 行き過ぎである。

八 特別選挙権者の死亡等の場合に於ける遺絶方法 (同上)

問 特別選挙権を付與した後本人の死亡、失格等の事故が発生した場合、關係市町村間の選挙権については、法令に何等の懸念がないが、いかにしたらよいか。
答 當然に通知すべきである。

九 選挙人名簿に登録後他村に特別選挙権を與えられた者の選挙権の行使 (同上)

問 甲村に居住しその村の選挙人名簿に登録されている者が、その後乙村において特別選挙権を與えられたが、既に名簿更新期日である

選挙権の特別行使

廢置分合と特別選挙権

廢置分合等と特免の効力

廢置分合と特別選挙権の効力

特別選挙権の取消

ため、乙村においては、各選挙権者となりえない場合においても、甲村においては、選挙権を行使しえないものと認むべきである。
答 御見解の通りである。

十 廢置分合の場合の特別選挙権付與に関する件 (昭三三、三、二〇 徳島縣内務部長宛選挙権課長回答)

問 本縣南門市制施行のため、特別選挙権を付與する場合は市会決議は、職務管理において専決処分して差支なきを要するものにつき無効にして折返し返すか。
答 電照の特別選挙権の件併前の町村において特別選挙権を有したる者については格別その他の場合については、選挙なりきりであるか、かかる処分はされたい。

十一 廢置分合の場合前町村公民館特免の件遺陳 (明治三五、十一、二六地甲第一一六号地方局長)

問 町村の廢置分合又は境界変更ありたる場合に方り既に其の前町村制第七條に依り町村公民たる制限の特免を議決したるものも其効力は終て後の町村に及ばざる議と決定相成候間爲御心得依命此段及遺陳候也

十二 区の廢置分合の場合特別選挙権の効力に関する件 (昭三三、三、二二官行第四〇三号宛地方局長回答)

問 区の廢置分合又は境界変更があつた場合既にその前に東京都制第四百五十五條第二項の規定によつて特別選挙権付與の議決をしたものがある場合その効力は引継の区に及ぶや否や従前の町村制に基く公民権特免に關し明治三十五年地方局長訓令の次第もありますが両者の間に多少事情を異にするためこれが取扱につき疑義を生じますので何分の御指示を與えられたい。
答 本月六日付官行第四〇二号にて照会のあつた標記の件については、特別選挙権の附與は、その附與をなした団体と附與された者との間にのみ効力を有するものであり、従つて区の廢置分合があつた場合は、その効力も又消滅し引継の区に及ばないものであるからこの點御了知ありたい。

十三 特別選挙権の取消 (昭三三、一〇、四 三重縣総務部長宛選挙権課長回答)

問 地方自治法第十八條第二項の規定によつて特別選挙権を附與せられた者が、これを取消す場合はどんな手続を必要としますか、又これが根拠法規はどうか
答 地方自治法第十八條の反面解釋により特別選挙権附與の場合と同二の手続によつて処理されたい。

第二章 選挙人名簿

第一節 選挙人名簿の調製

(一) 名簿の調製 (衆法 二二四 四五一 則一) (自法 二六四 三〇三 則一)

一 選挙人名簿調製上疑義の件 (大正十五年十月二十日 大阪府知事宛地方局長回答)

現存せる戸籍上の死亡者失踪者

問 府会議員選挙人名簿調製上左の点疑義相生じ候に付御回示相煩度
追て本件は差掛りたる事情有之候に付取急ぎ御回示相成度申添候

記

一 戸籍上既に死亡者となれるも本人は事实上生存し全く戸籍の錯誤なる事明瞭なる者にして他の選挙資格要件を具備するときは戸籍上の訂正如何に不拘選挙人名簿に登録し可然哉

二 総ての選挙資格を具備するも本籍地に身元調査を行ひたる結果失踪者なる事判明したる者あり如斯者は失踪宣告の取消後に非ざれば選挙資格なきものとして取扱可然哉

答 標記の件地第四一三八号を以て御照会相成候処右は左記の通りと存す

記

一 第一項は御見込の通

二 第二項は失踪宣告を取消されざるも選挙人名簿に登録すべきものとす

二 市町村会議員選挙人名簿に関する件 (大正十五年十一月十六日 内務省地方局長より大阪府知事宛地方局長回答)

標記の件に関する別紙甲号照会に対し右の通り御答候條爲御参考

無庸者

(甲号)

静岡縣知事照会 (大正十五年十月十三日号外)

本籍無き者又は本籍不明の者は市制第九條町村制第七條の資格要件中年齢は勿論其の他の有権要件とする同條第一号第二号第五号乃至第七号に該当の有無判明せざるも本人の自供又は近隣者の証明等に依り調査推定し選挙人名簿に登録し得べきと被存候得共副が疑義有之候條至急何分の御回示相煩度此段及照会候

(乙号)

地方局長回答 (大正十五年十一月十日 六日静地第六六号)

十月二十三日号外を以て御照会相成候標記の件御見込の通と存す

三 復権者の名簿登録に関する件 (大正九年三月二十七日 京都府知事宛内務次官回答)

問 舊衆議院議員選挙法(第百二條改正法は百三十七條)に依り選挙権禁止中の者本月十五日附を以て裁判所より復権を命ぜられ目下調製中の名簿に登録方を要求せり右は本月十一日以後に於て復権を命ぜられたる者と雖も今回の選挙に際し当然選挙権ありとの司法当局の見解に基き憲法に沿したるものなりと申出づるも右は無論本月十日現在に於て資格なき者なるを以て名簿に登録すべき筋合にあらずと存候得共今回選挙期日に先ち特に復権言渡しありたる事例に鑑み副が疑義相生じ候加うるに本府に於ては前回の選挙違犯に依り多数の禁止者ありて影響極めて大なるに依り爲念一應御意見承知致度

答 御見込の通りと存候

四 選挙人名簿中失格者取扱に関する件

(明治三十五年四月十二日地務第六七号の内各地方局長宛地方局長通牒)

一 名簿は権限に供したる後は法定の手續に依るの外之を修正するを得ざるを以て其の登録者にして資格を失いたることを明瞭なる者又は死亡したる者あるときは従來の取扱振に依り適宜附箋を貼付し其の旨記載し置くことを要す

第二章 選挙人名簿

選挙期日後の復権者

選挙期日後の死亡者失格者

同上

五 同上の件 (明治三十五年四月十二日地審第六七号の内各地方官知事宛地方官長通牒)

一名簿は四月一日(改正法は九月十五日)の現在に依り調製すべきものを以て該日以後生じたる異動(死亡住所地移轉失格氏名変更等)に付ては名簿を修正するの限に在らず

同上

六 調製期日後の死亡失権者と名簿記載 (昭和二年八月十五日地審(第一九七号)通牒)

問 衆議院議員選挙人名簿調製期日(九月十五日現在に依り選挙人名簿に登録せられたる者選挙人名簿調製期日(十一月五日)迄に於て死亡、其の他の事由に因り失権したるときと雖も名簿は修正、削除すべきものにあらずと認むるも異して如何
答 個見込の通りと存す

七 選挙人名簿に関する件 (昭和三年徳地第九一号 徳島縣知事宛地方官長回答)

問 一 衆議院議員選挙人名簿の調製に關し名簿調製の現在(九月十五日)後其の調製期限(十月三十一日)前に於て選挙区を異にする市村の境界に涉り其の変更(村の一部を市の区域に編入)ありたる場合に於ける当該境界変更ありたる部分(元村の一部)の選挙人名簿は其の区域の新しい市村の市長之を調製すべく同右の場合に於ける名簿の確定、確定及異議申立に対する市長の決定に關する期日及期間は衆議院議員選挙法の定むる所に依るべきものと存するも右は従前所屬村に於て調製し名簿確定後新に屬したる市の市長に送付するものとも存せらる如何
二 大正十五年改正市制町村制に依る市町村会議員選挙人名簿の調製に關し名簿調製の現在(九月十五日)後從權開始の日(十一月五日)前に於て市村の境界変更(村の一部を市域に編入)ありたる場合に於ける当該境界変更ありたる部分(元村の一部)の選挙人名簿元は其の地域の屬したる村の村長之を調製すべく又右の場合に於ては府縣知事は市制町村制施行令第十條の規定する名簿の確定及異議申立に対する市会の決定に關する期日及期間は之を定むることを要せず当然市制所定の期日及期間に依るべきものと存するも如何
答 標記の件左記の通函了知相成度

市町村の廢置分合に因る調製期限の引繼

記

一 衆議院議員選挙人名簿調製期日後市町村の境界変更ありたる場合に於て假令名簿の調製期限前と雖も選挙人名簿調製なるときは衆議院議員選挙法施行令第四條第一項の規定に依り処理すべく之に反し全く選挙人名簿の調製なきとき又は名簿の一部調製を了したるに過ぎざる場合に於ては異動ありたる地域に關し必要なる選挙人名簿は其の地域の新しい市町村の市長に於て名簿調製に關する事務の引繼を受けた之を調製し其の確定及異議申立に対する市町村長の決定に關する期日及期間は衆議院議員選挙法第十三條乃至第十七條の規定に依るべきものと存す

二 市町村会議員選挙人名簿に關しては別紙省議決定の通に有之

(別紙)

選挙人名簿調製期日後市町村の廢置分合等ありたる場合に於ける
選挙人名簿の措置に関する件 (昭和三年九月二十六日省議決定)

選挙人名簿調製期日後市町村の廢置分合又は境界変更ありたる場合に於て假令名簿の確定開始前と雖も選挙人名簿調製なるときは市町村制施行令第八條乃至第十條の規定に依り処理すべく之に反し全く選挙人名簿の調製なきとき又は名簿の一部調製を了したるに過ぎざる場合に於ては異動ありたる地域に關し必要なる選挙人名簿は其の地域の新しい市町村の市長に於て名簿調製に關する事務の引繼を受けた之を調製し其の確定及異議申立に対する市町村会の決定に關する期日及期間は市制第二十二條の二乃至第二十二條の四又は町村制第十八條の二乃至第十八條の四の規定に依るべきものと存す

八 選挙人名簿調製期日後区劃變更に因る名簿調製の件 (昭和七年八月十七日 東京府知事宛地方官長回答)

問 本府に於ては来る十月一日を以て八十二ヶ町村を廢して東京市に編入すること、相成候処衆議院議員及市町村会議員の選挙人名簿の調製期間は右期日に隨るを以て編入町村に於ける名簿の調製は如何にすべき
答 一 衆議院議員選挙人名簿に關しては名簿調製なるときは衆議院議員選挙法施行令第四條第二項の規定に依り処理を要し之に反し未だ全く選挙人名簿の調製なきときは又の名簿の一部調製を了したるに過ぎざる場合に於ては其町村の新しい区長の於て名簿調製に關する事務の引繼を受けた之を調製し其の確定及異議申立並に之に対する決定に關する期日及期間は衆議院議員選挙法第十三條乃至第十七條の規定に依るべきものと存す

十月一日の合併と名簿の引繼

第二章 選挙人名簿

二 市町村会議員選挙人名簿に關しては名簿調製済むるときは市制町村制施行令第八條乃至第十條の規定に依り処理を要し之に反し未だ至く選挙人名簿の調製なきと云ふは名簿の一部調製を了したるに過ぎざる場合に於ては市長に於て名簿調製に關する事務の引継を要し其町村の所に屬したる区の区長をして之を調製せしめ其の確證確定及異議申立並に異議申立に対する決定に關する期日及期間等は市制第二十條の二乃至第二十一條の四に依る事に在る

九 境界変更を依る選挙人名簿調製方法の件 (昭和七年九月六日東地局第二〇七号地方局長回答)

問 八月十七日東地局第一〇七号を以て御回答相成候処選挙人名簿調製に關する件に關し尙左記疑義を存し候條至該何分の御回答相煩度

記

衆議院議員選挙人名簿及市町村會議員選挙人名簿の調製未済にして区長に於て事務の引継を要して調製する場合

一 選挙人名簿は舊町村の名簿として調製すべきも或は新区の名簿として調製すべきも

二 選挙人名簿に記載すべき選挙人の住居は境界変更前のものに依るべきも或は境界後のものに依るべきも

答 一 後段見込の通

二 選挙人名簿調製期日現在の住居又は住所を記載すべきものとす

十 投票区の増設により送附ありたる名簿に關する件 (昭二一、三、二〇 島根縣内務部長宛 行政課長電報回答)

問 選挙人名簿調製後投票区を増設したるにより令第七條第二号括弧書きに關する部分添附にあたり名簿の卷末余白にその旨記載せしむるは差支なきや折返し御回答を乞ふ

答 電照選挙人名簿の件其の必要なきものとす

十一 選挙人名簿記入に關する件 (大正十三年二月二十三日東京府知事宛地方局長回答の内)

問 一 選挙人名簿の毎冊に割印を爲せるも右は廢止し差支なきや

二 人名簿の住所は「字」まで記入する例の如し番地を記入するも差支なきや

引継調製の名簿の舊町村名

投票区の増設により送附ありたる名簿

割印 地番 イ
ンキ

地番

割印 寄指

生年月日の不明

分册と表紙

三 人名簿は「インキ」にて記載するも差支なきや

答 一 内務省令に別記割印押捺の規定なきを以て割印せざればとて違法と云うを得ざるべきも此の種の事項は可成従来の例を踏襲する方可なりと存す

二 住所と云へば通常番地までを記入する方可然と存するも番地を記入せざるも違法にあらずとの判例あれば従来の例を踏襲し「字」は之を記入する方可然と存す

三 違法にはあらざるべきも用紙の關係上従来の通致致う可然と存す

十二 選挙人名簿の調製に關する件 (大正十五年十二月二十日東地局第八号府知事宛内務次官通牒)

衆議院議員其の他地方議會議員の選挙人名簿に就ては天々省令を以て之が様式を定められ候処右名簿中住所又は住所欄には番地の内記に別記の記号番号あるものは尙今適宜其の記号番号をも併記する様致度と存候可然御指相成度

十三 選挙人名簿の調製に關する件 (昭和二年九月一日東地局第六九号地方局長官宛内務次官通牒)

客年十二月二十日地局第八号を以て標記の件及通牒候処選挙人名簿欄、寄指等を爲す者にして其の住居(住所)の表示を精確ならしむるを便宜とする見込の者に付ては尙今住居(又は住所)欄に適宜「何某方」又は「何々寄指内」等の記載するを可と認め候可然御指相成度

十四 生年月日不詳者生年月日記載方 (昭和二年八月十五日地局第一九七号通牒)

問 選挙人名簿に記載すべき生年月日不明の者は本人の自供又は近隣の者の証明等に依り調査推定し「推定何年生又は何歳」と記入するも差支なきや

答 差支なきやと存す

十五 市町村内に數選挙区を設けたる場合の選挙人名簿表紙記載方 (昭和二年八月十五日地局第一九七号通牒)

問 市町村の区域を分つて數投票区を設けたることは衆議院議員選挙人名簿は投票区毎に調製するも此の場合の選挙人名簿の記載方に付て

第二章 選挙人名簿

第二章 選挙人名簿

規定なし右は「何市町村第何投票区」等の如く記載する様市町村長に訓令し差支なきや
答 適宜にて可然

十六 選挙人名簿番号記載方 (上同)

問 選挙人名簿番号は一市町村を通じて進行番号とするに一大字又は一小字毎に更新するに
答 何れにても可然

十七 選挙人名簿番号記入方 (昭和二年九月二十三日第地部八
六号各地方長官宛地方局長通牒)

問 選挙人名簿に記入すべき番号は「日本数字ナンバリングマシン」を用ひ縦に挿入するは
答 是も進歩し正確なるものあり従て編纂なきのみならず選挙法改正の結果有権者数激増の爲
一々番号を記載するは之を編纂の簡便にも
答 差支無之と存す

十八 市町村会議員選挙人名簿に関する件通牒 (昭和三年十月二十二日地
部乙第二九〇号地方局長)

標記の件に關し左記甲号通知事照会に対し乙号の通回答候條爲御参考
(甲号) 標記の件に關し左記事項疑義有之差懸りたる事も有之候間電報にて御回答相成度
一 市町村会議員選挙人名簿確定記載方の件
市制町村制施行規則第二十條別記様式中確定文を巻末に記載すべき規定なるも巻末と稱するは
ものとし各冊を一貫したる番号を附したるときは最後の二冊に巻末あるものと解する也
(乙号) 九月二十日照会選挙事務に關する疑義の件
二 各冊毎に巻末記載を要す

記載方式

十九 選挙人名簿記載方式の簡素化の件通牒 (昭和十八年六月二十八日地
部乙第一六六号地方局長)

- 一 郡市(区)町村名は之を省略し差支なきこと
- 二 小字名又は番地の記入の必要な隣村等の地域に於ては之が記載を省略し差支なきこと
- 三 番地を記入する場合は数字のみを記載し「番地」なる文字は之を省略し差支なきこと
- 四 郡市に於ては丁目の記載に付ては「大和町三丁目五十番地」を「大和町三ノ五〇」の如く記載し差支なきこと
- 五 同員内に於て大字、小字又は番地の同一なる場合は大字、小字又は番地の記載に代へて「シ」なる記号を附するのみにて差支なきこと
- 六 生年月日は「明治四十二年七月八日」を「明治四十二年七月八日」の如く記載し差支なきこと
- 七 選挙人名簿の用紙は必ずしも美濃紙に限定せざるも可成強靱なる紙質のものを用ひること

二十 生年月日の欄の「年月日」は予め印刷し置くを可とす

問 選挙人名簿は市町村長の職印を以て毎葉に職印を施すは法定の要件にあらざるものと存するものとす

二十一 名簿の送付 (昭和六年八月十九日)

町村の境界変更ありたる場合其の境界変更に属する部分の選挙人名簿に登録せられたる者僅に数人に過ぎず又は数葉の名簿用紙に点々登録
せられたる場合に在ては当該選挙人名簿に記載ある部分のみを切り取り送付するの外なし

二十二 名簿分別送付と住所 (昭和八年四月十四日)

市町村境界変更の爲衆議院議員選挙施行令第四條及市町村制施行令第八條に依り選挙人名簿を新に編したる市町村長は分別送付を要する
場合は境界変更の日の現在に依り分別送付を爲すべきものとす

町村の境界変更
による名簿の送
付及び調整
分別送付

第二章 選挙人名簿

投票区の増設に
よる名簿の分割

住所欄の記載省
略

第二章 選挙人名簿

二十三 投票区の増設による名簿の分割 (昭和二十二年六月二十三日内務省令第二二六号)

問 衆議院議員選挙人名簿を大字若しくは小字毎に区別して調製せしめし市町村に於ては今回投票区増設に当り分冊する場合画区に跨る紙の部分を一又は原紙を一方はその寫しを以てするも差支へなきが好適し電にて御指示を乞ふ

答 電照の件投票区の増設に当り名簿分割の要ある場合分割に代へ名簿の寫を作成し之に依り選挙を執行するは不可然議とせず

二十四 住所欄の記載に関する件 (昭和十九年一月六日)

問 衆議院議員選挙人名簿に關し左記の通知が廢棄有之候何分の御回答相成度
一、何町何大字を記せる別紙(端紙)を以て各大字毎に区別し金町分を二綴したるも様式所定の住所欄の記載を全部省略せしもの
二、市町村会議員選挙資格欄の記載を毎町毎に「有」と記し次行以下は「シ」の記号を附したるもの又は「有」「なし」を混記せしもの
の右は何れも適式なるも有効と解し可然歟

答 御見込の通りとするも爾後斯る事例無之候御相成度

二十五 名簿の整理方法に関する件 (昭和二十二年四月二十二日)

問 四月十日現在の臨時衆議院議員選挙人名簿調製の爲すでに確定せる衆議院議員選挙人名簿並びに補充選挙人名簿から昭和二十二年内務省令第二号衆議院議員選挙人名簿の臨時特別例に關する件第三條又は第五條の規定により選挙人名簿から消した者は四月十五日の決選投票の際には當然投票の行使は差支えないと思ふがこの場合の名簿の処理方法は四月十日現在の名簿確定前に抹消すべき者又は附録を以てて整理すべき者御回答を乞ふ

答 四月十日電照の内務省令第二号第三條又は第五條の規定による名簿の処理方法につき、左記のように回答する

四月十日現在で調製する臨時名簿が確定する迄は名簿上の抹消せず附録によつて処理すべきである

名簿の様式

二十六 名簿の様式 (昭和二十一年十二月二十七日地発乙第

問 改正町村制附則第五項の衆議院議員選挙人名簿中關係部分に關する選挙人名簿の様式は従前の規定によるものと解して可か

答 改正法による選挙については、新様式の名簿を用い、地方議會議員の選挙権の有無は備考欄に記載する

問 自治法第二十六條に依り選挙人名簿は性別を記載することになつたが、名簿の取扱上「男」「女」の別毎に分冊して差支ないか

答 必要があれば特に差支はない

二十七 選挙人名簿の男女別分冊に関する件 (自治法実例集その二)

問 交通不便の離島某村に於て調製せる衆議院議員選挙人名簿中數名の選挙人名のみを記載せられ生年月日字名基地は略したる様名簿確定せるものあるを察見せり

答 右氏名のみ記載せられたる選挙人は名簿に登録せられたるものとして投票せしめ得べきや或は登録せられたるものとして投票せしめざることに取扱ふべきや

答 前段御見込の通り

二十八 町會議員選挙人名簿の効力に関する件 (昭和六年三月十日官廳)

問 釧路下某町において昨年九月十五日現在を以て町會議員選挙人名簿を調製するに當り家屋税調査表は選挙人名簿の様式に倣ひ市町村制施行規則第二十條別記様式の氏名の下に指受欄を設け調製したる事実あり、而して之が指受欄には何時の記載を爲さざるは勿論然るも、その効力に關し師が疑義相生じ候條至急御回答相成度

答 無に非ずとせず

住所生年月日の
記載缺如

様式の様式

重なる事込まれ
たもの

豊田 選挙人名簿

三 村会議員選挙人名簿に関する件 (昭和六年四月二十五日 大分縣知事宛地方局長回答)

問 豊田某村における昭和五年九月十五日現在調、村会議員選挙人名簿調製に当り別紙の連近藤直三郎以下佐藤政由三二名記載のもの一枚(前記三二名に対する分は番号記載なし)を羽田野村以下小倉梨夫迄十五名記載のものに重ね紙込み名簿の調製を終りその離離に供し本年三月この事実を察見せり

右の場合近藤直三郎以下佐藤政由三二名記載のもの一枚は離離に供したるものと認められざるを以て之に記載せられたる三二名の村会議員選挙人名簿(離離)は無効と存するも如何

名簿記載の離離

答 近藤以下三二名は名簿に記載せられたる者というを得ざるを認む

四 選挙人名簿作製に関する件 (昭和十二年四月十日 鳥取縣知事宛地方局長回答)

問 豊田某村において別紙の通作製せられたる名簿は有効にして別に作製せられたる成規の衆議院議員選挙人名簿の一部を爲すものとなし従つてその名簿に記載せられたる有権者は投票を爲すことを得べきを即ち離離有之候に付何分の御回答相煩度

追つ別紙の名簿に添載せられたる有権者は昭和十一年十二月廿七日迄に満五歳に達する者にして別に作製せられたる成規の衆議院議員選挙人名簿に添載すべきものなるに拘らず離離せりしものに有之爲念申添候

(別紙) 昭和十一年九月十五日現在調 選挙人名簿特別第二條に依る衆議院議員名簿 鳥取縣豊高郡豊実村

番号	住居	生年月日	氏名
壹	大字大塚貳百七拾八番地	明治四拾四年拾貳月四日	渡邊 泰太郎
貳	大字野坂貳百四番地	明治四拾四年拾貳月拾日	坂田 実
參	大字幅四拾四番地	明治四拾四年拾貳月貳日	高田 千代藏

四 大字 嶋 百 番 地 明治四拾四年拾月拾八日 岡 本 衆 男

(書契) 此の選挙人名簿は昭和十一年十一月五日より十五日間豊実村役場に於て離離せしめ昭和十二年十月二十日を以て確定せり

答 右は有効と存す

理 由

本件は衆議院議員選挙法第十二條に依り同施行規則記載式に基づき選挙人名簿を作成すべき昭和十一年九月十六日以後同年十月二十日迄に満二十五歳に達したる者に付分級作成し之に「道府縣会議員選挙人名簿特別第二條に依る衆議院議員名簿」と表記したるものなるも右名簿は他の作成手続に於ては缺くる所なく實質に於ては何等支障なきものなるを以て別に様式に規ありたるものと認めざるを有効と解し可然と存せしむ

(一) 判決要旨 如上住所を表示するには最小自治行政区劃たる市区町村の外町名又は字名及び番地に依り之を特定するを正確とするを以て選挙人の住所として最小自治行政区劃のみを表示する選挙人名簿は正確なる意義に於ける住所の記載を缺くものと謂はざるを得ず且も字名番地を省略し最小自治行政区劃のみを表示するものを住所以外の他の記載事項と相照應せしむるに於ては其選挙区内に於ける選挙資格者に限り投票を爲さしめ得られざるに非ざるを以て斯の如き住所の表示は單に連式たるに止まり当然選挙人名簿の無効を惹起するものに非ざるものとす(大正一〇、民判例集二四二頁)

(二) 判決要旨 選挙人名簿に生年月日の記載を缺如するも他の記載に依り選挙人の同一なることを認識し得る以上は当然該選挙人の選挙の無効を來すことなし(大正一五、民判例集二七八頁)

(三) 判決要旨 選挙人名簿に選挙人の住居又は生年月日の記載に脱漏あるも選挙人の同一を認識するに足る程度の記載あるときは其の脱録は無効に非ず(昭和四、一〇、一四民)

(四) 判決要旨 選挙人名簿には其の調製標準明日に於て選挙権を有する者を登録すべく同期日以後に於て選挙権を喪失することあるものを即除すべきに非ず(昭和一六、九、一九行)

第二章 選挙人名簿

字名地番省略

住所生年月日の
記載缺如

同上

調製期日後天格
看

監禁のある名簿

第二章 選本人名簿

三六

(5) 判決要旨 故意又は過失に因り或地域の選考権者全部を調査の対象より脱落し又選考者全部に就き某地調査を怠りして漏れしたる市各職員選本人名簿は市制第二十一條の三以下の手続に依り之を修正すべきものにして名簿全体を無効とすべきものに非ず(昭和二五、一三、一五)

(三) 犯罪人名簿

本籍人犯罪人名簿

一 本籍人犯罪人名簿整備方 (大正六年四月十二日 内務省訓令第一号)

市町村長(市制第六條及第八十二條第三項の市に在りては市長、市制町村制を施行せざる地に在りては市町村長に準すべき者以下同じ)をして裁判所、検察廳司法書長又は他の市町村長の通知に依りて本籍人の犯罪人名簿を整備せしむべし但し裁判所、検察廳、司法書長又は市町村長の通知を拒絶して犯罪人名簿に代用せしむるも妨げなし
本籍を他の市町村長の管轄内に轉じたる者あるときは該地の市町村長をして入籍地の市町村長に轉籍者の刑罰(拘禁、科料を除く)身代限、財産、家畜分取、兵役、願形に關する事項を漏れなく通知せしむべし

入籍留者犯罪人名簿

二 犯罪人名簿整備方 (昭和二年一月二十九日 内務省訓令第三三三號) 道府縣宛

市町村長(市制第六條及第八十二條第三項の市に在りては市長、市制町村制を施行せざる地に在りては市町村長に準すべき者以下同じ)をして他の市町村長の通知に依りて大正六年四月内務省訓令第一号に準じ入籍留者犯罪人名簿を整備せしむべし
出籍留者あるときは本籍地の市町村長をして入籍留地の市町村長に入籍留者の犯罪事項を漏れなく通知せしむべし
参照 大正六年四月十二日内務省訓令第一号は市町村長をして本籍人の犯罪人名簿を整備し及留籍者に關する通知を爲さしむる件なり

禁治産者破産者名簿整備方

三 禁治産者破産者名簿整備方 (昭和二年一月二十九日 内務省訓令第四四号) 道府縣宛

市町村長(市制第六條及第八十二條第三項の市に在りては市長、市制町村制を施行せざる地に在りては市町村長に準すべき者以下同じ)をして裁判所の公告又は他の市町村長の通知に依り本籍人を入籍留者に付分別に禁治産者、破産者名簿及破産者名簿を整備せしむべし

出籍留者の犯罪事項通知

籍者又は出籍留者あるときは原籍地又は本籍地の市町村長をして新本籍地又は入籍留地の市町村長に当該者の禁治産又は禁治産者若しくは破産に關する事項を漏れなく通知せしむべし

四 出籍留者の犯罪事項通知方の件依命事項

(昭和二年四月七日内務省地方部第二八号地方局長より道府縣長官宛)

出籍留者に対する犯罪事項並轉籍者及出籍留者に対する禁治産、禁治産、其の他破産に關する事項の通知方に關しては本年一月内務省訓令第三号及第四号を以て訓令の次第も有之候右訓令発布当現に出籍留せる者に対しても同様通知を要するに有之候條御了知相成度

五 犯罪人名簿の取扱ひについて

(昭和二十一年十一月十二日内務省地方部第二七九号各地方長官宛地方局長通牒)

標記名簿は大正六年四月訓令第一号本籍人犯罪人名簿整備方及び昭和二年訓令第三号入籍留者犯罪人名簿整備方によりそれぞれ整備致しておること思ふがこれは何れも選考資格の調査のために調整保存してあるのであるから警察、検察局、裁判所等の照会に対するものは格別これを身元証明等のために使用するようなことは今後絶対にこれを避けるのは勿論原簿に因り資格を回復した者については速に關係部分を削除整理する等その者の氏名等を含み認知することができないようにし犯罪人の処遇上或かも遺憾なきよう警下市区町村を御指導ありたい

六 犯罪人の身元証明について

(昭和二十二年一月二十二日内務省地方部行政課長各道府縣内務部長宛)

標記の件に關し別紙甲号照会に対して乙号の通り回答したから御了知せられた(甲号)

十一月十二日内務省地方部第二七九号犯罪人名簿の取扱ひについて通牒があつたが尚今市町村長は犯罪人の身元証明を發することができないと申し差支なきを(乙号)

昭和二十二年二月二十日

北海道内務部長 殿

内務省地方局行政課長

第二章 選本人名簿

三七

第二章 選挙人名簿

犯罪人の身元証明について

標記の件について電報を以て照会があつたが客年十一月十二日附内務省発地第二七九号通牒に掲げる者以外の者に対しては犯罪の有無に関する証明はこれを発行させないように指導せられたい

第二節 選挙人名簿の縦覧

(一) 縦覧 (衆法二三、一七四) (自法二六、二七)

一 選挙人名簿縦覧に関する件 (明治三十五年四月十二日) (地発第六七号省議決定の内)

一 選挙人名簿は選挙人の便利の爲長時間縦覧せしむるを可とするも取締上の関係あるを以て日出より日没迄の間に於て適宜の時間を定め縦覧せしむるを要す

一 選挙人名簿は休日と雖仍之を縦覧せしむるを要す

二 選挙人名簿の縦覧に関する件 (大正十五年十月十一日石地第四) (〇号各地方官宛地方局長通牒)

標記の件甲号石川縣知事照会に対し乙号の通回答候條爲御答

(甲号)

町村会議員選挙人名簿の縦覧時間を訓令を以て制限し差支なきも電信にて回示を請ふ

(乙号)

九月二十一日電報御照会相成候標記の件右は明治三十五年四月十二日地発第六七号通牒の趣旨に依り町村長に於て適宜の時間を定め縦覧に供すべきものに有之尤も右時間は少くとも通常の勤務時間を包含せしむべきと存す

三 名簿縦覧時間外の縦覧 (昭和二年八月十五日) (地発第一九七号通牒)

問 衆議院議員及地方議会の議員選挙人名簿の縦覧時刻に關しては法に何等の規定なきも従来日出より日没迄の間に於て適宜の時間を定め

時間外

時間

休日

時間の一定

場所

縦覧中の町

町村の廢置分合ありたる場合に於ける添附ありたる名簿の再縦覧

縦覧に供しつつあるも假令右時間外と雖之が要ある場合は縦覧せしめざるべからざるや

答 適宜縦覧せしむるは差支なきも別に之に應ずるの義務は無之と存す

四 選挙人名簿縦覧場所に関する件 (大正九年三月二十九日) (大阪府知事宛地方局長回答)

問 本年四月一日より府内東北郡湊町及向井町を堺市に合併予定の同月三日より衆議院議員選挙人名簿を縦覧せしむべき場所は選挙法施行令第七條(改正法は第十三條)に依り、湊、向井町長に於て三月三十一日迄に其の告示を爲すに方便宜上許可を得て合併すべき堺市役所に縦覧場所を設け四月一日に於て該名簿を堺市長に引継ぐの外差支なきものと被存候得共聊か疑義に涉り候に付御意見承知致度

答 右は御見込の通り取扱相成差支無之と存候

五 市制町村制施行令第十條に關する疑義の件 (昭和十五年十一月九日) (東京府知事宛地方局長回答)

問 管下西多摩郡箱根ヶ崎外三ヶ村組合は箱根ヶ崎村、石畑村、殿ヶ谷村及長岡村の全部事務組合に有之本月十日右四ヶ村を廢し瑞穂町を設置すること、相成候処本年九月十五日現在調製の組合会議員選挙人名簿は本月五日より関係者に縦覧中なるも右選挙人名簿は市制町村制施行令第八條第二項に依り送付を受けたる上引続き町村制第十八條の二の規定に依り所定の期間関係者の縦覧に供するに於ては市制町村制施行令第十條の規定に依る措置は其の必要なきものと思料せられ候得共昭和十年十二月二十四日発地第一四七号各地方官宛官通牒「市町村の廢置分合境界變更の場合の選挙人名簿に関する件」とは稍事実を異にするに付何分の御回示相煩度此致及照会候也

追て衆議院議員選挙人名簿の措置に付ても併せて御回示相煩度

答 御見込の通り衆議院議員選挙人名簿に關しても町村会議員選挙人名簿と同様に取扱可然と存す

六 送附ありたる名簿の再縦覧 (昭和三年十一月六日)

町村の廢置分合ありたる場合廢止町村の町村会議員選挙人名簿を新に編したる町村の町村長に送付したるとき廢止町村の名簿は縦覧済の場合と雖確定前なるときは施行令第十條の規定に依りて知事の定むる所に依り更に縦覧に供すべきものにして存続町村の名簿は更に縦覧せしむべきものにあらず

第二章 選挙人名簿

第二章 選挙人名簿

総覧の周知徹底

七 選挙人名簿の調製に関する件 (昭二、一〇、一九地登ノ第五二四号) (各地方長官宛地方局長宛)
選挙人名簿の調製については制度改正の際ではあり時に慎重を期していられることと思つが、名簿は法を定めた確期日前でも、調製ができておれば町内会毎或は投票区毎に分けて一般に公開し事前に投票者に名簿登録の機会を與へる等事實上適宜の措置を講じ又法定の総覧開始に際しては、地方の新聞、ラヂオ、隣里回覧その他の方法により総覧開始の時期、総覧期間及び総覧方法を定める等の処置に遺憾なきを期し名簿に一人の脱漏誤載もないよう各別の御指導ありた。

(一) 総覧に瑕疵のある名簿

一 選挙人名簿の効力に関する件 (昭二、八月三十日) (内務省省令決定)
選挙人名簿総覧場所の告示を爲さざる場合と雖も総覧に供したる事実の存する以上單に総覧場所の告示を爲さざるの故のみを以て当該選挙人名簿は無効たるべきものにあらず

告示の遅延

二 町村会議員選挙人名簿総覧の件 (昭四、十一月十四日官廳答) (昭四、四月六日佐地局長第八七号)
町村会議員選挙人名簿総覧告示の遅延を以て未だ爲さざるものあり右は法第十八條の五の第二項及第三項に依り措置し可然や

三 総覧場所の告示を遅延して爲したる選挙人名簿の効力に関する件 (昭四、二月六日佐地局長第八七号)
昭和二、九月七日官省議決定に依れば「選挙人名簿総覧場所の告示を爲さざる場合と雖も總覧に供したる事実存する以上單に総覧場所の告示を爲さざるの故のみを以て当該選挙人名簿は無効たるべきものにあらず」とあり右は選挙人名簿総覧場所の告示は名簿成立の要件と認められざるを以て法定期間總覧に供したる事実の存する以上單に総覧場所の告示を爲さず又は遅延して爲したるの故のみを以て当該選挙人名簿は無効たるべきものにあらず従て假令名簿に脱漏又は誤載せられたる者ありとするも法定期間内に異議の申立を爲さざる限

告示を爲さざる場合

り名簿確定の効力を有し其の名簿を以て行ひたる選挙も亦無効となるの虞なしと解せられ候処大正六年十月十三日大審院民事部判決例に依れば総覧場所の告示を遅延し又は総覧期間を短縮したるとき選挙人名簿が選挙権を有するに拘らず名簿に脱漏又は誤載せられたる結果之を行使し得ざる場合に於ては当該選挙人名簿に對しては名簿確定の効力を有せずとあり従て選挙の結果に異動を生ずるの虞ある場合に在りては其の選挙の全部若し一部は無効たるべきものと解せらるるを以て如斯場合に於ては衆議院議員選挙法第十七條第三項、市制第二十二條の五第二項、町村制第十八條の五第二項の規定に依り更に名簿を調製せざるべからざる議と存せられ仰か疑義有ら候條差しかかりたる件に付何分の義至急御回答相煩度此段及御照會候也

告示の圖

四 村会議員及区議員選挙人名簿の効力に関する件 (昭三、十二月二十四日三地第七〇号) (三重縣知事宛地方局長宛回答省議決定)
本年九月十五日現在を以て調製せし標記名簿は十一月二日衆議院議員選挙人名簿と共に縣會議員選挙人名簿を十一月五日より十五日間午前九時より午後四時迄投票場に於て関係者の総覧に供すべく揭示し同月八日其の告示中の「縣会」は「村会」の誤記にして尙「区會議員選挙人名簿」の文字の脱落せるを落見し直に前告示を糾脱し之を是正したるものを揭示し名簿表紙の「縣会」を「村会」と訂正して引續き披露せしめたる事実に對し名簿(村会、区会共)無効の異議申立有之候右に付(一)村會議員選挙人名簿は單に一時の誤記にして其の内容実体に何等關係なく而かも本年以降縣會議員選挙人名簿を要せざることは明なるも昨年四月十四日附内務省同地第五七号御回答の如く無効と決定し(二)区會議員選挙人名簿も亦規定の總覧告示を缺きたるものに付無効として決定するを妥當と被認候得共仰か疑義有之候に付何分の義至急御回答相煩度

追て本件区會議員選挙人名簿の異議申立人が区を指定せず當然区會議員選挙人名簿とし、異議申立を爲したるを以て村会は其の申立人の屬する区の名簿のみ無効と決定を爲すの外なきも他の区の名簿に對し選挙後異議申立の虞あるを以て本件無効の決定確定と同時に町村制第四百四十二條第二項に依り異議申立人の屬せざる区の名簿を無効とし町村制第十八條の五第二項及第三項に依り更に名簿を調製せしむるも差支無之候併て御回答相煩度申添候

答 十一月四日地第四三七号御照會の標記の件区會議員選挙人名簿は總覧に供せられたるものなる以上有効とす又村會議員選挙人名簿に

付ては縣會議員選挙人名簿と表記せるも其の内容村會議員選挙人名簿の實質を有するものと認むることを得且正当に確證に供し法定の確
 證期間村會議員選挙人名簿の確證を爲さむとする者あるに当り名簿なき故を以て拒否したる事實無之に於ては有効と存す
 追て御照会中に引用の昭和二年本省岡地第五七号回答の件に於ては当村は村會議員選挙人名簿の外に縣會議員選挙人名簿も存在し得べ
 き事情にあり且右は法令の適用を誤り当初より縣會議員選挙人名簿作成の意思を以て之を作成したるものなるを以て本件の場合とは同
 一視すべからざるに有之尚名簿は確證に供したる以上は任意に之を修正することを得ざるに付かかる場合は附屬に依り誤記なるこ
 とを明瞭ならしむる等適宜の処置を執るを適當とするに候條以後注意せしめられ度

五 同上の件 (昭和四年二月十三日三三三第 第七〇号)
 (三重縣知事宛地方局長回答 省議決定)

問一 元年十二月二十八日附地第四三三六号標記照会並本月十八日附地第四三三六号回答の件に付本月二十四日附三三三七号を以て更に
 御照会を有之候処十一月八日名簿の確證を拒絶したるは当時該名簿の調製せられざりしに依るものにして之の区に付ては名簿は十一月八
 日迄調製せられざりしものにて確證は拒絶したるが如きことなきも右十一月八日迄調製なかりしことを村民が知り居るものに有之候條
 前照会事項折返し御指示相續同答及照会候也

二 元年十二月二十八日附地第四三三六号標記照会に對し本月十一日附三三三七号を以て御照会を有之候処本件區會議員選挙人名簿は十
 一月八日には確證を拒絶し翌九日より確證に供したるに對して既に村會に於て異議申立人の屬する區の區會議員選挙人名簿は無効と決
 定し十一月八日には確證を拒絶し翌九日より確證に供したるに對して既に村會に於て異議申立人の屬する區の區會議員選挙人名簿は無
 効と決定したるも尙縣務事會への訴願も有之又他の區の區會議員選挙人名簿の処置に付必要有之候間前照会事項折返し御指示相續同
 答及照会候也

三 本月四日附地第四三七六号標記照会に對し本月二十四日附内務省三三三七号を以て御回答を得候処區會議員選挙人名簿は法定の確
 證を缺きたるを以て無効とする場合に前照会追書記載の如く異議申立人の屬せざる區の分を町村制第四百四十一條第二項に依り無効とし
 町村制第十八條の五第一項及第三項に依り更に名簿を調製せしむるも差支無之哉折返し御指示相續同答此段及照会候也
 答 元年十二月二十八日附地第四三七六号標記照会の標記の件本月三十日附御回答の次第も有之區會議員選挙人名簿は當然無効なるを以て該名

確證拒否

確證期間の不足

異りたる期日の
集

簿を無効なりとする異議申立の有無に拘はらず町村制第十八條の四第二項第三項に依り処置し然る可き義と存す

六 確證期間不足せる名簿の効力 (昭和二年八月十五日)
 (地務ノ第一九七号通牒の内)

問 大正九年五月四日地務乙第一九一号地方局長通牒宮崎縣照会に對する回答中衆議院議員選挙人名簿副本の確證期間、三せるもの一確證
 定名簿の効力ありとの見解は新法の選挙人名簿にして確證期間不足して確定したるものにも適用し差支なき義なるや
 答 如斯名簿は無効と存す

七 衆議院議員選挙人名簿の効力の件 (昭和四年十二月五日秋田縣知事
 宛地方局長電報回答 省議決定)

問 霞下某村に於て本年九月十五日現在に依り調製したる衆議院議員選挙人名簿を確證せしむるに當り十月二十五日を以て確證の場所(役
 場事務室内)及確證日時(自十一月一日十五日間)を記載して之が告示を爲し事實は十一月一日より同十七日迄確證場所たる役場事務室
 内特定箇所確證に供すべく準備し置きたり(確證者は十一月六日一名あるのみにして其の後法定期間内確證を申出でたる者なく從て之
 を拒否したる事実もなし)此の場合に該名簿は無効として衆議院議員選挙法第十七條第三項及第四項に依り更に名簿の調製其の他の手続
 を履むべきものなるや又名簿の調製並衆議院議員選挙法第十三條第二項に依る確證の場所の告示としては最遅なく單に確證の期日を譲り
 告示したるに過ぎざるのみならず法定期間内確證請求を拒否したる事実なきが故に新に名簿を調製せしむるの必要なく該名簿を其の確有
 効と認め可然哉或は又確證確定に關する期日期間等のみを定め是れは足るものなるや
 答 右は其の確有効と認め可然

八 法定期間と異りたる期間を指定して確證告示を爲したる名簿の効力 (昭和七年一月八日大府府
 知事宛地方局長回答)

問 町村長に於て衆議院議員選挙人名簿を法第十三條に規定する期間と異りたる期間を指定して確證の告示を爲したるもその實際は別記の
 通知扱いたる旨町村長に於て申立てたる場合に於てはその申立に反する證明なき限り名簿の効力は失はざるものと解し差支無之哉
 (別記) 始末書

衆議院議員選挙人名簿の確證告示は自分に於て原案を作成し書記をして謄寫版にて謄寫せしめ之を告示せしものにてその確證期間は當然
 第二章 選挙人名簿

第二章 選挙人名簿

法定の期間（十一月五日より十五日間）を記したるものと原簿したるに誤記あることば謬に不注意の致す所に候國より斯くの如き事あり
と知らず十一月五日に至りたるを以て村會議員選挙人名簿とは同一の期間同一の場所（一の卓上に向）に於て一般關係者の縦覽に供した
るものにて縦覽者は一名もなかりしも其事実は各自保存致居候當時の原簿（衆議院議員選挙人名簿縦覽所）に依り認定せらるべくと候
（以下省略）
答 異議の通と存す

縦覽期間不足の
名簿の効力

同上

(三) 縦覽期限経過後の閲覧

一 選挙人名簿閲覧の件 (昭和四年十二月十四日鹿兒島
縣知事宛地方官廳長電報回答)
問 市町村長は
答 (一) 縦覽期限経過後の未だ確定せざる選挙人名簿を閲覧又は謄寫せしめ支障なきや
(二) 若し既に確定せる選挙人名簿なる場合は如何
答 選挙人名簿の件相当の理由あるものに対しては職務に差支なき範圍に於て閲覧又は謄寫を許すは適宜なるものと許したる場合に於ては
嚴重に監視し不都合を生ずるが如きことなき様注意すべきは勿論の義と存す

縦覽期間経過後
の閲覧

同上

第三節 選挙人名簿の修正 (衆法二四乃至二六令五二)
(自法一七一乃至一七五)

選挙人
同一人よりの再
度の申立

期間経過後の申
立

同上

一 法第二十一條の選挙人に関する件 (明治三十五年四月十八日地務第六七号省議)
法第二十一條（改正法は第十四條）に選挙人とするは郡町村の区域に限らず選挙区内一般選挙人を指したるものとす

二 決定を爲したる同一申立人の再度の申立 (明治三十五年六月十二日
鹿兒島縣知事宛地方官廳長電報回答)

問 選挙人名簿登録の申立に対し法第二十四條（改正法は第十五條）に依り登録すべきものにあらずと決定を與へたる後同一申立人に於て
新なる理由を呈供し縦覽期間内再び名簿登録の申立を爲すも一事再審に係るを以て受理決定すべきものにあらずして斯る場合關係者は法
第二十五條（改正法は第十六條）に依り出訴するの他に添付なきものと認む如何に候や
答 異議の申立に対し法第二十四條に依り決定を與へたるときは假令新なる理由を以てするも同一人より再び部長（改正法は市町村長）に
申立つることを得ず此の場合は法第二十五條（改正法は第十六條）に依り地方裁判所に訴すべしものとす

三 法第二十一條の異議の申立に関する件 (大正九年四月二十四日
鹿兒島縣知事宛地方官廳長電報回答)

問 法第二十一條に依る異議の申立は郵便送附の爲縦覽期間を経過したるものは受理することを得ざるや（又申立を市町村長に於て縦覽期限
内に受付けたるものにして其の進達の際期限を経過したるものにて付ても受理することを得ざるや）
答 御見込の通りと存す

四 異議申立期間 (昭和二十一年十二月二十七日地務第六六
号令地方官廳長電報回答)

問 選挙人名簿の修正は異議の申立を受けた日から五日以内とあるか、これは申立当日を含まぬものと解して可か
答 御見込の通りとある

(一) 判決要旨 法令に於て一定の期間内に申立を爲すべき旨を規定したるときは特別の規定ある限り其申立は期間内に當該官廳に到
達するものとす

第二章 選挙人名簿

同上

名簿を違法とする選挙訴訟

異議申立の方式

修正すべき場合

修正し得る場合

限りたる抹消の標準を定める場合

選挙人名簿 (明治四一、民判例集六二五頁)

(2) 判決要旨 衆議院議員の選挙人名簿に脱漏又は誤載あることを発見したる選挙人が町村役場を経由して種長(北海道に在りては支局長)に其申立書を提出する場合には必ずや法定の期間内に其種長又は支局長に到達すべき用意あることを要す(明治四一、民判例集六二五頁)

(3) 判決要旨 選挙人が選挙名簿に脱漏又は誤載あることを発見したる当時其申立書を爲さず離置期間を経過したりとするも尚も納税資格の如く其職職が選挙の効力に影響を及ぼす場合に在りては選挙後選挙人に於て選挙訴訟を提起して其の効力を争うことを妨ぐるものに非ず(大正七、民判例集一七五九頁)

(4) 判決要旨 町村制第十八條の三第一項の選挙申立は文書を以て之を爲すことを要す(昭和十二年第二七九号、同十三年二月九日宣告)

五 選挙人名簿修正に関する件 (明治三十五年四月十一日地裁(第六七号の内地方局長通牒))

法第二十六條第二項(改正法は第十七條)に依り種長(改正法は市町村長)に於て名簿を修正するは同第二十四條(改正法は第十五條)に依り決定したる場合に依る

六 同上の件 (明治三十五年四月十一日地裁(第六七号の内地方局長通牒))

法第二十六條第二項(改正法は第十七條)に依り修正すべきものは法第二十二條(改正法は第十四條)の申立に基づき決定を與へたるものたるを要す故に種長(改正法は市町村長)に於て脱漏又は誤載を発見するも同條に依り修正するを得ざるものとす

七 町村会議員選挙人名簿に登録せられたる者の取扱に関する件 (昭和四年四月十一日群地局第三四号) (群地局知事宛 地方局長回答)

問 選挙人名簿に登録せられたる有資格者を名簿離置開始前抹消したる備録簿を了したるに離置期間経過後議の抹消の標準なるを発見したる場合に於ても一旦形式上正当なる権限を有する町村長に於て抹消したる備録簿に供したる以上は假令議の抹消が事実上顯明なりとするも町村制第十八條の三の手續に依るの外議の抹消を取消の方法無きものと認め候得共御意見一應承知致度

無効の修正

答 御見込の通と存候

八 選挙人名簿修正に関する件 (昭和五年一月十五日京地第七号) (京府知事宛 地方局長回答 省議決定)

問 左記の場合に於て名簿の修正を無効と解し可然哉議有之御意見承知致度尚無効と決定の上は左の何れに依り処理すべき併同問上候
一 名簿に其の旨附筆を爲し置き当該選挙人不服あるときは假令に投票を爲さしむること
二 名簿に其の旨附筆を爲し置き当該選挙人をして絶対に投票を爲さしめざること
三 当該選挙人名簿より抹消すること

記

一 衆議院議員選挙人名簿の離置開始後名簿の原本を各区分に配布し脱漏又は誤載なきを調査せしめたる所離置期限内に於て申選挙人(区長)及び選挙人より口頭を以て而選挙人脱漏され居るに就き之を名簿に登録すべしとする名簿修正の申立を爲したり
二 申立を受けたる某村長は右申立を正當なりと決定し
三 直に選挙人名簿を修正し
四 其の旨を口頭を以て申立人に通知し併せて之を告示したり
五 告示には村長自ら脱漏を発見し修正を爲したる旨記載し且條文の引用を誤れり
告示(人名略)

下豊富村告示第三号

衆議院議員選挙人名簿中左記の者脱漏なること発見に依り名簿に加入したり

天田郡下豊富村字荒河一三九五番地

甲

某

明治四年五月十九日生

同郡同村字今安九三四番地乙

四七

第二章 選挙人名簿

乙 明治三十年七月十四日生 某

右町村制第十八條の四第項に依り告示す
昭和四年十一月二十日

答 御照会標記の件無効とす而して取扱例二に依り処理せられ可然と存す
天田郡下豊富村長 何 某

九 選挙法第十五條及第十六條の關係人の範圍 (昭和二年八月十五日)
地務ノ第一九七号通牒

問 衆議院議員選挙法第十五條及第十六條第一項に所定關係人は選挙の選挙人の感なりや或は一級選挙人の感なりや
答 前段御見込の通りと存す

十 衆議院議員選挙人名簿の異議に關し市制第六十條第三項乃至第六、準用如何 (昭和二年八月十五日)
地務ノ第一九七号通牒

問 衆議院議員選挙人名簿に關する異議申立に關し市制第六十條第三項乃至第六項の規定を準用すべきや
答 準用なし

十一 法第二十五條の異議申立に關する件 (明治三十五年四月十一日地務第六七)
号の内各地方官知事地方局長通牒

法第二十五條(改正法は第十六條)に依り郡市長(改正法は市町村長)の決定に不服を唱へ出訴するを得べきものは決定の通知を發せし
る申立人及關係人に限るものとす

十二 名簿確定日に投票の件 (大正十三年二月二十三日)
東京府知事宛地方局長回答

問 選挙人名簿確定日に投票を行ふも差支へざるや
答 五月七日に入れは名簿は確定するを以て同日投票を行ふ(當國其の他の交通不便の地)ことと爲すも差支なし

關係人の範圍

市制の異議決定
に關する規定の
準用

出訴し得る者

確定日の投票

乙

明治三十年七月十四日生

昭和四年十一月二十日

天田郡下豊富村長

何

某

昭和二年八月十五日

地務ノ第一九七号通牒

昭和二年八月十五日

東京府知事宛地方局長回答

大正十三年二月二十三日

東京府知事宛地方局長回答

開票を附したる
選挙人の開票申
立

開票後の加除修
正

修正期間

開票開始前の修
正

同上

十三 異議申立人の名簿 (昭和十二年八月十一日)

村会議員選挙人名簿に對し村会議員、区長多数より其の資格を以て選挙の異議申立ありたること村議、区長の職責上かかる範圍は有せざ
るも單に議員、区長の職務を肩書せるものと認め受理すべきものとす

十四 開票後の加除修正 (大正十四年八月二十四日)

町村制【第十八條第六項】に所謂修正とは選挙人の追加又は削除するもののみならず名簿記載の訂正をも包含するものにして名簿を一旦
廢止し供したる以上は假令廢止後あることを発見するも決定、裁決、判決の結果に因るの外理事者限り加除修正することを得ざるもの
とす

十五 名簿修正の時期 (昭和三年二月九日)

衆議院議員選挙人名簿登録の申立を止むなりと決定し其の旨告示すると共に本人に通知したるも隨て法定期間内に名簿の修正を爲したること
きと雖も修正し得るものとす

十六 名簿修正の場合の捺印 (明治三十五年三月二十五日)
廣島縣知事宛地方局長回答

問 改正名簿様式備考第二号に依り修正の事由年月日を記して捺印するは異議決定及判決に依る修正の場合のみに限らず其の他の修正に付
ても尚其の記載捺印を要するや
答 便宜加除を明確にし捺印することを得ざるものとす

十七 名簿開票期日後の修正 (昭和二年八月十五日)
地務ノ第一九七号通牒

問 改正衆議院議員選挙法第十二條に依れば「市町村長は毎年九月十五日の現在に依り其の日迄引続き一年以上其の市町村内に住居を有す
る者の資格を調査し十月三十一日迄に選挙人名簿を調製すべし」とあるを以て十月三十一日迄に選挙人名簿の調製を要するは勿論の義に
候も其の期日後同法第十三條に依り選挙人名簿を確定に供するまでの間に於て該名簿に脱漏記載あるを発見したる場合には從來の事例通
り市町村長限り加除修正を得るや將又改正法に於て「十月三十一日迄に選挙人名簿を調製すべし」とあり由是選挙人名簿調製の

第二章 選挙人名簿

最終日之規定しあるを以て假令投票開始前と雖從來の実例通り市町村長限り加除修正を爲し得るものとせば選挙人名簿調製の最終日を定めたる法の精神に反し其の調製期間を延長するの結果となるを以て之を爲し得ざる應なるや
答 修正することを得る義と存す

修正の手續によらざる符號

地域的脱漏と修正

名簿に関する訴訟目的の消滅

- (1) 判決要旨 選挙人名簿修正の手續に依らずして選挙人名簿に爲したる符號は選挙人名簿修正の効力なし
- (2) 判決要旨 故意又は過失に因り或地域の選挙権者全部を調査の對象より脱漏し又應召者全部に就き実地調査を爲さずして調製したる市会議員選挙人名簿は市制第二十一條の三以下の手續に依り之を修正すべきものにして各簿全部を無効とすへきものに非ず(昭和十四年第二五九号、同十五年三月一日宣告)
- (3) 判決要旨 町村会議員選挙人名簿に関する訴訟は各簿確定の日より一年の経過に依り其名簿無効に帰し訴訟の目的消滅するものとす(大正六年第二六九号、同七年六月五日宣告)

第四節 選挙人名簿の効力(衆法一七二、二九、三〇)

投票期間中の抹消行爲

消行爲

一 投票期間中の抹消行爲(昭和十七年三月十九日)
選挙人名簿の確定前中村長に於て名簿に脱載あるを発見し「佐々木三郎」の「三」を「三」と訂正し又脱載者(名簿調製期日前に住所を移轉したる者)一名を抹消せり、右村長の処置は違法なるも之が爲選挙人名簿は無効とほならず

二 衆議院議員選挙人名簿について(昭三二、二、三地方第五八号)
香川県知事宛地方局長回書

問 管下本井町会議員選挙管理委員会に於て昭和二十一年十月十日現在により調製せる衆議院議員選挙人名簿の確定期日後に於て該名簿に昭和二十一年四月十一日以降調製期日現在に於て脱載せる引揚者並びに復員軍人(六ヶ月の住居要件を具備せず)を登録したるは脱載なりとの見解をもつて勿論引揚者を登録したるは脱載なるも復員軍人は當然登録すべきものであるその部分のみを抹消し新たに抹消せる部分即ち引揚者並びに復員軍人のみをもつて臨時名簿なるものを作製(複製等爲さず)したり本件は当然違法行爲なるも右衆議院議員選挙人名簿は無効として再調製せしむるものなりや又有効なりとせば抹消せる部分並びに新たに調製せし臨時名簿に対し如何なる取扱いをなすべきや即か疑義があるので空意何分の御指示を仰ぎたくてに照会申上る次第であります

答 昭和二十二年二月十八日附照会のおつた標記の件については左記のとおり御了知ありたい

一、昭和二十一年十月十日現在により調製された衆議院議員選挙人名簿の確定後において、法定の手續によらず、選挙管理委員会がその内容の一部を抹消しても、その抹消は無効である、しかし、形式上選挙管理委員会の行爲が存在するから、当該抹消部分につき、抹消行爲の無効の旨の表示するのが適當である

なお、右の抹消行爲により名簿が無効となることはないが、その程度が甚しくこれを選挙に使用することが困難な場合には、衆議院議員選挙法第十七條第三項の規定により再調製しなければならぬ

二、後段の臨時名簿なるものは、全く法律上名簿たる効力を有しない
なお、四月十一日以前に調製した引揚者も、六月の條件をなす者であるから注意されたい

三、名簿の分割と抄本(昭二二、二、一長崎縣知事宛地方局長電報回書)

問 投票区の整理により名簿の分割のある場合は名簿の分割に代へ投票区別の名簿抄本を作製しこれに依り選挙を執行するも謄文へなきや折返し指示を仰ぐ

答 電報の件投票区の整理に依り名簿の分割のある場合分割に代へ名簿抄本を作製し其れに依り選挙を執行するは不可然の事とす

問 自治法施行令第二十二條第一項の規定により定むべき期日及び期間は、名簿の確定期間満了後においても更にこれを定めなければならぬか

答 投票期間満了後と雖も、確定前ならば定めてこれを定めなければならぬ

五、名簿脱漏者(昭二二、四、一〇宮城県知事宛地方局長電報回書)

問 選挙ながら仙台市に於て選挙人名簿を脱漏れの者少からず之等の者をして抹消せしめ得る様何等かの緊急措置を講じ得ざるや当知事

第二章 選挙人名簿

名簿の分割と抄本

市町村の境界変更等による引續をうけた名簿の確定等に關する期日期間等

名簿脱漏者

内容に錯誤ある名簿の効力

答 無効照会を請得た者の件投書せしむるの便法なし、なほ名簿登録済の状況折返し返請ふ
(1) 判決要旨 選挙人名簿は其の調製より確定に至る迄の手續に違法ある場合(例へば其の資格なき者に於て名簿を調製し又は法定の総選挙権を喪失して確定せしめたる場合の如し)は格別單に其の内容に錯誤あるの故を以て無効たるべきものに非ず(大正七年第九七号同年十一月十八日宣言)

戸籍上の氏名に非ざる氏名の効力

(2) 判決要旨 町村会議員の選挙人名簿に苟も選挙人の何人なるやを確認し得る程度の記載ある以上必ずしも其の戸籍上の氏名を記載せざるべからざるものと解すべきに非ず(大正十五年第三一八号、昭和二年二月十日宣言)

不正確の氏名の記載

(3) 判決要旨 假令選挙人名簿の登録に多少の誤ありとするも其の何人を指したるものなるかを認め得るに於ては其の者は名簿に登録せられたる者に非ずと謂ふを得ず從て其の者の爲したる投票は無効に非ず(大正十五年第三六九号、昭和二年四月三十日宣言)

選挙期間の延長

(4) 判決要旨 選挙人名簿を変更したるの故を以て選挙期間を延長することを得ず(明治二十五年第七四号、同二十六年一月二十六日宣言)

選挙人名簿登録の効果

(5) 判決要旨 選挙人名簿に登録せられたる者は反証なき限り選挙権を有する者と認めべきものとす(大正十五年第一五四号、昭和二年四月二十六日宣言)

(6) 判決要旨 選挙人名簿の確定は無資格者をして有資格者たらしむるの効力なし(明治三十三年第一七九号、同三十四年五月三日宣言)
(7) 判決要旨 選挙人名簿は選挙権の行使を制限するの効力を有するに止まり被選挙権とは何等の關係なし(大正四年第一四四号、同五年一月二十八日宣言)

第五節 選挙人名簿の再調製

(一) 再調製の事由(衆法一九、二七三)

一 選挙人名簿の再調製に関する件(大正二年十月十一日 山形縣知事地方局長回答)

調査資料の損失の期限に調査不能

問 選挙人名簿三沢村役場客月二十三日火災に罹り衆議院議員人名簿調製の材料全部焼失の爲め選挙法第十八條(改正法は第十二條)の期限迄には右名簿調製の運に至り兼ね候此の場合に於ては同法第三十七條第四項(改正法は十七條第三項)を適用し三十四年十月現行法第三十八号(改正選挙法施行規則第二條)に依り該名簿の調製及其の期日確定確定に関する期日期間等相定むべきものとすは存候得共選挙法第三十七條第四項(改正法は第十七條第三項)には「天災事変其他の事故に因り必要あるときは更に選挙人名簿を調製すべし」と有之目調製の名簿焼失に際し再び名簿を調製する場合の規定にして今回の如く材料亡に因り法定の期日迄に調製し能はざる場合に適用すべきものにあらざる際にも被選挙権が選挙権を生じ候折返し電報を以て何分の御回報相煩度
答 右は今日に於ては前段御見込の通取扱ふの外無之と存候

二、破壊せる選挙人名簿の効力等に関する件(昭和六年五月十八日第地第五八号愛媛縣 地方課長宛地方局長回答 省議決)

問 (一) 衆議院議員選挙人名簿は選挙期間経過後其の保存中に家鼠の爲に該名簿中少々破損(蝕害)せられ当初より記載せし氏名中「名」の一字のみを蝕せるもの又其の他氏名の内一字乃至数字を破損せられたるものあるを発見し其の被選挙権を他の用紙を以て裏貼して赤字の箇所を補筆し被選挙の氏名と同様になしたるものあり(別紙添付、名簿の通り)
右の如き名簿は法第十七條第三項を適用し再調製せしむべきものなり

(二) 選挙人が法第十七條第三項の天災事変其他の事故に該当する事項と認め名簿の再調製をなさしめたるに實際に於ては其の必要なりし場合ありとするも其の認定は知事に一任せられたるものに付之が処分は法第八十二條の「選挙の規定に違反する事項」に該當せずと存するが如何

答 (一) 衆議院議員選挙人名簿の一部が破損(経緯開始後)し登録せられたる者の氏名の内別紙の如く欠缺せる場合と雖も其の何人を記載したるかを確認せらるる以上は名簿に記載あるものと認めべきものとす

(二) 前項名簿に記載しあるに係らずに法第十七條第三項の規定に依り更に調製せしめたる場合に於ける名簿は法律上効力なきを以て之に依り執行したる選挙は法第八十二條の「選挙の規定に違反す」

一 法第十二條第三項に於て「選挙人名簿には選挙人の氏名、住所及生年月日等を記載す」べき旨を規定せるは選挙人の何人なるやを承認せんが爲のものと思ひて本件の如く名簿の一部が破損し記載したる氏名の内別紙の如く欠缺せる場合其の残字のみを以てしては選挙人の何人を記載したるかを承認するを得ずと雖住所又は生年月日等を参照して其の何人を記載したるかを承認せらるる以上は名簿に記載あるものと認むるを相当とす

二 前項破損したる名簿にして其の破損部分に選挙人の何人を記載したるかを承認せらるる以上は法第十七條に依り更に名簿を調製せしむべきものにあらず若し知事が更に名簿を調製せしむるの要ありとし名簿を調製せしめたるときは其の名簿は法律上無効なるを以て此の名簿に依り行ひたる選挙は法第八十二條の「選挙の規定に違反する」は勿論なり

調製の遅延

三 天災事変に依る名簿の調製期日及縦覧確定に関する期日、期間等に関する件 (昭和九年十月十九日 大阪府知事宛地方局長回答)

問 本月二十一日当府暴風雨の爲管下市町村にして被害を蒙れるもの少からず因て本月十五日現在に依り調製すべき衆議院議員選挙人名簿の調製事務にも多大の支障を興へ衆議院議員選挙法第十二條の期限迄には之が調製の遅に至り兼ねる向あるやも計り難く候此の場合に於ては總て大正二年十月山形縣知事照會に係る火災に因る選挙人名簿調製の材料損失の場合の御省回答の次第も有之此の場合に於ても同法第十七條第三項を適用し選挙法施行規則第二條に依り該名簿の調製及其の期日縦覧確定に関する期日、期間等相定むるの外無之と被行候得共聊か疑義稍生じ候條何分の御回報相煩度

答 右は御見込の通り取扱ふの外無之と存候

追て市会議員選挙人名簿に付ても同様有之候

理由

衆議院議員選挙法第十七條第三項は「天災事變其の他の事故因り必要あるときは更に選挙人名簿を調製すべし」とあり本規定は一旦調製を了したる名簿の滅失破損等の爲更に名簿の調製を必要とする場合に於ける手段を規定したるが如きも既に調製済に係る名簿の滅失破損等の場合に於ける特例を認め同一原因に基き所定の期間内に調製し能はざる場合に於ける特例を認めざる理由なきを以て本件の如く名簿調製の遅に至らざる場合に付ても右規定を適用し同條第四項、同法施行規則第二條の規定に依り処理することを得と解するを相当と認めらる

選挙資格調査期日

期日期間の短縮

別紙第四例 (大正二年山形縣照會に対する回答) 参照

(一) 再調製に関する期日期間等 (衆法一七〇令五一)

一 選挙人名簿再調製に関する件 (明治三十九年一月六日 石川縣知事宛地方局長通牒)

衆議院議員選挙法第五十五條選挙人名簿調製方指定の件御報告相成候衆議院議員選挙法第二十七條(改正法は第十七條)末項明治三十四年内務省令第二十八号に所稱名簿調製の期日には選挙資格調査の期日も包含すべき義に候條御注意之此段依命通牒候也

二 選挙人名簿の再調製に関する期日に関する件 (昭和二年十二月二十八日 栃木縣知事宛地方局長回答)

問 昭和二年十二月二十四日午後七時管下那須郡湯津上村役場火災に罹り本月二十日確定せる衆議院議員選挙人名簿は他の重要書類と共に全く焼失したるを以て更に之を調製すべきも該選挙人の資格を通知すべき戸籍簿亦焼失せるを以て之が調製に關し支障有之に付左記事項に對し何分の御回答相煩度

- 一 選挙人名簿に登録すべき選挙人の調査は本年九月二十二日執行縣會議員選挙の際に於て印刷し縣會議員候補者に配付せる有権者名簿を参考として更に各戸に付調査を遂げ推定に基き決定可然哉
 - 二 選挙人名簿の調製及其の期日縦覧確定に関する期日期間等は知事に於て之を定むるに当り名簿調製の期日より確定期日迄の期間を選挙法第十二條乃至第十五條に定むるが如く長期(九七日)を要するときは或は確定前に総選挙に際し有権者をして投票を爲さしむる能はざるに至らしむるの虞れあるを以て已むを得ず調製の期日より確定期日を四十日内外に短縮せんとするも支障なきや否や
 - 三 確定名簿焼失の爲各候補者の選挙運動に要する費用の計算に支障を生じたるも右は名簿調製の際に事務監査上提出せしめ置きたる記録人員を確定名簿記録人員と看做し取扱可然哉
- 答 一 最も適當と認めらるる方法に依り調製せられ可然
- 二 選挙人名簿の調製及其の期日縦覧確定に関する期日等に付ては名簿調製に差支なく且選挙人の権利を害せざる範圍に於て成るべく確定期日に至る期間を短縮せらるるを可とす

第二章 選挙人名簿

三 選挙運動の費用は衆議院議員選挙法第百一一条に依り確定名簿に基き算出すべきものとす

三 選挙人名簿の再調製に関する件 (昭和三年二月二十九日并地局第一〇号并地局知事宛地方局長通牒)

本月十八日地内第二七号を以て貴堂下大野郡蓮羽村衆議院議員選挙人名簿再調製に関する告示の件御報告の処名簿の再調製に關し知事の煩むべき事項は法第十七條第四項に掲ぐる事項に限るものとして同法第十六條第一項に依る出訴期間の如きは之を定め得ざる筈に有之候條御注意相成度

四 選挙人名簿調製期日に関する件 (昭和九年一月一日高知縣知事宛行政課長回答)

問 選挙人名簿一月十八日焼火せる町村あり更に調製する名簿の調製期日を昨年九月十五日と定むるも差支なきや

答 御見込の通と存す

理由

衆議院議員選挙人名簿に就ては衆議院議員選挙法施行規則第二條に依り又町村会議員選挙人名簿に就ては町村制第十八條の五第三項に依り何れも天災事變の爲名簿の再調製を要する場合此の調製期日を定むるは府縣知事の權限に屬するを以て府縣知事に於て最も適當と認むる期日を定むるは差支なしと存す

五 名簿調製に関する告示方法の件 (昭和十二年四月十日秋田縣知事宛地方局長回答)

問 選挙法第十七條第四項中間等の「等」には修正申立の決定期間を含むものと解し然るべきや

答 御見込の通り

六 天災事變等の場合に於ける選挙人名簿調製命令 (昭和三年一月六日長野縣知事宛地方局長回答)

村役場火災に依り衆議院議員選挙人名簿焼失せる爲之が再調製の期日期間を定むるに當り名簿修正申立に対する村長の決定期間を短縮することをも施行規則第二條中に包含するものと解し差支なし

出訴期間

調製期日

修正申立決定期間

申立決定期間

形式

七 選挙人名簿調製期日等定むる件 (昭和六年四月二十四日福地局第四二号福地局知事宛地方局長通牒)

本月九日六次第八号を以て御報告相成郡新郷村に於ける標記の件夫々縣令を以て定め且衆議院議員選挙人名簿に就ては告示相成候処右は市制町村制施行令第七條及衆議院議員選挙法施行規則第二條に依り單に告示せば足るものに有之候條御了知相成度 (参考)

福島縣令第十六号

福島縣郡新郷村会議員選挙人名簿の調製、確定及異議の決定に関する期日及期間を町村制第十八條の五第三項に依り左の通定む

附 則

本令は公布の日より施行す

昭和六年四月七日

福島縣知事 氏

一 選挙人名簿調製期日

昭和六年四月十日

一 選挙人名簿確定期日

昭和六年五月三十一日より十五日間

一 選挙人名簿確定期日

昭和六年七月二十日

一 選挙人名簿に關する異議決定期間

異議申立を受けた日より十四日以内

福島縣令第十七号

福島縣郡新郷村に於ける衆議院議員選挙人名簿の調製及其の期日、確定決定に関する期日、期間を衆議院議員選挙法第十七條第四項の

第二章 選挙人名簿

規定に依り左の通定む

(以下略)

第六節 補充選挙人名簿(自法二六I・III)

一 特別選挙権附與の通知と名簿の整理 (昭和二十一年十二月二十七日地務(第六四二号)各地方官制地方局長通牒の内)

問 特別選挙権者として通知があつた場合その居住地の市町村で衆議院議員選挙人名簿に登録されているものはその旨を名簿に記入しうるか。それとも符號を附すべきか。

答 備考欄に記入すべきである。

第七節 その他

衆議院議員選挙に関する疑義の件回答 (昭和二十一年三月四日地務(第六九号)取寄知事地方局長)

問 法第百二條に附「選挙人名簿確定の日において之に記載せられたる者の総数」の記載に就ては従來の行政実例に徴すれば失格者死亡者は勿論廢票者をも包含する取扱に有之候処改正選挙法附則第五項に依り朝鮮人、台湾人及び樺太土人は選挙権及び被選挙権を有せざることとなり之等が選挙人名簿(九月十五日現在に依り調製したるもの)に登録せられたる場合においては總て廢票の取扱を爲し居るを以て従前の実例に倣ひ之を「記載せられたる者の総数」の中に包含せしむべき將又之を除外すべきものなりや 聊か廢票に亘り候條字畫(電報を以て)何分の御回示相煩度此致及照會候

答 二月二十一日附発地第八六号を以て御照會有之候標記の件即段御見込の通

特別選挙権附與の通知と名簿の整理

選挙人名簿確定の日に於いて之に記載せられたる者の総数の記載

第二章 被選挙権及び兼職禁止

第一節 積極的要件 (自法五II 参法四)

一 中華民國河北省に住所を有する者の被選挙権に関する件 (昭和十九年四月三十日 新潟縣知事知事地方局長回答)

問 中華民國河北省に住所を有する者は衆議院議員被選挙権を有するや

答 右は年齢三十年以上の帝國臣民たる男子にて衆議院議員選挙法第六條乃至第九條に該当せざるときは被選挙権を有す

第二節 消極的要件

(一) 選挙事務関係官吏の要件 (自法八、参法六、)

一 選挙事務に關係ある官吏の要件 (明治三十五年四月十八日 地務(第六七号) 府長官知事地方局長通牒「省議決定」)

法第十四條(改正法は第八條) 選挙事務に關係ある官吏とある中には選挙準備事務たる名簿調製の事務に従事するに止まると否とに拘らず苟も府縣郡の官吏市町村官吏にして法律命令又は規程規程等の定むる所に依り選挙事務に従事すべきもの又は府縣知事市長市町村長の命を受け實際選挙事務に従事するものは一切包含すべきを以て注意を要す

二 選挙事務に關係ある官吏の範囲 (昭和二十一年八月十五日 地務(第一九七号)通牒の内)

問 衆議院議員選挙法及地方議会の議員選挙の規定中に「選挙事務に關係ある官吏は其の關係区域内に於て被選挙権を有せず」との規定あり之に關しては大審院の判例(大正十四年一月二十八日判決)と行政裁判所の判例とは共に其の意義を異にし且行政実例に於ても亦多少見解を異にする所ある爲め其の適從に疑はざるを得ず按ずるに行政実例の解釈するが如く所謂「選挙事務に關係ある官吏の範囲の中

住所を有する者の被選挙権

選挙官吏の要件

選挙事務に關係ある官吏の範囲

第三編 被選挙権及び罷免禁止

六〇

には法令に於て明に選挙事務を専らすべき者として規定せらるる官吏又は役員は勿論職務細則、分限規定等に於て当然其の職務を擔任すべき職務に在る者並に職務上は選挙事務を擔任する者に非ずと雖も臨時に命を受けて現実に選挙の事務に關係するものを包含するものと解するを必要と信するも其の範圍の廣狭は頗る重要な關係を有するを以て此際主務省の見解を一般に通曉せられ行政官廳の取扱を統一せらるるべきに依るべし。

答 行政実例の解釈は既に明治三十五年四月（地裁第六十七号通牒）之を決定し以來未だ変更せず大審院及行政裁判所の之に異なるは遺憾とするも亦已むを得ず。

三 選挙事務に關係ある官吏の範圍の件通牒（昭和三年五月七日）
（保甲第四〇号警察局長）

郵便官署の職員（選挙無料郵便物取扱郵便官署の吏員）は選挙事務に關係ある官吏に該當せず。

四 同上の件（大正九年四月十六日）
（大分縣知事宛地方局長回答）

關係区域
：郡長郵便配
市町村の区長

問 法第十四條（改正法は第八條）の選挙事務に關係ある官吏役員は其の關係郡市内に於て被選挙権を有せずとは例へば郡長を以て一選挙区たる場合に於ては選挙長たる「郡長及之に屬する郡書記」は選挙区全体に亘り他の「郡長及郡書記」は其の郡内に於てのみ被選挙権を有せざるものと相見込候も爲念御答申承知致度。

答 【郡長】に付ては御見込の通り「郡書記」に付ては法律命令又は規程等に依り選挙事務に従事すべきもの又は【郡長】の命を受け実際選挙事務に従事するものに限り御見込の通り存候。

五 選挙事務に關係ある官吏の被選挙権（昭和二年八月十五日）
（地裁第一九七号通牒の内）

罷免せらるる者の被
選挙権の回復時
期

問 衆議院議員選挙法第八條附屬制第六條市制第十八條及町村制第十五條の選挙事務に關係ある官吏役員は被選挙権禁止の規定は右官吏役員が投票開始時刻前に其の職を辞したる場合には被選挙権ありと解すべきや又は前日に於て辞したる場合に非ざれば被選挙権なきものなるや。

答 辞職したる以後は被選挙権を有す。

罷免せらるる者の被
選挙権の回復時
期

六 府縣制中選挙の件（昭和三年八月十八日地裁第五八号）
（千葉縣知事宛地方局長回答）

問 府縣制第六條第五項「選挙事務に關係ある官吏及役員は其の關係区域内に於て被選挙権を有せし」とあるは特定の選挙につき其の選挙事務に關係ある官吏役員の職權濫用を防止するが爲め其の關係区域内に於て其の被選挙権を制限し以て当該選挙の公正なる執行を期するの趣旨に有之向府縣制第三十七條第一項の府縣會議員被選挙権を有せざる者なることと互々あるは其の府縣の例の場所に於ても被選挙権を有せざるものなるを以て千葉市を選挙区として選出したる縣會議員が議員となりたる後千葉市長となるも爲めに議員の資格を失ふものに非ずと認めらるるも疑難有之候に付御回答相煩度及願承候也。

答 右は被選挙権を失はざるもの上存す。

七 現職の市会議員と選挙管理委員会委員の兼任に關する件（昭二一、九、二三通牒）
（横浜市長宛行政課長回答）

問 現職の市会議員が市会議員選挙管理委員会委員に選挙せられて就任した場合市制第十八條第三項により其の關係区域内に於て被選挙権を有せざることなる可きに付第三十八條の適用により市会議員の職を失う原因となるもの上存するも御答申承度。

答 尙前段の解釈を可とする場合に於ては、現職の市会議員が区選挙管理委員となつた場合は其の關係の区域に於て被選挙権を失ひ市の区域全部には及ばざるものに付区選挙管理委員となつた場合も失格原因となるか否か右至急御指示願ひ度五六都市を代表し御伺ひ致す。
九月二十日附御照会の件左記の通知回答候。

記

市制第十八條第三項の規定により選挙事務に關係ある者が關係区域内において被選挙権を有しないのは、これらの者がその職務上の地位を利用して、選挙の公正を害する虞があるからである。従つてその立法の趣旨は、選挙の行はれる当時に限り被選挙権を有せしめないといふことにある、全く被選挙権を喪失せしめるものではない。故に市会議員が選挙管理委員となつても、被選挙権を絶対的に喪失しその結果議員の職を失ふことにはないであつて、選挙管理委員の地位にあるまゝでは、選挙に当選することを得ないといふものである。御質問の第二点は右によつて御承知願ひたい。

第三編 被選挙権及び罷免禁止

六一

現職の市会議員
と選挙管理委員
との兼職

関係の職務

関係区域

休職官吏

審判官

知事と市町村長との兼職

八 選挙事務に關係ある官吏及び吏員について (昭和二十二年五月二十九日 地裁第三八号地方局長通告)

問 自治法第二十一條中「選挙事務に關係ある官吏及び吏員」の中には職員を含むか

又選挙管理委員会が職吏又は職員について選挙事務に従事を委嘱した場合その者も包含するか

答 (一) 職員は含まない

(二) 選挙管理委員会より職員が委嘱を受けた場合は含むが職員が委嘱を受けた場合は包含されない

(一) 判決要旨 選挙事務に關係ある官吏吏員は事実上之に關係する否とを問はずして被選挙権を有せざるものとす (明治三三、一〇、五行)

(二) 判決要旨 府縣制第六條第八項(五項)に所謂「其の關係区域」とは官吏吏員が職務上選挙事務に關係する区域を指すものにして選挙区域を指すの意に非ず (明治三三、二二、三三・明治三三、三七・明治三三、五、二八行)

(二) 裁判官、檢察官、收税官吏、警察官吏 (衆法九 自法二七)

一 休職官吏に關する件 (明治三十五年四月十八日地裁第六七号の内閣府縣長官宛地方局長通牒)

法第十五條(改正法は第九條)の官吏には休職官吏は包含せず

二 衆議院議員選挙法及地方制度に於ける警察官の範圍 (昭和二年五月二十四日東地 第一九二号地方局長回答)

警視總監は衆議院議員選挙法第九條、府縣制第六條、市制第十八條、町村制第十五條に所謂「官吏」に該するものとす

第三節 兼職禁止 (衆法二〇、二二 自法八二、六〇)

一 知事と市町村長との兼職について (昭和二十一年十二月二十七日地裁第六四号各地方局長宛地方局長通牒の内)

問 知事と市町村長は兼職し得るか

答 法律上の禁止規定はないが、事実上出来ないと思ふ

二 地方長官の縣會議員兼職に就て (昭二二、二二、三三宮崎縣 内務部長宛行政課長回答)

問 縣會議員の選挙に就いて左記の点脚が疑義がありますので何分の御教示願いたい

記

一、道府縣制第六條第五項の府縣の官吏及び有給の職員中には地方教育(國民学校、中等学校等の先生)は包含せざるも府縣の有給の其の他の職員と解し可然哉

二、従つて地方教育は府縣會議員と兼職出来ないものと解し差支なき哉

答 二月十日附発地方第五九号を以て照会のあつた標記の件左記により御了知ありたい

記

一、道府縣制第六條第五項の府縣の官吏及び有給の職員その他の職員の中には、教員を含まないものである

二、教員と府縣會議員とは兼職ができる、但し、教員は所屬長官の許可を得て当選を承諾しなければならぬ

三 兼職禁止に關する件 (昭和二十二年三月二十九日地 第三三八号地方局長通牒)

問 自治法第九十二條第二項の有給の職員中に左記のものは含まれるか

一 屬地委員会の書記

二 首級地方公共団体立の学校の書記及び教員

答 一 含まれない

二 含まれない

四 町村又は町村組合の有給吏員と町村又は町村組合議員との兼職 (明治二十九年二月二十九日)

町村の有給吏員にして其の町村の關係ある町村組合の議員と爲り又は町村組合の有給吏員にして其の組合内の町村會議員と爲るは妨なし

地方教育の職令

町村と町村組合の職員と職員

第四章 議員の定数及び選挙区

第一節 議員の定数

(一) 議員の定数 (衆法一二別表 参法一二別表 自法九〇、九一)

(一) 判決要旨 府縣制第五條第一項に所稱人口七十萬以上百萬未満は五萬を加ふる毎に議員一人を増し人口百萬以上は七萬を加ふる毎に議員一人を増すと人口七十萬以上百萬未満は五萬に達する毎に一人を増し人口百萬以上は七萬に達する毎に議員一人を増すと旨趣なりと解すべきものとす (大正九年第一六二号、同年五月十日宣告)

(二) 判決要旨 町村會議員の定数を定むる標準たる最終の人口は内閣統計局に於て調査し官報を以て報告しうる最近の人口に依るべく失察あるも右人口より控除すべきものに非ず (明治三十四年第二〇〇号、同年十二月二十八日宣告)

(二) 議員定数の増減 (自法九〇、九一、三)

一 市町村會議員の定数の増減に関する件 (明治三十七年二月十五日
地甲第九号地方局長)

市町村會議員の定数は市町村條例を以て之を増減し得べき元より法律の趣むる所なりと雖も近來輒もすれば相当の理由なくして愛りに議員の増加を爲さんとす條例の許可を濫用するもの有るは法の精神に背馳するのみならず却て市町村會の円滑を著し隨種の弊弊を醸成する虞有之候に付特別の必要あらざる限りは容易に法定の員数を増減すべきものにあらざるは此際夫々御示達相成度依命此段及通候也

二 同上に関する件 (大正二年三月二十六日
地第一九六〇号地方局長)

市町村會議員の定数は團體の組織に重要な關係を有し容易に増減すべからざるは勿論の條に候然特殊の事由あるが爲め増減を要するもの

議員定数の算定

議員定数算定基礎たる人口と矢

議員定数増加條

議員定数増減條例の許可申請

人口の増加と議員定数の増加條例

著しき人口の増減の懸隔

定員増加の理由

市制施行と定数増加

議員定数算定の基礎となるべき人口

にして在々政變期切迫の際條例の許可を濫用するもの有るは法の趣むる所なりと雖も近來輒もすれば相當の理由なくして愛りに議員の増加を爲さんとす條例の許可を濫用するもの有るは法の精神に背馳するのみならず却て市町村會の円滑を著し隨種の弊弊を醸成する虞有之候に付特別の必要あらざる限りは容易に法定の員数を増減すべきものにあらざるは此際夫々御示達相成度依命此段及通候也

三 市町村條例を以て法定の議員數増減の場合に於ける條例の効力に関する件 (明治四十四年一月十二日
地第九四九八号地方局長)

市町村條例「第十二條」に依り市町村條例を以て法定の議員數を増減したるに其後人口に増減ありたる爲め法定の議員數が條例に所定の議員數と異なりたるときは該條例は當然其効力を失ふものと決定候條爲御心得依命此段及通候也

四 同上に関する件 (大正十年三月二十九日)

人口の増加に依り條例所定の議員數を超過するに至りたるときは該條例は廢止の手續を要せず當然消滅す

五 著しき人口の増減 (昭和四年十二月九日)

町村制第十一條第四項但書に「著しく人口の増減」とは同條第二項の人口を著しく増加し若くは減少したる場合のみを指したるものにして従つて従來人口二千を有し議員十二名以内なりし町村が人口四千(町村合併に依る)と爲りたるときは著しく人口の増加ありたる場合に該当す

六 定数増加の理由 (大正十三年九月四日)

議員人口五萬を超過する理由を以て市會議員定数を増加する條例を制定するは當を得ざるものとす

七 市制施行と定数 (昭和十二年十月十二日)

市制の施行に依り議員定数の懸隔なる減少に依り議員の配置等に支障を生じ延いて市制の円滑を期し難き事情ある場合は過渡的に定数を増加するは格別單に議員數減少し且國勢調査人口より現在人口が増加せるの故を以て定数増加を爲すは適當と認め難し

八 議員定数算定の基準となるべき人口 (昭和二十二年八月八日地務省第五五
六号各地方長官官報地方局長通牒の内)

問 地方自治法第九十一條末項に「著しく人口の増加があつた場合」とは實際に人口が増加した場合でもよいか、又は合併による人口の告示又は官報に人口の公示があつたことを前提とするか

第四章 議員の定数及び選挙区

答 後段御見込の通り

第二節 選挙区

(衆法二、一四四ノ二乃至一四六、別表令一)
(参法二、一、V別表)
(自治法三二)
昭和十一年法律第四二号附則第九項参照

一 市会議員選挙区設置の場合、現在議員の所属選挙区を定めることを要せざる件(明治四十四年五月二十日)
市会議員選挙区変更の場合、現任議員の所属選挙区を定めることを要せざる件に關し、左記趣旨を以て大阪府知事に通牒相成候條、御参照
依命此致及通牒候也

市会議員の選挙区に變更を生ずることあるも、現在議員の所属選挙区を定めず、補缺選挙を要するときは、その議員の屬する選挙区を抽籤の方法に依りて定むる方可然

二 選挙区の変更と議員の配當更正(昭和六年五月四日)

市区の廢置又は選挙区の境界に亘り、市区町村の境界變更ありたる爲、選挙区に異動を生ずるも、次の総選挙に至るまでの間において、補缺選挙又は再選挙を必要とする場合の外、議員の配當更正を爲すの要なし

三 市区町村の廢置分合と再選挙を行う区域(昭和十六年六月十五日)

本年三月一日西春日井郡内町及び武野村を廢し、その区域を名古屋市中区に編入せり、然るに今回名古屋市中区において選挙せられたる縣會議員一名失格し、同選挙区において再選挙を執行すること爲りたるも、この選挙に當りては、内町、武野村を合したる新区域に依り執行すべきものとす

四 区の設置に伴う其の屬する選挙区(昭和七年一月十二日)
(京都府知事宛地方局長回答)

問 本府に於ては本年四月一日伏見市外二十六ヶ町村を廢して其の区域を京都市に編入し之に伴う市の區の設置及境界變更の件別紙の通牒行政候処、右市に編入の地域が衆議院議員選挙法別表に定むる選挙区の何れに包含するやに付ては、上京区、左京区、東山区、下京区、右京区、伏見区の如き既設の區に分屬せしめたる地域に在りては、衆議院議員選挙法第四十四條の二第二項の規定に依り第一区選挙区に屬すること明かなるも、新に

市会議員の選挙
區變更と現在議
員の所属選挙區

選挙區の異動と
議員の配當更正

市区町村の廢置分
合と再選挙を執行
する區域

市の區域に設置
ありたる區の所
屬

選挙たる右京区及伏見区の地域は衆議院議員選挙法施行令第一條の規定により其の設置可屬したる市の區に包含するものと解し可然候
答 見込の通りと存す

理由

伏見市外二十六ヶ町村を廢し其の區域を京都市に編入したるは衆議院議員選挙法第四十四條の二第二項に所謂「其の區域の境界に涉りて市町村の境界の變更ありたる」ときに該当するを以て本件処分に依り従前郡長の管轄したる区域中、野野郡(十ヶ町村編入)、豐前郡(五ヶ町村編入)、宇治郡(二ヶ町村)は各京都市編入の限度に於て其の区域縮小せられたるものと看做され、野野郡は併合するに當りたるものとす而して新に擴張せられたる京都市の地域に付ては衆議院議員選挙法は市制第六條の市に限り、餘て其の區を以て衆議院議員選挙法上の地域的單位と爲せるを以て京都市に於ては市内の區が如何に構成せらるるやに依り選挙区構成の問題を決定せざるべからず而して上京区、左京区、東山区及下京区は單に其の境界變更ありたるのみなるを以て別段疑義を存せず、又右京区及伏見区の區は何れも今回新に設置せられたる區にして衆議院議員選挙法施行令第一條に所謂「別表に掲ぐる以外の市」に該当すべく従て以上圖區は其の設置可屬したる市の屬する選挙區即ち京都市第二區に包含するものと爲じ

五 境界に涉り設置町村の屬する選挙区(昭和七年四月一日)
(内務省告示第五十九号)

衆議院議員選挙法第四十四條の二第三項の規定に依り町村の屬すべき区域左の通り
四山郡御津郡と舌留郡との境界に涉りて設置ありたる津留村は衆議院議員選挙法の適用に付ては昭和七年四月一日以後四山郡御津郡に屬するものとす

六 同上の件(昭和八年四月十七日)
(内務省告示第八八号)

衆議院議員選挙法第四十四條の二第三項の規定に依り町村の屬すべき区域左の通り
大分縣速見郡と東國東郡との境界に涉りて設置ありたる杵築町は衆議院議員選挙法の適用に付ては大分縣速見郡に屬するものとす

議員の定数及び選挙区

選挙區の境界に
涉り設置ありた
る町村の所屬

第四章 議員の定数及び選挙区

七 同上の件 (昭和十二年五月五日) (内務省告示第三百四十一号)

衆議院議員選挙法第四十四條の二第三項の規定に依り町村の属すべき区域左の通り
岡山縣都賀郡と吉備郡との境界に涉りて再置ありたる吉備郡は衆議院議員選挙法の適用に付ては昭和十二年五月五日以後岡山縣都賀郡に属するものとする。

八 同上の件 (昭和十四年七月十一日) (内務省告示第三百七十二号)

衆議院議員選挙法第四十四條の二第三項の規定に依り町村の属すべき区域左の通り
大阪府南河内郡と中河内郡との境界に涉りて設置ありたる柏原町は衆議院議員選挙法の適用に付ては昭和十四年七月二日以後大阪府中河内郡に属するものとする。

九 衆議院議員選挙法施行地域の特例に関する件 (昭和二十二年三月八日地務乙第一) (三十三号東京府知事宛地方局三三回答)

問 本都八丈支庁管内青ヶ島村は昭和二十年法律第四十二号附則第九項の規定により特別地域として指定せられ、衆議院議員選挙は施行地域から除外せられているのであるが、衆議院議員選挙の施行につき具体的に規定されていないのは、衆議院議員選挙法第二條により当然これが行はれないものと解してよろしいか
答 二月二十八日附官行第第三六号を以て照会のあつた横記の件御見込の通り

十 選挙人の所属選挙区に関する件 (昭和二十二年八月八日地務乙第五) (五六号各地方長官宛地方局三三回答)

問 自治法第二十二條第七項中「選挙人の所属の選挙区は、その住所に依りこれを定める」と規定されているが、これを各選挙日の現在の住所に依りこれを定めるべきものと考へるが、そうでなければ自治法施行令第二十九條との關係はどうか
答 御見込の通り

十一 町村における選挙区の設置 (昭和二十二年十一月二十九日地務乙第八八) (八号各都府知事宛地方局三三回答)

問 地方自治法第二十二條第六項の規定による町村の選挙区については、議員数の都道府県等の事情を考慮し條例を制定し難し支えないか
答 御見込の通り、但し、各選挙区において選挙すべき議員の定数は、町村の設置分合又は選挙区が設けられた場合(施行令第十八条等)の外、人口を以て定めなければならない。

選挙法施行地域の特例

選挙人の所有選挙区

町村の選挙区

第五章 選挙の種類及び期日

第一節 再選挙 (衆法七五、七九) (自法六二、六八)

全部無効の手續

再選挙執行の手續

一 選挙の全部無効の場合の手續に関する件 (明治三十七年四月十八日地務第六七号) (内地地方局長より郵務局長宛連帳)

選挙の全部無効となる場合は法第七十五條の当選人なきとあるに付同條の手續を爲すべきものとする

二 再選挙執行に関する件 (岡山縣照会、大正十一年三月二十二日地方局長回答)

問 過殿大審院に於て本縣第八区衆議院議員選挙に對する選挙訴訟若田郡及英田郡の選挙無効と判決相成候時若田郡は不日選挙法第七十九條に依り内務大臣より補選の手續を命ぜらるる義と存候得共(第七十九條に内務大臣は議院法第八十四條の規定に依る衆議院議長の通牒を受けたる日より五日以内に地方長官に對し其の旨を通知す)該選挙手續に於て左記の通牒義務の予め承知致度

- 一 若田郡英田郡の選挙全部無効の判決なりとせば若田郡は有効と認むるに依り更に選挙を要せざるや
 - 一 選挙法第七十七條に依る当選證書の取消は法第七十九條の通知を受けたる後告示すべきものよ心得可然哉
 - 一 選挙長及選挙立会人は総選挙当時の者当然に當るべきものにして更に選任を要せざる義に有之哉
 - 一 前項若し選任を要せざるも法第五十五條に依る投票の効力は若田郡英田郡の分のみ効力を決定し可然と認め候処如何哉
- 答 今回の選挙は法第七十五條に依り更に再選挙にして法第七十九條に依る補選選挙に無之が命令は不日訓令可相成候御留疑の件左記の通り御了知相成度

選挙の執行の期日

記

- 一 法第八十二條に依る一部無効に付勝田郡は更に選挙を要せざるものと存す
- 二 法第七十七條に依る当選証書の取消は判決の結末を確知したるときに於て告示を爲すものと存す
- 三 選挙長は現任者あるべき旨(大正九年三月二十七日地務乙第二四号地方局長通牒参照)に付其の現任者当然之に當るべき職に有之候選挙立会人は更に選任爲すべきものと存す
- 四 法第五十五條の選挙会に於ける投票の効力決定は選挙の一部無効となり更に選挙を行ひたるもののみ即ち其田英田の両郡に對す効力を決定するは御見込の通と存す

(參照)

憲院法八十四條 何等の事由に拘らず衆議院議員に剛直を生じたるときは議長より内務大臣に連際し補選を要すべし

三 再選挙に関する件 (昭和二年三月一日 発地第二八号)

- (一) (イ) 選挙の一部無効となり更に選挙は前の選挙の無効と爲らざりし部分と通じて当選人を定むるものに付此の点に於ては前の選挙と独立せる別個の選挙と稱することを得ず
- (ロ) 選挙の一部無効となり更に選挙の場合其の区域の如何に拘らず選挙運動は常に前の選挙の選挙運動に對しては別個のものとする
- (ハ) 選挙の一部無効となり更に選挙の場合に限り前の選挙に於ける議員候補者継続するを以て新なる議員候補者の届出を認めず、其の他の再選挙の場合に於ては総て更に選挙法第六十七條の届出を必要とす
- (ニ) 選挙の一部無効となり更に選挙の場合と雖別個独立の選挙運動と認むる結果新に選挙事務上(現行法に於ては支出責任者以下同じ)の選任を要するものとす、其の他の再選挙の場合に於て新に選挙事務長の責任を要するは勿論のこととす
- (イ) 選挙法第二十八條の規定は選挙区の全部に亘る二以上の再選挙若しくは補選を同時に進行する場合に適用あるものとす
- (ロ) 同時に行ふ選挙とは選挙の期日を同うし各選挙に関する手續を合して行ふ選挙の義とす
- (ハ) 而して右の場合の選挙運動は當然一個の選挙運動なりとす

再選挙執行上の注意

再選挙と解散の場合

四 同上の件 (昭和二年三月八日地務第二号) 選挙の全部無効となり更に選挙は総ての手續を更にするを以て新に議員候補者の届出を要し前の選挙における議員候補者は継続せざるものとす

五 衆議院議員再選挙と解散の場合に関する件 (昭和五年一月十八日地務第九号)

(和歌山縣知事宛地方局長回答)

問 本縣第一區において衆議院議員の再選挙を要することと相成候処右選挙期日を定め之が告示を爲したる後選挙期日以前に衆議院議員の解散ありたるよきの取扱に關し左記爲念及願候也

- 一 再選挙の期日に關しては法第七十五條第一項により地方長官において告示することと定められあるも横記の如き場合における取扱については何等の規定なきを以て法令上之が告示の必要なきも実際取扱としては議會解散に伴い再選挙の執行は自然消滅せる旨の告示を地方長官において爲すべきものと解し可然哉
- 二 投票開始後に解散ありたるよきは各投票所においては無投票と爲りたるよきの例に準し処理せしめ可然哉
- 三 横記の場合は施行令第五十一條第一項の例に準し供託物は直に還付請求し得るものと解し可然哉
- 四 公立学校等の設備の使用許可はその効力消滅し従つてよきの許可を以て総選挙の際における運動の爲に使用し得るものと解し可然哉

答 何れも御見込の通と存す。

六 選挙立会人及投票立会人の選任に関する件 (大正十四年五月十二日地務第九〇号地方局長通牒)

横記の件に關し愛媛縣知事へ別紙之通函答復候條爲御參考

愛媛縣知事照会

(大正十四年四月二十一日電報)

地方局長回答

(大正十四年四月二十五日電報)

問 衆議院議員選挙法第七十五條に依る再選挙には更に法第二十四條、第四十七條、第六十二條の手續を爲すべき義と存するもその爲御座

第五号 選挙の期日及び期日

選挙の一部無効に依る場合の立会人

答 衆議院議員選挙文会人については選挙の一部無効となりたる場合は選挙を再行せざるもその他の場合及投票立会人については補見込の通とす

七 再選挙疑義に関する件 (大正十五年十一月十二日) (逓信省照会地方局長、警保局長同答)

問 再選挙に関する件

(一)イ 再選挙は其の全部の区域に亘ると二部の区域を限るとに關係なく常に前選挙とは成立せる別個の選挙なりや

ロ 前の選挙とは成立せる同一の選挙なりとするも其の選挙の選挙運動のみは仍前のもとは成立せる別個の選挙運動と認むべきや又再選挙に際しては舊の議員候補者に付ても更に選挙法第六十七條の届出を要するや又之を要せざるものとするも選挙事務長の選任のみは新に之を要するものなりや尚此の選任を要せずして仍獨立の選挙運動行はると認むべき場合ありや

(二)イ 同法第三十八條の規定は又全部の区域に亘る再選挙と補選選挙とを同時に進行する場合のみ適用あるものなりや

ロ 又同時に進行選挙とは同一期日に投票を行ふ選挙を指稱するやに認めらるる処投票期日の同一なる選挙の告示ありたるに於ては再選挙の本條の適用を受けるに至るものなりや

ハ 即ち又此の場合の選挙運動は當然に一個の選挙運動と云ふや (再選挙の議員候補者及選挙事務長は常に同一人なりや)

答 再選挙に関する件

(一)イ 選挙の一部無効となり更に進行選挙は前の選挙の無効となりし部分と通して当選人を定むるものに付此の点に於ては前の選挙と獨立せる別個の選挙と稱するを得ず

ロ 選挙の一部無効となり更に進行選挙の場合其の区域の如何に拘らず選挙運動は常に前の選挙の選挙運動に對しては別個のものなり

ハ 再選挙の場合に於ては更に選挙法第六十七條の届出を必要とし

再選挙の場合に於て新に選挙事務長の選任を要するは勿論のことなり

選挙の無効効
の再選挙の場合
獨立の選挙な
るや否
議員候補者の
継続
選挙運動は別
個のもの
合併選挙の通
用
選挙事務長の
選任

再選挙の無効効
の再選挙の場合
獨立の選挙な
るや否

再選挙の無効効
の再選挙の場合
獨立の選挙な
るや否

再選挙の無効効
の再選挙の場合
獨立の選挙な
るや否

(二)イ 同法第三十八條の規定は選挙区全部に亘ると二以上の再選挙若しくは補選選挙を同時に進行場合又は再選挙と補選選挙を同時に進行場合に適用あり

ロ 同時に進行選挙とは選挙の期日を同じし各選挙に関する手続を合して進行選挙の義と有らざるも而して右の場合の選挙運動は當然に一個の選挙運動と云ふなり

ハ 再選挙に関する件 (昭和二年四月十八日) (逓信省照会地方局長、警保局長同答)

問 一 選挙の一部無効となり更に進行選挙は前の選挙とは成立せる別個の選挙と稱するを得ず又この場合に於て前の選挙とは異なる選挙運動とする能なるも其の全部無効となり更に進行選挙に關しても同前旨と認むべきや

二 選挙の一部無効となりたる為該選挙区全部に亘り更に選挙の行はるることありや

答 一 選挙の全部無効となり更に進行選挙に於ては改めての手続を要するを以て新に議員候補者の届出を要し前の選挙に於ける議員候補者を継続することなしとす

二 選挙の一部無効となりたる為該選挙区全部に亘り更に選挙を行ふが如きことなしとす

九、再選挙の執行と議会の議決 (昭二、八、四官廳事務) (逓信省照会地方局長、警保局長同答)

問 同法第六十二條第四項に「更に選挙を行う」場合には、当該普通地方公共団体の議会の議決を要するものと解するが或は之を要せず普通議会の決定のみにて可なりや御回答を待た

答 七月二十六日附特地方三九七号を以て照会のあった標記の件は後掲御見込の通り

(一) 判決要旨 選挙手続の適法と持票の理証は有権者の投票を無効ならしめ当選人の確定に付きを許容することを得らざらざるものなり

於ては其結果を同うすも雖も持票の理証は専ら其持票の無効を起するに止まり其持票を爲したる有権者をして更に其持票を爲し得るの範圍を生ぜざるに反し選挙手続が適法なるときは所謂選挙の全部又は一部の無効を起すべく無効と爲したる選挙の部分に於ては選挙を行ひ有権者をして投票を行はしむるの必要を生ずるものなり (昭二、八、二五頁)

- 一部無効の場合の当選人法定方法
- 一部無効の再選挙
- 一部無効再選挙の性質
- 再選挙を命ずる時期
- 一部無効の再選挙の範圍
- 一部無効が選挙の一部無効に因由する場合
- 再選挙と選挙区劃の場合

(2) 判決要旨 選挙手続の違法に因る選挙一部が無効判決に依り選挙区劃の投票全部が無効を伴ふ場合に於ては当選人全部に対し当該選挙を取消したる上再び同選挙区一區に選挙を行はしめ更に選挙区劃を隔てて当選人を定むべきものにして無効投票を排除し選挙区に於ける他の有効投票のみに付当選人を定むべきものに非ず又同選挙区全部に涉り再選挙を行ひ更に当選人を定むべきものに非ず(六七、二、一五段)

(3) 判決要旨 法第六十四條第二項は選挙の全部、又は一部無効となりたる場合に於ける効果如何の問題に関するものにして選挙法に定むる手続要旨の爲め選挙の一部が無効と爲りたる場合殊に司法裁判所の判決の結果無効と爲りたる場合に於て其無効と爲りたる部分に付き更に選挙を行ひ有権者をして投票を爲さしめ他の投票と相俟て当選人を確定することを要するものと解釋するを相当とす(六七、二、一五段)

(4) 判決要旨 選挙の一部無効が総選挙に際して生じたるときは来るべき一部の選挙は総選挙の一部として行はるべく又其無効が補選選挙の際に生じたるときは之が爲めに爲す選挙は補選選挙の一部にして総選挙又は補選選挙以外の特殊の選挙に属するものに非ず(六七、二、一五段)

(5) 判決要旨 地方長官が再選挙を命ずるの時期に付ては選挙区劃が法第六十四條に依り報告書を調査するに当り選挙の無効を察見したる場合に於ては直に其手続を爲すべく当選人確定後に於ては司法裁判所の無効を宣告する判決の確定したるとき地方長官は第七十六條に依り当該選挙の全部を取消したる上再選挙の手続を爲すべしものとす(六七、二、一五段)

(6) 判決要旨 選挙の一部無効となりたる場合に於て再選挙を行ふべき範圍は其一部無効の判決を以て宣告せられたるときは其部分に付き再選挙を行うことを要し一投票區の選挙手続が違法にして其の全部が無効とするときの外其範圍の大小廣狹を問ふべきものに非ず(六七、二、一五段)

(7) 判決要旨 第十一章第一節(三)判決要旨(2)の場合に於ては法第七十五條を準用し地方長官は選挙期日を定めしめ之を告示し更に選挙を行はしむることを得るものとす(六七、民判集二二二五頁)

(8) 判決要旨 衆議院議員総選挙の際に選挙区劃より選出せられたる議員の一人に付同議員選挙法第七十五條第一項第四号に規定せる事由生じたる爲更に付選挙は選挙区劃の境界に変更を生じたとす(七一、民判集二〇〇頁)

違反に因る当選無効と候員の數

決選投票における候補者の氏名の告示及び立会人

第二節 補缺選挙

(衆法七九、七二、七三)

一 衆議院議員補缺選挙と再選挙に関する件 (昭和四年十二月十五日地裁乙第一九五号) (各地方長官官報地方官報通則「省議決定」)

議員に一人の缺員ある選挙区に於て当選人中其の選挙に関する犯罪に依り刑に処せられ法第三十六條に依り当選無効と爲りたる者あるも右は法第七十九條第五項に所謂棄権の故同一選挙区に於て二人に達すると謂うを得ざるに付地方長官は法第七十五條の再選挙のみを行ふべきものとす

二 間 上

(昭和四年十二月十二日大阪府知事宛地方官報通則)

問一、衆議院議員選挙法第七十九條第五項の(缺員數二人)中には法第七十五條第六号の失格者をも包含するものなりや

答 二、若し法第七十五條第六号の失格者を包含せざるものとすれば該失格者一名のみなる場合に於ても法第七十五條により再選挙を行ふべきものなりや

答(一)法第七十九條第五項の缺員の中には法第七十五條第六号の失格者を包含せず(二)右失格者一名のみなる場合は法第七十五條に依り再選挙を行ふべきものとす

第三節 決選投票 (自法八五)

一 決選投票における候補者の氏名の告示及び立会人 (昭和二十一年十二月二十七日地裁乙第六) (四一各地方長官官報地方官報通則の内)

問 町村長選挙において、決選投票を行う必要がある場合、町村長候補者二名の氏名を告示しなければならぬか、又各種立会人たるべき者を、更めて届け出なければならぬか

答 町村制第六十二條の八後段において決選投票における候補者は、有効投票の最多数を得たる二人と法定してあるから、同法第六十二條の四第一項による立候補の届出は必要でないが、この選挙も亦町村長選挙であつて、この特殊の性質上同法第六十二條の八における特別規定を準て町村長の選挙に関する規定はすべて適用されるのであつて、従つて第六十二條の四第五項の規定により町村長候補者の氏名を

第五節 選挙の標榜及び期日

決選投票における無投票

告示しなければならぬ、又各種立会人も、更めて届け出なければならぬ。

二 決選投票における無投票 (昭和二十一年十二月二十七日地発乙第六) (四一各地方長官宛地方局長通牒の内)

問 知事、市町村長の決選投票を行う際、最多得票者二名の中一名が死傷又は辞退した場合は他の一名を無投票立会者として替えるか、それとも第三位者を繰上げて決選投票を行うべきか

答 無投票立会者とするべきである

決選投票における選挙会場の告示

三 決選投票における選挙会場の告示 (昭和二十一年十二月二十七日地発乙第六) (四一各地方長官宛地方局長通牒の内)

問 町村制第六十一條の八第二項に「選挙の期日前三日迄に投票の日時を告示すべし」とあり選挙会場に関する規定がないのは如何なる理由か

答 第六十一條の八の決選投票の規定中「三日」とあるは、第六十一條の三第六項の規定にかゝらず決選投票の場合は、特に期間を縮じたものであつて、告示の方法は、第六十一條の三第六項の本来の選挙の方式によるべきである、従つて投票の期があるときは勿論してその区劃も告示しなければならぬ。

第四節 解散解職及び特別法に関する投票

(一) 直接請求 (自法七六乃至八八同、二〇乃至二二)

一 請求法定数の告示に関する件 (昭和二十一年十二月二十七日地発乙第六) (四一各地方長官宛地方局長通牒の内)

問 選挙人名簿に登録された者の総数の五十分の一が三分の一とあるのは確定名簿に登録された有権者の五十分の一或は三分の一か、今直ちにその数を告示するにしても新名簿はできていないのだから如何なるべきか

答 確定名簿による、今回の告示は、現在の名簿、即ち暫行編者の名簿によつてその数を計算する、請求をなす者も、選挙人名簿が確定するまでは暫行編者である。

名簿に登録された者の総数の三分の一の数の告示

右告示の時期

名簿に登録された者の総数の三分の一の端数

署名簿の作成

署名を求めた者の他人の使用

署名簿の署名

代表者証明書の交付を受ける前に集めておいた署名の効力

二 請求の時期に関する件 (同上)

問 五十分の一、三分の一の数の告示は今するべきか、或は今後はどうするか。

答 新名簿確定と同時に告示すべきである。昭和十三年法律第八十四條の臨時名簿を編成したときはその期限満了まで。

三 請求法定数と端数に関する件 (同上)

問 選挙人名簿に登録された者の総数の五十分の一又は三分の一とあるが、端数は如何に計算するか。

答 端数が大場合は、その上位の整数以上の数が五十分の一又は三分の一以上の数である。

四 署名簿の署名 (同上)

問 署名簿は二重に作らさうとすべきか。

答 一重に作る。

五 署名集算人の使用 (同上)

問 署名集算人の原簿を求めたため代表者以外の者を使用して署名を集めるのは差支えないか。

答 差支えない。

六 署名の方法 (同上)

問 (一) 署名簿の署名は必ず自署でなければならぬが、自署でなくとも捺印してあればよいか。

答 (一) 又捺印等を著しく認めれば有効か。

答 (一) 自署でなければならぬ。

(二) 有効である。

七 代表者証明書交付前の署名の効力 (同上)

問 代表者証明書の交付を受ける前に集めておいた署名の効力は如何なるか。

答 無効である。

署名者死亡の場合の署名の効果

八 署名者の死亡(同上)

問 署名簿に署名した者が死亡した場合、その署名簿の効果は如何なるか。

答 その死亡者については、署名がなかつたものとして取扱われなければならない。

二重署名と文書偽造罪

九 二重署名と文書偽造罪(同上)

問 二重署名は刑法上の文書偽造罪を構成するか。

答 本人の二重署名は、文書偽造罪を構成しない。

署名の取消

十 署名の取消(同上)

問 一旦署名をしたが、後翻意してその署名を取消したい者が出た場合、請求代表者がその署名の取消に應じてくれない時に如何なる措置を採らざらうか。請求を受ける市町村側に署名の取消を要求した場合にこれを有効として取扱つてよいか。一部煽動者が明かに不当な請求を提出し、一般住民が誤つてこれに署名したような場合にそれと別に右の請求に対する反対運動の如きものが起ることはたやすく想像されると思ふがどうか。

答 請求代表者が取消に應じない場合においても、本人の署名は本来市町村に対する意思表示たるものであるから、これに対して明確な取消の意思表示がなされるならば、前の署名は無効として取扱うべきである。

無権利者の署名

十一 無権利者の署名(同上)

問 署名中に唯一人の無権利者或は他市町村の有権者が入つていたという場合でも、署名は却下して取りなされるか。

答 若し法定数に足りなくなる場合は、却下しなければならない。單に無権利者があるだけでは却下の原因とはならない。

署名数の不足による却下の取扱

十二 請求却下の取扱(同上)

問 感心せぬ煽動的政治家が集めた署名による請求について、署名の数の不足のある場合は書類に缺陷のある請求を有効に成立せしめため政治的に書類の却下を延期することはないか。

答 何人の提出したものでもその取扱に區別を設けてはならない。

請求の回数

十三 請求の回数(同上)

問 既定制定の請求は一回限り返して行つてもよいか。

答 差支えない。

署名簿の買戻又は借用

十四 署名簿の買戻(同上)

問 署名簿の買戻といふことも考えられぬではないか。前に別の問題で集めてあつた署名簿を借用する者が出ぬと云ふ限らぬが、これらについての防止策はあるか。

答 直接請求の制度は、今回新たに採用せられたので、この制度の濫用又は悪用の事例も若干想像されるが、これをいかに処罰するかは、今後或程度の経験をつんだ上で考慮することが適当と考へられるので、投票秩序維持のため、特に施行命令に設けた罰則並に一般刑法及び警察犯規命令の適用を俟つ外、特別の刑罰法規を設けなかつたのである。

解散投票の投票用紙

十五 解散投票の投票用紙(同上)

問 解散投票の投票用紙の文字が讀めない者があつた場合、それに対し何等か配慮を加えられてあるか。

答 振り仮名を附して讀み易いように留意した。解散投票に際しては、予め投票用紙を一般に示して記憶させるような措置を講ずることが最も必要である。投票場において、説明して用紙を渡すことも一法たるを失わない。

照合簿作製に要する経費の負擔者

十六 照合簿作成経費の負担(同上)

問 照合簿作製に要する経費の負擔者は誰か。

答 市町村の事務のために購置したときは当該市町村、府縣の事務のために購置したときは、府縣の負擔である。

直接請求選挙者の数

十七 直接請求選挙者の数について

問 地方自治法第七十四條の選挙人名簿登録推定数の中には臨時名簿の登録人員は含まれないか。

第五節 選挙の細則及び期日

同時選挙の意義

国会議員の補欠選挙と町村の選挙の同時執行

第五節 同時選挙 (衆法三八、参法三七) (自法五I、V、VI)
一 同時選挙の意義等に関する件 (昭和二年三月二日)
選挙法第三十八條の規定は選挙区の全部に亘る二以上の再選挙若しくは補欠選挙を同時に行ふ場合に適用あり。同時に再選挙と補欠選挙の期日を同らし各選挙に關する手続を合併して行ふ選挙の義とす。

二 国会議員の補欠選挙と町村の選挙の同時執行 (昭三、八、五、六分府知事宛) (選挙局長電復回答)

問 国会議員補欠選挙を施行するにあたりそれが選挙区内の町村に於て議員缺員あるときは缺員数六分の二に達してはならずとも同時に選挙執行の便ありや否や。
答 議員の町村議員の補欠選挙は、必ずしも議員補欠選挙と同時に施行する必要はないが、その町村の憲法に基き選挙の選挙管理の便宜を以て可然決定せられた。

三 同時選挙に於ける経費負担について (昭和二十二年十一月二十九日地選七第八八八号) (各都道府県知事宛地方局長回答の内)

問 (一) 縣下市町村の選挙が同時に行はれる場合の投票用紙の経費負担の区分は折半して負擔すべきものか又適宜にて差し支えないか。
(二) 管理費、立会人等の報酬、費用弁償等は各選挙分について支給しなければならないと思ふが二選挙分にて可とするればこの経費の負擔区分はどうか。
答 (一) 縣下市町村の選挙が同時に行はれる場合の投票用紙の経費負担の区分は折半して負擔すべきものか又適宜にて差し支えないか。
(二) 管理費、立会人等の報酬、費用弁償等は各選挙分について支給しなければならないと思ふが二選挙分にて可とするればこの経費の負擔区分はどうか。

答 (三) 補選面取返の額。

(四) 額の低い方の支給額を支給すべきである。経費の負擔区分は條例で定まつた支給すべき額に按分するを原則として、適宜裁量の上下條例で定めるがよい。

第六節 選挙の期日

一 府制第十三條の二に所謂「選挙の期日」の意義 (昭和二年八月二十四日大分縣知事宛地方局長回答(官廳決定))

府制第十三條の二に所謂「選挙の期日」とは一般の投票期日を指したるものにして同第二十二條の特例に依る投票期日は之を包含せざるものなり。

選挙期日の意義

第六章 選挙管理委員会

第一節 組織

(一) 選挙

(自法一八六、一八七、一九一、一九三、二四八、二七六) (令四一、三、四乃至一四〇)

一 改正地方制度の適用に關する件 (昭和二十一年十二月二十七日地選七)

問 選挙管理委員の選挙は地方議会における議長を専ら委員等の選挙と同じく議員の選挙に關する規定が適用されるか。
答 議員の選出の通りである。

二 同上の件(同)

問 選挙管理委員の選挙に指名推薦の法を用いて可いか。
答 指名推薦の方法によることは差支ない。唯補充員を指名推薦するときはその職補充の順序を定めなければならない。

三 同上の件(同)

問 町社会の存在しない町村における選挙管理委員会の選任又は選挙事務執行の方法はどうか。
答 (一) 経過措置については、経過措置第二條により町村長が選挙事務を執行し、管理委員の選挙は町村会成立の後行う。
(二) 市町村の設置分合の場合については、市制町村制施行令第二條の規定により承知された。

四 同上の件(同)

問 選挙管理委員の補充員は全部職員となつた場合に行ふべきものと異なるが都府制第十六條の三の第三項中「選挙の期日」とあるのは「選挙の期日」であるのか。
答 選挙の期日規定に於ては「選挙の期日」とあるのは「選挙の期日」である。

第六節 選挙管理委員会

選挙の方法

町社会の存在しない町村における選挙の執行

町社会の存在しない町村における選挙の執行

補充員選出の順序

特別区の設置ありたる場合における委員の選任

五 特別区の設置ありたる場合における選挙管理委員責任のつとめ (昭三、八、二、地方自治法第五八六号) (東京都知事宛地方局長回答) 本都板橋区選挙管理委員会(含石神井支所管内以下同じ)は八月一日を以て板橋区より分離し独立区として新設したのでありますが、この場合選挙管理委員は選挙区において選出されるものとすべし

一、従来その地区の属していた即ち選挙区管内から選出されていた「選挙管理委員であった者」を以て之に充てる。
二、前掲の者を以て充てるも向不足があるときは選挙区管内から選出された選挙管理委員がないときは板橋区長が選挙区管内から選出された選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であった者(これらの者がいないときは選挙区区長が選挙区長選挙権を有する者)の中から板橋区長が選任したものを以てこれを充てる。
右地方自治法第八十二條第一項の規定による根本原則からして(地方自治法施行令第四條)当然その順序によつて選挙区選挙管理委員に充てられるものと見做されるも此が疑義がありまので折返し何分の指示を願ひたい。

参 考

選挙区管内より選出されていた板橋区選挙管理委員及び選挙管理委員の補充員の数

選挙管理委員 一名
補充員 二名

答 昭和二十二年八月一日付総務部第二六号を以て照会のあった標記の件につき左記の通り回答する。

記

選挙区選挙管理委員は選挙区において選出されるもの即ち地方自治法施行令第四條の規定により「従来その地区の属していた即ち板橋区選挙管理委員たる者」(板橋区に住所を有している委員)及び「選挙管理委員であった者」(選挙区管内に住所を有している委員)を以てこれに充てる。言い換えれば、板橋区選挙管理委員が四名である場合は、その四名を以てその選挙区選挙管理委員とする。
二、前掲の者を以て充てるも向不足があるときは「従来その地区の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者及び選挙管理委員であった者」がないときは即ち板橋区選挙管理委員に缺員が生じて補充を行つていないような場合又は板橋区選挙管理委員が一名も

新たに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員

現職ある選挙管理委員の選挙

財産区の選挙管理委員会

いないような場合は、選挙区長の職務代行者が「従来その地区の属していた即ち板橋区選挙管理委員の補充員たる者」(板橋区に住所を有している補充員)及び「選挙管理委員の補充員であった者」(選挙区管内に住所を有している補充員)の中から選任し、これらの者も又いない場合は、選挙区区長及び選挙区長の選挙権を有する者の中から選出する。
右は地方自治法第八十二條第一項の規定に対する例外規定であり、地方公共団体の設置があつた場合に、速かに補充員を定め又は従来からの地域の選挙の管理執行に経緯を有していた者を以て暫定的にこれに当らせようとする趣旨である。

六 選挙管理委員会に関する件 (昭和二十二年二月二十七日北海道内務部長宛、行政課長電信回答)

問 市制町村制施行令第二條ノ二前段(地方自治法施行令第四條第一項前段)の「選挙管理委員タル者」と「タリシ者」との区分如何
答 市制町村制施行令第二條ノ二前段(地方自治法施行令第四條第一項前段)の「選挙管理委員タル者」と「タリシ者」との区分如何

問 市制町村制施行令第二條ノ二の「選挙管理タル者」とは、例えば市町村の一部を以てあらたに市町村を設置した場合、もとの市町村の選挙管理委員をい、
答 市制町村制施行令第二條ノ二の「選挙管理タル者」とは、例えば市町村の一部を以てあらたに市町村を設置した場合、もとの市町村の選挙管理委員をい、

七 改正地方制度の運用に関する件 (昭和二十一年十二月二十七日地務局第六四二号各地方官署地方局長通牒の内)

問 町村においては選挙管理委員を急遽に選挙するための法令施行の際、誤つて町村会議長の選挙を爲さず、町村長が議長となつて選挙を行つたものがある。右選挙を無効とするは、選挙管理委員会の将来行う職務についても、争訟の原因になるものと考えられるが、右選挙管理委員の選挙は有効と解することは出来ないか。
答 選挙は違法ではあるが、当然無効ではない。従つてこれを取消することができるわけであるが、取消するか否かは各段の事情をも考慮して決定すべきである。但し、町村制第十三條ノ二第六項の規定による取消前における委員会の行為は有効である。

八 同上の件(同)

問 財産区にも選挙管理委員会を設置すべきであるか。
答 町村制第二百六條第二項の規定によつて設置すべきである。

選挙管理委員選挙における選挙の範囲

問 町村長に故職がある場合の助役を選挙管理委員に加えてよいか。
答 差し支えない。

議員の選任と政

問 選挙管理委員選任上政党内に如何なる形勢を拂わなければならないか。
答 (一)多数派のみならず、少数派から代も表者を演出させることができるように留意すべきである。
(二)しかし、わが國の現状から考へて、主權道府縣、市町村を通じて、必ず政党の代表者のみを以て委員会を構成することは不可能であり、又不適當な場合もあるから、次官通牒に指示した通り、各階及び一般の選挙権者から選任することが望ましい。

議員の所属政党

問 自治法第百八十二條第四項の規定による選挙管理委員の所属政党又は団体は本人の申出により、決定するものなりや又は議会が認定するものなりや。
答 原則として本人に申し出させ議会が認定する、但し委員となつて後政党に加入したような場合は、委員会が認定する。

問 地方自治法施行のの際に市町村の管理委員二人以上同一の政党又は団体に屬する者があるときは、法第百八十二條第三項により委員を改めなければならないか。
答 自治法施行令第百三十四條により処置しなければならない。

十二 地方制度の改正に關する件 (昭和二十一年十月五日内務省令第百二十六號)
(各地方官制地方局長通牒の内)

一 選挙管理委員たる資格は、地方議会の議員の選挙権を有する者であることを要する以外別段の制限はなく、専ら地方議会の自由な意思に委せられるがその地方公共団体の実情に應じ概ね都議會議員選挙管理委員及び道府縣議會議員選挙管理委員については(イ)内務部長その他の部長(ロ)都議會議員又は道府縣議會議員(ハ)市長(ニ)町村長(ホ)公民教育関係者(ヘ)その他学識経験ある者の中から、市町村議會議員選挙管理委員については(イ)助役(ロ)町内会長又は部落会長(ハ)公民教育関係者(ニ)その他学識経験ある者の中から

選挙管理委員の

資格
る、公正選挙の士を選挙するのの選挙と認められる。尤も官公吏等が、委員会の構成に参加できない事情が認められ、書記長等の選任に關して、経験ある者を選任するものとする。

選挙管理委員の

職任の範囲
選挙管理委員会の書記は選挙事務執行の円滑を期するため、官吏又は役員等なるべく選挙事務に経験ある者の中から、これに任ずること。この場合においては、委員長は、都道府縣長官又は市町村長の同意を得て書記の事務を委任する形式によらしめること。

選挙管理委員の

承認書の宛名
十三 改正地方制度の運用に關する件 (昭和二十一年十二月二十七日地裁乙) (第百四十一号各地方官制地方局長通牒の内)
問 選挙管理委員の承認書は知事宛とすべきであるか議長宛とすべきであるか。
答 議長宛とするのが正当であるが、知事宛にしても無効ではない。

選挙管理委員の

承認書の形式
十四 同上の件(同)
問 選挙管理委員の承認書の形式はどうか、又当該承認をしない場合及び当該承認を辭した場合如何に処置すべきであるか。
答 当該承認には別段の形式はない、承認をしない場合或は当該承認を辭した場合には、次点者の中から更に当該承認を受けるか又は選挙事務を行ふべきである。

選挙管理委員の

承認書の件
十五 同上の件(同)
問 選挙管理委員はいろいろ費用がかかるし、時間をとられる職務であるから、選任された際は、立法論的にいうと本人の「承諾」が要しとすべきものと考えらるが、どうか。
答 承諾が必要であることは当然であり、別段明文の規定を設ける必要はないと考える。

選挙管理委員の

身分
(一) 選挙管理委員等の身分、服務及び被選挙資格 (自法二五四、二八三、二八四、二九二) (四一) 選挙管理委員の身分は如何なるものであるか (昭和二十一年十二月二十七日地裁乙) (第百四十一号各地方官制地方局長通牒の内)
一 改正地方制度の運用に關する件 (昭和二十一年十二月二十七日地裁乙) (第百四十一号各地方官制地方局長通牒の内)

問 選挙管理委員の身分は如何なるものであるか。
答 更員ではないが廣い意味の職員(市町村職員選挙管理委員)に属する職員とすべき。

選挙管理委員の被選挙権

二 同上の件 (同)

問 選挙管理委員の被選挙権は各選挙区に属していることが絶対要件であるか。

答 実質上被選挙権を有しておれば各選挙区に属しているといつても構はない。

住所の移轉と被選挙権

三 選挙管理委員の住所移轉について (昭和二十二年五月二十九日地裁(第三八号) 各地方官官報地方官報通牒の内)

問 自治法第九十三條中第二百二十七條第二項の準用規定は市町村の選挙管理委員がその管内に住所を移した場合には適用せられるか。

答 市町村には適用されない。

委員と議會議員との兼ね

四 改正地方制度法の運用に関する件 (昭和二十一年十二月二十七日地裁(第六号) 四一各地方官官報地方官報通牒の内)

問 選挙管理委員は関係区域内において被選挙権を有しないにもかゝらず何故議員と兼ね得るか。

議員たる選挙管理委員が立候補した場合の被選挙権

答 関係区域内において被選挙権を有しないといふのは具体的な選挙の際においてその選挙に關して被選挙権を有しないといふことと同一の対的候補格位たることを意味し、絶対的に被選挙権を喪失することを意味するものではない。従つて議員たる身分を失ふことはいわゆる

page。

五、同上の件 (同)

議員たる選挙管理委員が立候補した場合の被選挙権

問 選挙管理委員の補充員及び選挙区、開選管理区又は投票管理区の代理者はその関係区域内において被選挙権を有するか。又選挙運動を爲し得るか。

答 これらの者は被選挙権を有する。又選挙運動を行うことが出来る。

六 同上の件 (同)

議員たる選挙管理委員が立候補した場合の被選挙権

問 議員たる選挙管理委員が立候補した場合には被選挙権はどうなるか。

答 選挙管理委員は関係区域内においては被選挙権を有しないから、立候補しても、当選することは不可能であり、選挙運動を行つた場合は候補を免れる。

委員が立候補した場合の辞職の効力等

七 同上の件 (同)

問 選挙管理委員が立候補した場合辞職を勧告するのは誰か、又当選の無効は誰が認定するか。尚補充員が選挙運動可能とすれば町村制第十三條の六に依り臨時に委員となつた場合は運動は不能となり、臨時委員を解任せられたるときは再び運動可能となる、其の限界はどうか。

答 (一) 選挙管理委員が立候補した場合、その辞職を勧告することは、法律に別段の規定はないが、委員及びその他の選挙管理委員が勧告すべきであらう。

(二) 当選の無効は、選挙長が判定すべきである。

(三) 補充員は、委員に補充の通知を受けたときから選挙運動を停止し、解任の通知を受けたときは、再び継続し得るが、その限界は、具体的に認定する外ない。

八 同上の件 (同)

委員の立候補

問 府縣の選挙管理委員が、市町村会議員に立候補してよいか。又市町村の選挙管理委員が府縣會議員に立候補してよいか。

答 府縣の選挙管理委員が市町村會議員に立候補することは差支えない。市町村の選挙管理委員は、府縣會議員に立候補することは出来ないが、その所屬の市町村内では、被選挙権を有せずその得票は無効である。

九 縣會議員選挙管理委員会委員の市町村長立候補について (昭三、四、一、(佐賀縣内) 務部長宛選挙管理委員長通信回答)

問 縣會議員選挙管理委員中市町村長に立候補せる者三名あり規定上、委員として留任差支えないものと存せられるが其旨の意見を乞ふ。尚不適当とした場合、委員補充員併せて現在七名につき四名となり更に二、二名の辞退も予想せられるが現在縣會議員は六名にして縣會を招集すること不可能であり、補充委員の選挙も出来ないが如何に処理すべきを至急御指示を。

答 電照の縣會議員選挙管理委員中市町村長候補に關する件、委員として留任して差支えない。

(三) 選挙管理委員の辞職(自法一八三二八五)

一 改正地方制度法の運用に関する件 (昭和二十一年十二月二十七日地裁(第六号) 四一各地方官官報地方官報通牒の内)

問 公職等の關係上選挙管理委員に選任せられた者が、その公職を失つたときは當然委員も職も辞任しなければならないか。

公職に在る委員がその公職を失つた場合の委員の地位

選挙区の名及び
効力発生の時
期

答 法律上の当然の責任を要するが、特に一定の公職にあることにより、選挙を委任したときから選挙区に選挙権を求め
ることが適当であり、又本人としてそれが適当と認める。

二 同上の件 同

問 区市町村議会議員選挙管理委員の辞職は届出により効力を発生するものであるか又届出は何人に対してなすべきものであるか
答 選挙管理委員会の規定中に別段の規定がなければ、辞職は届出により効力を発生するものと解すべきものである。又届出は委員
宛でも委員会に対してなしても、何れでも妨げないが委員会規程中に明記してあることが適当である。

三 同上の件 同

問 選挙管理委員が議員に立候補するために辞任せんとする場合それは誰に申出るべきか。
答 選挙管理委員会の規程中に規定すべきであるが委員長に対して申出せるとが適当である。

四 選挙管理委員の退職について (昭和二十二年五月二十九日地発乙第三
三八号各地方官規程地方局長通牒の内)

問 選挙管理委員が辞職をしようとする場合には、その辞表は議会の議長に提出すべきものか。この場合議長の承認を要す
るか又は議会の承認を要するか。
答 委員長及び委員の退職はすべて第百八十五條の規定によりなければならない。

第二節 権 限 (自法二五、二八六、二九四
令二〇七、二〇八)

一 改正地方制度の運用に関する件 (昭和二十二年十二月二十七日地発乙第
四二二号各地方官規程地方局長通牒の内)

府縣知事の市町
村選挙管理委員
会に対する指揮
監督権

問 府縣知事は府縣選挙委員及び府縣知事の選挙について市町村議会議員選挙管理委員会を指揮監督することができるか。
答 府縣知事は府縣選挙委員及び府縣知事の選挙については、特に府縣選挙管理委員会が市町村議会議員選挙管理委員会を指揮監督する旨の明文が
あるから、府縣知事のこの点についての一級監督権に関する規定は排除され、従ってこれらの選挙については、府縣知事は市町村議会
員に対して一級監督権を有しない。

知事選挙に
関する選挙
管理委員会
の指揮監督
権

問 道議長の選挙については、道会議員選挙管理委員会は市町村議会議員選挙管理委員会を指揮監督する旨の規定がないのは何故か。
答 道議長の選挙は道会議員選挙管理委員会がこれを管理するのであって、その管理の方法は道会議員の選挙と同様であるからその場合
も市町村議会議員選挙管理委員会を指揮監督するのである。

選挙事務取扱の
違反と選挙争訟

問 従前職制令で定めていた選挙事務取扱規程は、選挙管理委員会規程とすべきものとするか。右規程は職制令と異なり選挙の規定とは
りこれに対する違反は選挙争訟の原因になるものかと思ふがどうか。
答 従来職制令で定めていた選挙事務取扱規程は、道府縣制第十二條第一項の規定に基いて定むべきものであつて、同法第十二條七の規
定により「選挙管理委員会二箇シ必要ナル事項」として定むべきものではない。而して、同法第十二條第一項の規定に基いて定められた選挙
に関する規定は、法律、勅令、省令等によつて規定された選挙に関する規定と異なり、單に法令勅令執行の事務的手続にすぎないから、こ
れに違反しても選挙争訟の原因とはならない。

選挙管理委員会
の議法の決定に
対する禁止方法

問 区市町村議会議員選挙管理委員会が議法の決定をなし自らこれを訂正しない場合これが禁止は如何なる機関が如何なる方法をもつたす
べきものであるか。
答 それが選挙又は選挙の効力に關係があれば、選挙争訟方法によつて是正することができる。

問 (一) 府縣制改正により新たな選挙区の設定は選挙管理委員会がこれをなすものとするか、従前知事が定めたものは、そのまま
よまうか又は新たに設定の手続をしなければならないか。
答 (一) 従前公立学校等の設備の使用に關し知事が定めた規則は施行令改正により前号と同じく新たに設定の手続を要するか。なお、公立
学校以外の設備の使用禁止、制限等も全て新規の手続を要するか。
答 新たに設定の手続をしなければならない。

委員会の採用
と従前知事の定
めたものの効力

第六章 選挙管理委員会

委員会の告示の方法

問 選挙管理委員会の告示は同によるべきか。

答 同

問 府縣市町村の公報によるのが適當である。この告示の方法は、委員会の規程中に定めて置くべきである。

答 同

問 道府縣制第十三條の選挙管理委員会の行方告示は同第十二條ノ二第二項の規定により委員長がこれを爲すものと解して可か。

答 御見込の通りである。

委員が選任されるまでの選挙事務の擔任

八 選挙事務に付して (昭和二十一年十二月五日地務乙第六) (三号岐阜縣知事知地方局長回答)

問 管内選挙郡大井町においては、町政紛争の結果、本年六月町会委員が総辞職を行い、議決機関を缺くに至つたため、選挙管理委員の選挙を行ひ得ないので同町における選挙に関する事務は次の町会議員選挙にあり議會が成立するまでは市制町村制改正経過規程第一條の規定により町長臨時代理者をして執行せしめるの外ないものと認めるが、聊か疑義があるから何分の御回示を煩わしたい。

答 客月二十五日附の御照会は、御見込の通り。

九 改正地方制度の運用に関する件 (昭和二十一年十二月二十七日地務乙第六) (四号各地方長官知地方局長通牒の内)

選挙管理委員と選挙長の兼任

問 選挙管理委員の中から選挙長などを兼ておはし得るか。

答 ようしい。むしろ適切な場合が多いと思ふ。

十、同上の件 同

市長選挙における選挙長の報告

問 市制第七十三條ノ十六では、市制第三十一條第二項の規定を準用してないが、委員会において選挙管理委員より選挙報告を報告せしめる規定を定めて置かれないか。

答 御見込の通りである。

第三節 運 営 (自治法二八九、一九〇)

補充員の補充順位

一 改正地方制度の運用に関する件 (昭和二十一年十二月二十七日地務乙第六) (四号各地方長官知地方局長通牒の内)

問 選挙管理委員、補充員の補充順位は議定規程において予め定め置くのが適當と思ふが、これを定めて置くか否かについて場合別の補充順位の問題がある。

補充員補充の事由

抽籤は何人がなすべきものであるか。

答 議定規程がなすべきであるが、委員長が定めても妨げない。

二 同上の件 同

問 選挙管理委員が旅行、私用等に欠けた場合に出席出来なかつた場合も委員職にある場合と見做して補充員を充てられたりして可か。

答 差支えない。

三 同上の件 同

問 道府縣制第十二條ノ四(町村制第十三條ノ六)の委員三人以上の中には委員長を含む道府縣制第十二條ノ五前段(町村制第十三條ノ七前段)の表決権の中には委員長を含むものと解して可か。

答 御見込の通りである。

四 同上の件 同

問 第二回目に選挙せられた選挙管理委員会の招集は、前の委員長が招集して可か。又この場合は、就職承諾前の委員に対し招集通知をすべきか。

答 委員会規程中に規定すべきであるが、規定がないときは、前の委員長が招集して可い。又招集通知前に当該の承諾を求めておくべきであるが、承諾に何等の意思表示もないときは、黙示の承諾があつたものと解して可い場合が多いと思ふが法律上は、委員ではないのであるから、招集の通知は、直には効力を有しない。本人の承諾の意思表示があり、委員となつたときに選挙されるものと解して可い。

第四節 費 用 (自治法二〇三乃至二〇六、二二九、二四九) (衆令七三二、参令三八二)

費用の負擔機關

一 改正地方制度の運用に関する件 (昭和二十一年十二月二十七日地務乙第六) (四号各地方長官知地方局長通牒の内)

問 選挙管理委員会の費用は誰が負擔するか。

答 各選挙管理委員会の所屬する団体が負擔する。

第六章 選挙管理委員会

費用の予算計上
の方法

第六章 選挙管理委員会
二 同上の件 同

九四

予算上において
委員会と市町村
当局と対立した
ときの解決策

問 選挙管理委員会の費用の予算計上の方法は何ですか。
答 委員会の費用についての予算科目は適宜で差支えないが従来の選挙費の費目中に前を設けて事務費及び人件費等を許すのが適当であらう。

三 同上の件 同

問 予算上において、選挙管理委員会と市町村当局と対立したときの解決策はないか。

答 予算編成時は、市町村長にあるから委員会は市町村長の決定に服しなければならないが、委員会の費用は、市町村が法令により負担すべき費用であるから、いかにしても所要の予算が得られぬときは、選挙官の職務の発動により予算に計上せしめる外はない。

予算の收支命令
の権限

四 同上の件 同

問 選挙管理委員会に関する予算の收支命令の権限は知事、市町村長にあるものと聞かれるが、委員会規程規則で委員長は委員会の経理を掌る旨の規定もあり如何に解すべきであるか。
答 府議会及び市町村会の予算の経理と同一に扱われた。審判中の委員長の権限は令達を受けず予算の経理に関するもの以外はない。

委員長と収入役
との関係

五 同上の件 同

問 収入役は委員長の命令を受けるか。
答 受けない。収入支出の権限は、府縣知事及び市町村長等にあるから、委員長が支出を受けようとするときは、府縣知事又は市町村長等に収入役に対する支出命令を求めなければならぬ。

六 同上の件 同

問 選挙管理委員会の書記は、委員長がこれを任命して、その給料を決定するが、給料を捕らぬ、それを市町村長に通知すべきものであるか。

書記の給料の支
給

答 書記の給料支給については、その支出命令自体は、市町村長の権限であるから委員長は市町村長に対し支出命令を出すべきであるが、書記の給料支給については、その支給命令自体は、市町村長の権限であるから委員長は市町村長に対し支出命令を出すべきである。

第五節 その他

全国選出選挙管理委員会の事務の取扱について

(昭三三、三、六山口選挙区)

問 選記のことで、全国選出選挙管理委員会の事務の取扱について、東京任職のために選挙運動に支障を来す等の関係上、選挙管理委員会の届出の受理を各選挙区に代行された旨の申入れがあつたので、二選現行法上不可能の旨回答しておいたが、この点質疑を得たく願います。

(昭三三、三、二〇選挙区全国選出選挙管理委員会委員長より)

答 昭和二十二年三月十六日附にて預金のあつた選記の件については、御見込みの通りであるから御了解ありたい。

推薦届出者の数

者は名簿に記載あることを主とする場合は届出者の属する市町村長に照会するにあらざれば之を承認するを得ず然るに其の届出が届出を
得し得る最終期限に切迫して爲されたる場合に於ては右調査中に届出期限を超過するが如きことをも生ずべきを以て右の如き場合は一
届出を受理した後選挙人名簿に記載せられたる者なりや否を調査し若し記載せられたる者なるに於ては其の届出は之を無効とし既に告示
済の場合は其の告示は之を取消す等の手續を爲すべきものなりや。
答 名簿に記載せられたる者なりや否を確めたる上告示するに於ては両者の如き事實を生ぜざるべし。

五 府縣會議員候補者推薦届出の件

(昭和十七年三月十八日)
佐賀縣知事宛地方局長電報

問 府縣制第十三條の二第二項の届出は被推薦者二名以上を連名し得し得るものと存するも聊か疑義あるに付電報にて御指令を乞ふ。
追而本件は郡推薦会に於て推薦せられたる者を届出んとするものなり。

答 昭府縣會議員候補者推薦届出の件二名以上を連名し届出するは差支えなし。

六 衆議院議員推薦届出に関する件

(昭和十七年四月十三日山口縣)
総務部長宛地方局長電報

問 衆議院議員推薦届出者高宮五郎なる者選挙人名簿には高見富一(舊名)とあり此の場合同一人たることの確証あれば受理し差支なき
又は選挙人名簿に記載せられたる氏名の推薦届出たることを要件とするや、貴府知政務課に於て付電報にて御指令を乞ふ。

答 昭衆議院議員候補者推薦届出の件前段御見込の通り。

(四) 届出の効力及び要件

衆法 六七三 六八一 衆 合四九一 五〇 則六
自法 五四三 五四一 六五 六九 令三一 二四 則一
五三三 五四一 令六九 二七〇 則九

一 議員候補者被選挙権を失ひたる場合

(昭和十七年八月十五日)
地務部第一九七号通牒

問 議員候補者被選挙権を有せざるに至りたるるときは雖も之を辞するにあらざれば議員候補者として取扱ふべきや。
答 御見込の通りと存す。

議員候補者の被選挙権の喪失

選挙人名簿記載の名簿と異なる名簿の届出

効力発生時期

本人より提出したものが否か不
確認の届出

届出の偽造

捺印なき届出書

届出住所の記載

選挙区変更届

二 議員候補者届出の効力発生時期 (昭和二年九月九日)
昭衆議院議員候補者の届出は落信出書を探るか受信主義を採るか。
答 受信主義とす。

三 本人より提出したるものか否か確認の届出に関する件 (昭和六年五月十二日)
立候補又は辞退届出書が本人より提出したるものなりや否や確然判明せざる場合 (例へば郵便等に依る届出) は本人に於て届出たるものに
非すと認められざる限り受理すべきものとす。

四 届出の偽造に関する件 (同上)
前項届出が偽造なりしことが投票前に判明したるときは選挙長は直に其の告示を取消すべきものとす法定期限後に判明せるときは其の届出
は無効に付選挙長の爲したる告示も亦当然無効なり。

五 捺印なき届出書に関する件 (同上)
捺印なき立候補届出書は本人に於て届出たるものと認めらるる限り受理すべきものとす。

六 縣會議員候補者推薦届出の件

(昭和十七年三月十七日、沖繩縣)
総務部長宛、地方局長電報

問 縣會議員選挙に於て推薦届出者より議員候補者の住所甲村を乙村に訂正方申出たる場合に於ては受付の上府縣制第十三條の二により届
したる告示につき更に住所訂正の告示を爲し交還なきものと認め此の場合立候補届出の効力発生時期は当初届出受理の日時によるものと
解するも念の爲御意見承知致度。

追而本件は差支りたる件に付十七日中に電信にて御回報相煩度。
答 昭府縣會議員候補者の件御見込の通り。

七 候補者届出後其の職変更届に関する件

(昭和十七年四月六日鹿児島)
昭知事宛、地方局長電報

問 衆議院議員候補者届出に当り其の職を某町長とせる者其の後町長を辞したる故を以て職變更届の届出ありたるときは之を受け且書
示すべきや電報にて折返し御指示を乞ふ。

党派の名称

八 届出の要件たる党派の名称に関する件

(昭和二十一年十一月二十六日地方自治法改正施行規則第四号)

答 四月六日電報照会の衆議院議員候補者届出に関する件告示し懸文なし。

問 議員候補者届出要件たる党派別に付き地方的な同志会又は中立の如き名称を用ひたるも許すべからざる御返答を。

答 電照議員候補者届出要件たる党派別の件御見込の通。

第二助役の受付たる届出の効力

九 第二助役の受付たる届出の効力

(昭和二十一年十一月二十三日高司廳)

問 村會議員選挙案に於て定数十八名中即日第二日午後十二時迄に代理助役(村長缺員中)檢閲名簿(助役六名の立候補届出を受付翌日)に至り第二助役は右届出書を代理助役に提出したる場合第二助役の受付たる届出は有効なるや疑義ありたる件有り至急御回答を。

答 電照立候補届出の件御見込の通り存せらるるも特別の事情あらば折返し報告あれ。

立候補する選挙区

十 立候補する選挙区の問題

(昭和二十一年十二月二十七日地務乙第六)

問 道府縣會議員の選挙において被選挙権を有する者は、府縣内の何れの選挙区においても立候補することが出来るか。

答 御見込の通りである。但し、同一人が二以上の選挙区で立候補することは許されぬ。

(一) 判決要旨 選挙長が推薦無資格者の議員候補者推薦届出を受理し一旦告示し後之を取消したる爲届出ありたる候補者が議員の定数を越えざるに至りたる場合に於ては附則第二十九條の三第一項を適用すべく同法第十三條の二第二項を適用すべからず(昭和四年第五一八号、同五年六月二十日宣言)

(二) 判決要旨 選挙長が選挙人名簿に登録せられざる者の爲したる縣會議員候補者推薦届出を受理し告示するも該告示は無効たるべきものたるを以て後日之を取消の請求を爲すも違法に非ず(同上)

(三) 判決要旨 既經縣會議員の選挙に於て選挙人名簿に登録せられたるものは選挙権を有すると否とに拘らず議員候補者の推薦届出を爲すことを得るものとす(昭和六年第三三三号、同七年五月七日宣言)

推薦届出と選挙

無資格者の届出

党派の名称

八 届出の要件たる党派の名称に関する件

(昭和二十一年十一月二十六日地方自治法改正施行規則第四号)

答 四月六日電報照会の衆議院議員候補者届出に関する件告示し懸文なし。

問 議員候補者届出要件たる党派別に付き地方的な同志会又は中立の如き名称を用ひたるも許すべからざる御返答を。

答 電照議員候補者届出要件たる党派別の件御見込の通。

第二助役の受付たる届出の効力

九 第二助役の受付たる届出の効力

(昭和二十一年十一月二十三日高司廳)

問 村會議員選挙案に於て定数十八名中即日第二日午後十二時迄に代理助役(村長缺員中)檢閲名簿(助役六名の立候補届出を受付翌日)に至り第二助役は右届出書を代理助役に提出したる場合第二助役の受付たる届出は有効なるや疑義ありたる件有り至急御回答を。

答 電照立候補届出の件御見込の通り存せらるるも特別の事情あらば折返し報告あれ。

立候補する選挙区

十 立候補する選挙区の問題

(昭和二十一年十二月二十七日地務乙第六)

問 道府縣會議員の選挙において被選挙権を有する者は、府縣内の何れの選挙区においても立候補することが出来るか。

答 御見込の通りである。但し、同一人が二以上の選挙区で立候補することは許されぬ。

(一) 判決要旨 選挙長が推薦無資格者の議員候補者推薦届出を受理し一旦告示し後之を取消したる爲届出ありたる候補者が議員の定数を越えざるに至りたる場合に於ては附則第二十九條の三第一項を適用すべく同法第十三條の二第二項を適用すべからず(昭和四年第五一八号、同五年六月二十日宣言)

(二) 判決要旨 選挙長が選挙人名簿に登録せられざる者の爲したる縣會議員候補者推薦届出を受理し告示するも該告示は無効たるべきものたるを以て後日之を取消の請求を爲すも違法に非ず(同上)

(三) 判決要旨 既經縣會議員の選挙に於て選挙人名簿に登録せられたるものは選挙権を有すると否とに拘らず議員候補者の推薦届出を爲すことを得るものとす(昭和六年第三三三号、同七年五月七日宣言)

推薦届出と選挙

(四) 連 著 表

届出者と選挙人

一 届出者と選挙人 (昭和二十一年十二月二十七日地務乙第六)

(四一) 号各地方長官宛地方長官通牒の内)

問 町村制第六十一條の四第三項の「選挙人三十人以上の選挙」とは届出人を除き三十人以上を必要とするものであるか。

答 御見込の通りである。

二 同上の件 (昭和二十一年十一月二十七日地務乙第六)

(四二) 号各地方長官宛地方長官通牒の内)

問 三十人以上の選挙を要する爲の戸別訪問は選挙区及びはしないか。

答 これは特別規定であり違反ではない。

三 瑕疵ある選挙と異議の申立 (昭和二十二年五月二十九日地務乙第三三八号)

(各地方長官宛地方長官通牒の内)

問 町村長の選挙において選挙人三十人以上の選挙者中選挙をした事実がない等の異議申立をした選挙人があつたため選挙者が三十人を下る場合

(一) 申立が選挙前の場合、選挙長は

(1) その立候補届又は推薦届を受領しないことができるか。

(2) 受理した後においてはその届出を却下することができるか又は選挙権を行使せしめておくことができるか。

(二) 申立が選挙当日の場合。

(1) その得票を有効ならしめるか、無効ならしめるか。

(三) 申立が選挙後の場合

(1) 選挙の申立がなく選挙の申立期間満了の場合はその旨の当選は有効であるか。

(2) 選挙の申立があつた場合は、司法事件の決定に關係なく選挙を断せしめて願うがよいか。

四 異議の申立があり、その申立が有効と決定し付けられたる候補者が有効投票の八分の三以上の得票を得たためすでに法選挙権を

選挙を求むるための戸別訪問

瑕疵ある選挙と選挙の申立

電報に依る委任
届出の効力

答 (一) 眞の住居地市町村長に通知を要す
(二) 訂正せしむるの要なし

五 縣會議員候補届出の件 (昭和五年二月二十六日閣議)
縣會議員候補届出は確認し得る電報にて送付なきや

問 縣會議員候補届出は確認し得る電報にて送付なきや
答 電報にては爲し得ざる例なり

第二節 供 託 金

(一) 供 託

衆法六八一
民法五五二六九
供託法 供託物取扱規則選考供託事務特別取扱例参照

一 供託手續に関する件 (昭和四年三月十五日長官閣議)
宛下長崎市長選挙事務に關し長崎市長は本月七日附を以て同月二十八日選挙を施行する旨届寄せり然るに其の告示前候補者七名は長崎地方裁判所供託局に保証金貳百圓の供託手續を採れり

問 宛下長崎市長選挙事務に關し長崎市長は本月七日附を以て同月二十八日選挙を施行する旨届寄せり然るに其の告示前候補者七名は長崎地方裁判所供託局に保証金貳百圓の供託手續を採れり
市役所に於ては此の供託手續を有効なりとして告示と同時に右七名に對する立候補届出を受理し各候補者は目下選挙運動を継続中なるが告示前に供託局の受理せる供託手續は有効なりや若し無効なりとせば是に供託手續を履行すべき要あり
聊か候補相生し差支りたる問題に就き至急何分の御指示を乞ふ

答 十二日警備局長宛電信にて御商會の供託手續に関する件前段御見込の通有効と存す

二 推薦届出者の一部の者に於て供託を爲したる場合 (昭和二年九月二十日徳島縣第六)
議員候補者の推薦届出にして其の届出者二人以上なる場合に於ける供託は其の共同推薦者の連名を以て爲すを要するや將た又其の一部の者なるも違法にあらざるや

共同推薦の一人
の者の爲したる
供託

選挙告示前の供
託

第三者の爲した
る供託を添付せ
る届の効力

答 共同推薦者の一部の者に於て爲すも差支なし

三 第三者が爲し得る供託 (昭和二年九月七日地裁乙)
第三三三号取調事宛

問 縣會議員選挙に於て議員候補者及推薦届出者以外の第三者の爲したる供託は前第三三三條の三に依り爲したる供託と認め得るや
答 議員候補者の届出又は推薦届出を爲さむとする者に關する限るを存す

四 代理人名義の供託書 (昭和十一年三月十五日閣議)
黨内務部長宛行政課長回書

問 立候補者甲野一郎の供託書に供託用野一郎代理人乙山二郎とあり署名捺印も右乙山二郎なる供託書は第六八條によるものと認め受通し差支へなきや至急送付せよ
答 電照供託書の件御見込の通

五 候補者の届出書及び供託書の名義 (昭三二、四、一〇) 衆議院選挙管理
委員會委員長宛 選挙課長回書

問 衆議院議員選挙に關し議員候補者の届出書及び供託書の名義は其の通称を用い戸籍上の名義を用いたる資格審査の確認書の名義と異なる場合に於て此れを受理し差支なきや。昭和四年五月十七日及五月二十日京都府知事宛地方廳電報回書に於て折返し返信ありたし。
答 電照の衆議院議員選挙に關し議員候補者の届出書及び供託書の名義は戸籍上の名義によらざるを可とする。

六 供託金の計算に関する件 (昭和二年八月四日閣議)
次官宛待法次官回書

問 衆議院議員選挙法第六十八條及府縣制第十三條の三に所屬する額面の國債証券とは額面金額にて計算し衆議院議員選挙法に於ては千圓又は府縣制に於ては二百圓の國債証券を供託する應に於ては依り計算するものにあらずと被在候補者の御意見承知致度
答 本年一月七日地裁第二四六号を以て昭会相候補登記の件は意見の通と原料候補此致及回書候

七 支那軍票割引國庫債券に関する件 (昭和二年四月四日閣議)
十五号五月十日地方廳長回書

問 衆議院議員選挙法第六十八條第一項を府縣制第十三條の三に所屬する額面の國債証券として昭和九年九月三日地裁乙第一
第七章 候 補 者

支那軍票割引國
債の額面と時價

國債の額面と時
價

通称名義の供託
書

代理人名義の供
託書

外國債

勸業債券供託に
依る届出の効力

二三号通牒の次第も有之候処右は今回届出に係る支那華商銀行國庫債券に付ても同様額面に依るものと被存候得共爲念御意見承知致度
 答 右は明治四十一年勅令第二百八十七号第二項、昭和十四年大藏省令第二十六号及之に基き大藏省告示を以て定められたる支那華商銀行
 國庫券の價格に依るべきものと存す
 八 日本政府の発行せる外國債に関する件(昭和三年一月二十六日)
 選挙法第六十八條第一項の國債証券とは日本政府の発行せるものならば内國債たるは外國債たるは問はずるものとす額面五千百六十法
 の四分利附佛國公債は、三円に相当する額面の國債証券に該當す

九 供託物に関する件 (昭和十四年九月十六日(見))
(鳥取知事宛地方局長回答)

問 府縣制第十三條の二に依る届出告示後其の供託物が勸業債券なりしこと判明したるとき該告示は取消すべきものと認むるも何分の糺御
 回示を請う
 答 右勸業債券を供託して爲したる届出は當然無効なるを以て之に基き告示は取消すべきものと存す

十 供託金の引換の件 (昭和三年二月八日)
(日地方局長回答)

問 現金を供託し立候補届出でたる後國債証券を供託し引換へを申出でたる場合は引換差支へなきや
 答 供託局承認の上は差支なし

十一 供託金引換の件 (昭和四年五月二十九日(福))
(阿蘇知事宛地方局長電報)

問 現金にて供託して市会議員の立候補を爲したる者選挙の結果得票法定数に達せず供託物は市に歸せんとせり然るに其の後異議申立あ
 り其の決定確定前に於て更に國債にて供託し前の供託金と引換方申請せり右は供託の事実駁棄せるものと解し差支へなき職なるや又は後
 の供託は供託手続の濫法として無効とすべきものなるや實報にて渡す
 尙本件に關し疑に伺ひたるに供託局承認の上は差支なしとのことなるも供託局の確答を得ざるものなり

答 貴縣八幡市より市会議員選挙に付異議申立の決定確定前には供託物の引換を爲し得るや否に付實報に照会後當省にも電照ありしも右は供

届出後の供託物
の引換

選挙後の供託物
の引換

供託物の引換

託局承認の上は差支なしと認むるに付其の旨指示ありたり

十二 供託物に関する件 (昭和五年二月十四日(鳥取))
(知事宛地方局長電報回答)

問 選挙に付候補者又は推薦届出者自己の都合に依り供託物の入替(國債証券を現金に、又は現金を國債証券に)承認方を申請の場合供託
 の効力に影響なき限り選挙長は之を承認し其の手続を爲ししめ可なるや又は該当規定なきを以て承認せざるべきや
 答 供託局承認の上は差支なし

十三 供託物に関する件 (昭和七年二月十五日(熊本))
(熊本知事宛地方局長回答)

問 選挙法第六十八條に依り候補者が現金二千円を供託したる後國債証券を以て之に換へ供託物の變更を爲し得るとすれば其の手続如何
 答 政府に届出せる以前なるに於ては供託局承認の上は差支なし尙其の手続は同局に問合せありたり

十四 財産申告なき國債証券による供託 (昭二二、三、二二(形内))
(務部長官行政課長電報回答)

問 財産申告せる國債証券を以つて供託し得るも該証券は四月三日以降無効となるものと認めらる従つて申告済みの証券にあらざれば
 実供託し得ざるものなりや折返し何分の御回示願度
 答 電照の件國債証券を供託したる後供託局の証明に依り財産申告を爲せば可なるものと存す

十五 電報を以て供託証明を爲し得る件 (昭和七年一月二十八日(神))
(神奈川知事宛地方局長回答)

問 選挙法施行令第四十九條第一項の供託を爲したる証明書は届出意を要する場合は電信を以て之を証し得べき職なるや
 答 供託局よりの供託証明の電報を添附するは差支なしと存す

十六 推薦届出の場合における供託に関する件 (昭和二二、四、三(石川縣知事))
(宛内務省選挙課長電報回答)

問 衆議院議員候補者の推薦届出の場合候補者の承諾を得る必要あることになつたが供託は候補者がなして貰ひかかひが返す
 答 電照の衆議院議員候補者の推薦届出の場合における供託に関する件、候補者がなすこととすべし

財産申告なき國
債証券による供
託

供託の電報の証
明

推薦届出の場合
の候補者の供託

十七 立候補届後辞退したる者再び立候補届の際の供託書に関する件 (昭和十七年四月二十二日閣議)
(高等知事宛地方局長宛照会)
 問 四月十九日衆議院議員候補者辞退の届出したるもの更に立候補届出をなすに當り前届出に添附せる供託書未選付のものを其の議決附の
 寫原指示したるものは之を受理し差支なきものと認むるも御意見を如何致度
 答 二十日閣議案議決議員候補者届出に関する件御見込の通り

十八 未選付の供託書の使用 (昭和二十二年四月二十二日閣議)
(高等知事宛、地方局長宛照会)

問 各種選挙に立候補中の者が各種選挙に當りて指定を許す所願委員等に訴訟の遺棄指定を撤回されし場合、更に立候補をなすときは
 前の立候補の届出の際の供託書を添附して差支なきや否や御意見を如何致度
 答 價額の該當者としての指定を撤回しよる際撤回された者が立候補する際の供託書の件は御見込の通り

(二) 供託事務 (供託法、供託物取扱規則)
(選挙供託事務特別取扱例)

供託事務特別取
扱

一 選挙供託事務取扱に関する件 (昭和五年十月二十七日第地第八)
(五号各地方長官宛地方局長照会)

本月二十一日第地第八十五号を以て機記の件選挙取扱例に同別紙寫の通司法官より申越有る候條御了相成候御參事

司法省民事局長通知

本月二十一日附第地第八十五号を以て機記の件に關し御依頼の趣承本日別紙の通司法官より各地方裁判所長(但し神大を除く)へ通
 原致候條御了相成候御通知候也

別 紙

本年八月十六日附民事第八八二号を以て機記の件に關し選挙取扱例候補者の届出及推薦届出を爲し得べき期間の最終日が休日又
 は土曜日以外の日に當る場合に於ても来る十一月一日より左の通知取扱いに内務省及日本銀行当局と協定致候條向後は右に依り取扱

相成候條致候所ては此の條日本國銀行各店(本店を除く)及貴管下各供託局へ可然御通知相成度此段及通原候也
 追て選挙期日の前日の特別取扱に付ては地方長官又は市長より時之を必要とする旨の通知ありたる場合に限り之を爲すものと御意
 知置相成度此段申渡候

- 一 供託局(届出場所)に於て執務時間内に受理したる供託に付ては其の取扱店たる日本銀行(支店又は代理店)を以て(以下同じ)に於ては届出
 の最終日に限り當選時間外と雖も時之が受人を爲すこと
- 二 供託事務を取扱ふ日本銀行に於ては届出の最終日の供託受人に限り當選時間外と雖も特に午後四時迄之が取扱を爲すこと
- 三 前三項の特別取扱方に關しては地方長官又は市長より選挙施行の都府選挙期日及選挙期日の前七日の期日を所轄地方裁判所に
 通知することとし選挙期日の前日の特別取扱に關しては時之を必要とするとき限り其の旨を通知すること
- 四 所轄地方裁判所長は前項の通知に依り國幣日本銀行及供託局に其の旨を通知すること

二 同上の件 (昭和五年十月二十一日第地第八五)
(五号各地方長官宛地方局長照会)

八月十二日同地第三〇号を以て機記の件選挙取扱例日本銀行の營業時間(午後三時迄のもの有之)に付候補者の届出及推薦届出を爲し
 得べき期間の最終日が休日又は土曜日以外の日に當る場合に於ても午後四時迄供託事務を取扱ふことと取計はるる候司官省と打合せ相成
 候に付選挙の期日を指示したるときは同様に左記に依り所轄地方裁判所長へ通知相成候條致度

- 一 選挙期日を指示したるときは其の選挙期日及選挙期日の前七日の期日
- 二 選挙期日の前日の特別取扱は当日か休日と當ると否とを問はず必要とするに至りたるとき

理 由

今回司法省選挙取扱例より八月十二日の通原に依り供託事務を取扱ふときは日本銀行の營業時間は午後三時迄のもの有之斯くては供託
 局の執務時間と日本銀行の營業時間との間に於て二時間の相違を生ずるを以て候補者の届出又は推薦届出の期間の最終日に於ては届出
 不能の虞あり候選挙期日の指示を爲したるときは其の都府選挙期日及届出期間の(立候補)最終期日を地方裁判所長へ通知する條致

第七章 候 補 者

取との申越ありたるを以て本案の通牒相成可然哉

追て裁判所長に於て右通知を受けたるときは日本銀行をして特に午後四時迄供託事務を取扱ふ様措置する趣に有之候

三 同上の件 (昭和五年九月三日司地第三〇号各地方長官宛地方局長通牒)

本月十二日司地第三〇号を以て標記の件及通牒置候趣今回別紙寫の通司法省より申越有之候條御了知相成度

参 照

司法省民事局長通知

本月十二日附司地第三〇号を以て標記の件に關し御來意の趣承本日別紙寫の通次官より各地方裁判所長(但し樺太を除く)に通牒致し日本銀行に対しても亦本官より右に基き供託物受入方依頼致候條御了知相成度此段及御回答候也

別 紙

衆議院議員及地方議會議員の立候補又は推薦届出の最終日に於ける供託受理に關しては從來選挙の都度内務省の要求に依り当日か休日と否とに拘らず特に午後九時迄供託局を開き供託事務の取扱を爲さしむべき旨本官より貴官宛通牒致し日本銀行に対しても亦本官より右に基き供託物受入方依頼致候條例に有之候趣今般右特別取扱方を左の通改正することに内務省と協定致候條自今右に依り御取扱相成度此段及通牒候也

一 從來の選挙供託事務執務時間外の取扱は一切之を廢止すること但し選挙の期日又は其の即日(選挙の期日前七日迄の候補者の衆議員定数を應えたる場合に限り)か休日又は土曜日に該当する場合に限り選挙地の供託局又は同出張所(供託事務を取扱ふ日本銀行支店又は同代理店を含む)をして午後四時迄供託事務の取扱を爲さしむること

二 從來の選挙供託事務休日又は執務時間外の取扱に關する本官の通牒を廢止し選挙の期日前七日目の特別取扱に付ては地方長官又は市長(東京市の区)より直接所轄地方裁判所長に宛て選挙期日並に選挙の爲め供託を要するものなることの通知ありたる場合に限り又選挙期日の前日の特別取扱に付ては特に之を必要とする旨の通知ありたる場合に限ること

三 所轄地方裁判所長は前項の通知に依り選挙地の供託局又は同出張所(供託事務を取扱ふ日本銀行支店又は同代理店を含む)に對して供託事務の特別取扱を命し又供託物の取扱店たる日本銀行支店に対しても亦同様供託物の受入方を依頼すること
四 本件は来る十一月一日より実施すること

追て本件に關し東京供託局に対しては特に供託有證券の臨時受入事務を取扱はしむる必要可有之に付き地方長官又は市長(東京市の区)より第三項の通知ありたる場合には特に其の旨を民事局長報告相成度此段申添候

四 同上の件 (昭和五年八月十二日司地第三〇号各地方長官宛地方局長通牒の内)

衆議院議員選挙及地方議會議員選挙(選挙の爲供託を要するものに限る)の供託事務取扱に付ては從來選挙の都度内務省より司法省に依頼して供託を爲す最終日に於ては当日か休日と否とを問はず供託局を開き午後九時迄供託事務を取扱ひ來り候趣既に於ける特別取扱ひの状況を見るに其の取扱を爲したる件數極めて尠なるの状況にして之が爲司法省及日本銀行より右特別取扱ひの廢止申越の次稿も有之候條依て来る十二月一日より左記に依り取扱をこと司法省と打合せ決定相成候に付貴下管一般へ周知方御取計相成度
追て左記第三項の選挙期日及選挙期日の前日特別取扱を必要とするに至りたるときは特に所轄地方裁判所長へ通知方御取計相成度

記

一 供託事務の取扱は官廳執務時間に限ること

二 選挙期日の前七日又は選挙期日の前日か休日又は土曜日に當りたるときは特に午後四時迄取扱を爲すこと

三 前項の取扱は選挙期日前七日目の特別取扱に付ては地方長官又は市長(東京市の区)より所轄地方裁判所長に宛て選挙期日の通知ありたる場合に限り又選挙期日の前日の特別取扱に付ては之を必要とするに至りたる旨の通知ありたる場合に限ること
(参照) 司法省民事局長通知

本月二十二日附司地第二八号を以て標記の件に關し御來意の趣承選挙供託の最終日に於ける供託受理に付ては從來貴省の御依頼に依

り当日が休日と否とに拘らず時に午後九時迄供託金を納き供託事務の取扱を急ぐべき旨其の都道府県地方裁判所長に通報致し日本銀行に對しても右に基き供託物現物受入方依頼取扱例に有之候処來る十月一日より右特別取扱方を變更し官廳執務時間外の取扱は一切之を爲さず只選挙の期日前七日又は其の前日に限り休日又は土曜日に當りたる場合と雖も午後四時迄供託金を納き供託事務の特別取扱を爲すことと致すべく尙選挙期日前七日目の特別取扱に付ては地方長官又は市長(東京市の区の区長を含む)より所轄地方裁判所長に宛て選挙期日並選挙の供託金を受取るものなることの通知ありたる場合に限り又期日前日の特別取扱に付ては特に之を必與とする旨の通知ありたる場合に限り前記の取扱を爲さしむることと致すべく候條然るべく御手配相續度此致得貴意候也

追て本件特別取扱に付て右の通りに御差支無之候はは所轄地方裁判所長は右通知に依り選挙地の供託金に對し供託事務の取扱を命し日本銀行に對しても亦同様同所長より現物受入方依頼することと致度と存候此致申添候

五 同上の件 (昭和五年七月二十二日司地第一八) 司法省民事局長地方裁判所長

本月十五日民選第五〇七号を以て續記の件御來意の趣了選挙の供託事務を時間外に取扱はれ候事は難て御迷惑の事と存候へとも御來意の如く特別取扱を遂るに於ては選挙の期日前七日又は前日か休日に相當するときは候補者の届出又は推薦届出は之を爲すを爲さるを以て法權が折衝與へたる届出の權利を最後の日に於て制限することと相成置た遺憾の事と存候に付選挙の期日前七日又は其の前日(選挙の期日の七日目の候補者の)が休日に相當する場合に於ては少くとも通常の執務時間迄取扱はれ候條御相續度御同答旁右御依頼申上候

追て本件特別取扱に付ては從來貴省の御意見に依り選挙の都道府県裁判所候へとも斯くては事務取扱上手数動からざるのみならず所轄知事より選挙の期日の報告通知の節は自然御依頼の時期を失ふもの有之候に付ては從來は衆議院議員選挙は勿論地方議會議員選挙にして選挙の供託金を受取るものは北海道長官、府縣知事又は市長(東京市の區の)より選挙期日の告示の寫を添へ直轄所轄地方裁判所長へ通知することと致度と存候尙特別取扱に要する費用は自下の地支出困難の状況に有之候に付御倉の上御配慮相續度申添候

(別紙) 司法省民事局長通知

選挙供託の最終日に於ける供託受理に付ては貴省の御依頼に依り当日か休日と否とに拘らず時に午前九時迄供託金を納き供託事務の取扱を急ぐべき旨其の都道府県地方裁判所長に通報致し日本銀行にも右に基き供託物現物受入方依頼取扱例に有之候処今般日本銀行國庫局長より別紙の如き申出有之候に付全國に亘り実施調査候処其の特別取扱に係る實際件数は別表の如く甚だ減少なるのみならず貴省より通知無かりし爲全然特別取扱の手続を爲さざりし場合も屢々有之候に付此の特別取扱を爲すか爲殊更供託が遅れたるに非ざるやにも存せられ恐らくは特別取扱廢止せらるるも格別の不都合無之ものと認められ候然るに供託局及日本銀行に於ては当日實際の取扱の有無に拘らず又は其の時の情況に依り實際の取扱なきことの推察せらるる場合に於ても保金員必ず執務を要し且つ其の休日出勤若くは時間外居残りの勞苦に對しても何等報ゆる方法無き現状に有之候に於ても日本銀行國庫局長の申出に同感の次第に有之候に付ては此際右特別取扱廢止方御相續度御貴意候也

六 選挙供託事務特別取扱例改正の件 (昭和十年九月十一日) 司法省民事局長通知

選挙供託特別取扱例改正の件に關し昭和五年八月十六日附民事第八八号及同年十月二十三日附民事第一二五六号を以て御通知致置候処本日司法次官より各地方裁判所長(但東京刑事及種太を除く)に對し別紙の通達相續度御了知相成置 (別紙) 民事第一〇五一号(昭和十年九月十一日)

選挙供託事務特別取扱例改正に關し昭和五年八月十六日附民事第八八号及同年十月二十三日附民事第一二五六号を以て通達致置候処昭和九年法律第四十九号衆議院議員選挙法中改正法律昭和十年法律第四十四号府縣制中改正法律及同年法律第四十五号市制中改正法律公布せられたる結果今後前示各通達中選挙の期日の前日とあるは選挙の期日前二日目の趣旨に御了知相成度爲念

(三) 供託物の政府又は地方公共團體歸屬 (衆法六八八II 参法五五II 六六、六九 目法五四II)

一 府縣制第十三條の第三項但書の意義 (昭和二年九月十七日) 地第7第二四〇号

問 府縣制第十三條の第三項但書は議員候補者の届出を爲したる後被選挙權を有せざるに至りたる場合を論じ届出前に被選挙權を有せざりたる場合

第七編 候 補 者 一一五

りし者の如きは包含せざるものと解し可然乎
答 同見込の通りと存す

選付の請求

二 政府に帰属したる供託物の選付方に関する件 (昭和三年二月二十四日地
審申第七号地方局長通牒)

衆議院議員選挙法第六十八條第一項の供託物にして同條第二項又は第三項の規定に依り政府に帰属したる場合供託物取扱規則第五條の選付
請求書を出せらるるときは本月二十日附計第六十八号大藏次官通牒に依る供託物政府帰属調書の寫を添附相成座

(参照) 供託物政府帰属手続に関する件 (昭和三年二月二十日附計
第六十八号大藏次官通牒)

一 供託物にして政府に帰属したるものに付ては北海道庁長官府廳事務は供託物政府帰属調書を作成し之を輸入徴收官に送付すること
二 北海道庁長官府廳事務は前項の調書を作成したる後選挙長より供託書を受領し供託物取扱規則第五條の定むる所に依り選付を受け出納
官更をして保管せしむること

三 北海道庁長官府廳事務は供託物の選付を受けたるときは現金に付ては直に納入告知書に依り輸入に納付せしむること有價証券に付ては左
の方法に依り之を換領し輸入に納付せしむること

(イ) 國庫証券にして既に償還期の開始せるもの並に附屬利札にして既に利子支拂期の開始せるものに付ては出納官更をして之に納入告知書
を添附せしめ所在地日本銀行に提出せしめ輸入に納付せしむること

(ロ) 國庫以外の國庫証券に付ては北海道庁長官府廳事務其の買入銷却方を請求することこの場合に於ては其の証券の名記号、額面及附屬
利子に於ける支拂期(何年何月何日)並びに附屬利札附屬と記載すること並に証券を引渡すへき日本銀行名を記載したる書面を作成し政府の
所有に歸したる年月日を附記し之を大藏省に提出すること

北海道庁長官府廳事務は前項の請求に対し大藏省の承認を受けたるときは日本銀行に國庫証券引渡方の手続を爲し日本銀行本店をして納
入告知書に依り輸入に納付せしむること

(ハ) (イ) 身以外の國庫証券にして北海道庁長官府廳事務國庫証券の買入銷却を請求したるも其の承認を得ざりしものに付ては之を換領
し納入告知書に依り輸入に納付せしむること

供託物選付時期

四 該輸入は一般會計、輸入経営部、大藏省主管とし其の収入科目は雜収入の款、雜収入の項、雜收の目とする

一 衆議院議員選挙供託物に関する件 (昭和三年三月二十七日
日附地第五〇号電報)

問 衆議院議員選挙供託物は法第八十一條に依る期間満了後返付すべき又は右期間の外民事訴訟法第六十六條申程猶予の期間満了後返
付すべきに至る選付時期を以て

答 二十三日電報衆議院議員選挙供託物の件後段同見込の通りと存す

二 供託物の選付時期 (昭和三年四月二十一日附地第
三三三号地方局長回答省議院決定)

問 衆議院議員選挙法第六十八條に依る選付候補者又は推薦提出者の供託金選付は同法施行令第五十一條により選挙の全部無効と爲りたる
ときは又は其の選挙及選効力確定後請求することを得る事と有らば本條の選挙区に於て選挙効力に関する訴訟事實ありたるを以て前
叙の如く選付を請求し得ざる事と存するも假りに本件選挙(一)開票区(選挙)無効と決定するも各該選付候補者の得票は尙れも選効法第
五條所定するところなるを以て本件の場合に供託金の選付を爲すも選挙に於て何等不都合を生ぜざるものと認め候も施行令第五十一
條第二項所定の如く選挙確定後非ずれば(大審院判決後)選付の請求を爲し得ざる事なりや

三 供託物の返還請求 (昭和三年五月十日附地第
一四二二号地方局長回答)

問 衆議院議員選挙候補者が供託物の返還請求を爲し得る時期に關し選挙法施行令第五十一條第二項は選挙又は選効の効力確定の後と規定せら
れ居候所選効の効力確定の中には選挙法第八十四條第一項の訴訟を包含せざるものと解し供託物の返還を爲すは別段受取難くものと
解し然るへきや若し選挙法第九章の訴訟調停は如何なる訴訟たるを問はす其の供託物の返還を請求し得ざる事と解し可然哉

答 衆議院議員選挙法施行令第五十一條第二項の所謂選効の効力確定とある中には法第八十四條の場合に之を包含せざるものと存候

四 供託物の引換の件 (昭和五年三月十一日附地第二二二号
地審知事知事地方局長回答省議院決定)

問 衆議院議員選挙法第六十八條第二項に該當する候補者より供託物の引換を願出たるものあり有は未だ國庫に帰属すること未確定なるを
第七章 候 補 者

供託物の返還請求

供託物の選付時期

供託物の引換

以て昭和三年二月四日御回答の趣旨に依り引換差支なきや、答 引換を爲すを得ずと存す。

供託物の還付時

五 供託物の還付の件 (昭和五年三月二十五日岡部第四) (〇号岡山縣知事宛地方長官回答) 問 過般執行の衆議院議員選挙に付本縣第一区に於ては選挙中衆議院議員選挙法第八十三條の規定に因り当選訴訟を提起し且下置中に在り候此の場合衆議院議員選挙法施行令第五十一條第二項の規定に依る供託物の還付請求は訴訟当事者は勿論其の他の選挙候補者も訴訟の判決確定する迄を爲し得ざるものと解せらるるも聊か疑難相生し候に付至意御意見を承知致候。

(四) 供託物の還付

答 御申込の通と存候。

六 供託物返還請求時期に関する件

問 備記の件に關し別紙附録山口縣知事照會に對し乙号の通回答候係爲御答。

甲号 山口縣知事照會

衆議院議員候補者が供託物の返還請求を爲し得る時期に關し昭和三年三月二十七日岡部第五〇号岡山縣知事の照會に對し御回答の次第も有之候然民事訴訟法改正の結果里里猶予の期間は廢止せられ新に裁判所に於て期間を伸長し又は附加期間を定め得るの想定と相成候へとも右の附加期間は不確定なるを以て今回の選挙の供託物返還に付は附加期間なきものとして取扱可然や又は附加期間あるものとせば之に對する大審院の取扱例等御確めの上尙分の御回答相成度此段及照會候也。

乙号 地方長官回答

三月二日地第四八二号を以て照會相成候備記の件前段御見込の通と存候。

供託物返還請求時期

第八章 投票

第一節 投票區 (衆法一八)

(一) 投票所の増設

國民学校の通学区域その他の便宜なる区域

一 投票所の増設に関する件 (昭和二十年十二月十九日地第四二一九号各地) 備記の件に關しては既に御配意中のことと存すも今次衆議院議員選挙法改正に依り有権者は従來に比し約二倍半の増減を予想せられ殊に其の大部分は婦人なるを以て野くとも國民学校の通学区域其の他便宜なる区域を單位として投票所の増設を圖り以て投票所の設置が充分ならざれば著しく不便なる爲投票所に支障を來すが如きことなき特別の御配意相成度と擬存候尙右職員は開票所の事務に付ても適宜嘱託相成候此段及通候。

二 衆議院議員選挙の執行に関する件

(昭和二十一年一月二十三日内務省地籍) 九号各地長官宛内務大臣官命通牒の内) 新有権者殊に婦人有権者の増減に伴ひ投票所の増設に付ては既に手配中なるべきも此の際中に積極的に増設を圖り其の不足又は著しく不便なるに因り支障を誘致し其の他投票に支障を來し民意の完全なる表明に缺くるが如き虞なき様態に留意すること。

三 選挙執行のため準備すべき事項

(昭和二十一年十二月二十九日内務省地籍第三) 四号各地長官宛内務大臣官命通牒の内) (一) 投票區は町内會、部落會の区域とするが、但し己を得ない特別の事情がある場合に限り町内會、部落會の区域を合せて一投票區を設けて差支ないこと。人口の多い町内會部落會又は区域廣大なる町内會部落會はなるべく數投票區に分けること。(二) 投票所の設備は簡潔で差支ないが、選挙の公平を害し投票の秘密を侵す虞のないよう注意すること。

積極的増設

町内會部落會の区域

(三) 投票所の増設に伴つて新に選挙事務に従事すべき者の数が、多数に上るので、これらの者については、あらかじめ議員会又は母体の配布等の方法により必要な知識を與へ訓練させること

四 都府府縣の長及び議会の議員の選挙に関する件 (昭和二十二年二月十日内務省令第第一五号各地方長官宛地方局長通牒)

標記の件に關しては、客年十二月二十九日附内務省第第三〇四号を以て通知しておいたが投票区の増設については、附設の事情により左記の通り措置することとなつたから御了知の上至意可然御手配ありたい、右命により通知する

記

一、投票区は必ずしも町内会部落会の区域によらず縣全体で概ね前回の選挙の二倍程度増設すること、但し市町村の事情によつては地域、交通等の実情に應じ右以上の投票区を設置しても差支ないこと

二、(以下略)

五 衆議院議員選挙法並びに同法関係法令の施行に關する件 (昭和二十二年二月二十四日 第地第二十号内務次官通牒)

衆議院議員選挙の投票区開票区

投票区及び開票区に關する事項

一、投票区及び開票区は、衆議院議員の選挙区及び開票区によることとされるから、衆議院議員の選挙に際し投票区又は開票区に分合を行うときは、衆議院議員の選挙区及び開票区に分合としてこれを措置しなければならず、従つて分合に關する告示も衆議院議員選挙法の規定によつてこれをなすべきこと。

(法一)

二、有権者の激増に対処し投票所を設けるため投票所を増設することについては鋭意配意中のことと思はれるが、昭和二十一年内務省第地第三〇四号及び昭和二十二年内務省第地第一五号通牒の趣旨に従い、地方の実情に應じ極力これが増設を圖り、塞防に努力を致すよう指導に留意すること。

三、投票所の増設に伴い、投票所の事務に従事すべき者の数も増加せざるを得ず、これがため地方公共団体の官吏及び吏員の外各種學校の教職員その他適當な者を囑託することにより必要であるが、投票事務従事者に対する教養指導については特に意を用いること。

(二) 投票區の分區の時期及び告示等

名簿調製期日後の町村廢置分合

一 投票區分區設定の時期 (昭和二年八月十五日附発 乙第一九七号通牒の内)

問 衆議院議員選挙法第二條の規定に依り市町村の区域を分ちて投票區を設けたる場合における選挙人名簿の調製に關しては施行令第七條の規定に依り投票區毎に調製することとなり居れり、従つて投票區の分區設定は少くとも名簿調製期日以前において之を爲さるべきならざるもの上解せらる、然る姓名簿調製期日後町村の廢置分合等のため投票區の分區設定の必要ある場合と雖右は名簿調製期日以後においては投票區の分區設定は之を爲し得ざるものなるや如何

答 施行令第四條に依り差付を受けたる名簿を別冊として整理せられ居る場合その分級せられたる名簿の区域と同じき区域に依り投票區を分つて登録なき義とせず

二 地方議會議員の選挙における投票区、投票分會、開票区、開票分會の設置變更の時期 (昭和二年七月二十九日附 地第第六四号省議決定)

府縣會議員選挙に關する開票區の設置又は投票區の併分廢又は市町村會議員選挙に關する開票分會若しは投票分會の設置又は變更は總選挙の場合たる上否とに不拘之を爲すを妨げず

三 投票分區と選挙人名簿の分冊 (昭和三年二月七日附発 縣知事宛地方局長回答)

選挙人名簿分冊しある場合は選挙の期日公布後と雖も衆議院議員選挙法第二條第二項に依り市町村の区域を分ちて投票區を設け異なるし

四 投票分區の件 (昭和五年二月五日岡山縣 知事宛地方局長電報回答)

問 衆議院議員選挙投票分區の新設は選挙期日公布後の今日においても名簿を分冊調製せられある区域なれば差支なきや
答 御見込の通

総選挙にあらずる場合

選挙期日公布後

同上

同上

五 投票区分の時期 (昭和十一年二月一日富山)

問 礪波多邊の山間地方において乗機防止上村の区域を分ちて数投票区を設けんとする希望あり、右区分は選挙期日公布後と雖も変更なきや

答 御見込通、但し之がため手廻いを生ぜざる程十分御注意相成度

六 法第二條に依る投票区告示に関する件 (大正十五年九月十四日内務省通牒第一二六号)

標記の件岡山縣知事照会に対し左の通回答候條爲御参考

岡山縣知事照会

一 改正衆議院議員選挙法附則に依るときは次の総選挙より之を施行すと看之候処同法第二條に依り市町村の区域を分ちて一投票区を設け又は数町村の区域を合せて一投票区を設け之を告示するは総選挙の準備事務に關する事項と認め名簿編製期日たる九月十五日 (大正十五年九月十日) 以前において適宜処理し可然

地方局長回答

御見込の通と存す

告示の形式

七 投票区分合の場合の告示方の件通牒 (昭和二年八月十五日地務)

(第一九七号通牒の内)

問 衆議院議員選挙法第二條第二項に依り市町村の区域を分ちて数投票区を設け又数町村の区域を合せて一投票区を設けたる場合は同條第三項に依り之を告示すべき規定に候処その告示は内容に変更なき限り最初の年之を爲したるのみにて毎年之を爲すの必要なきものとはせらるるも如何

答 該投票区を当該選挙限り設くるが如き告示の致方に非ざれば御見込の通と存す

大字番地の改正と告示

八 地番改正と告示 (昭和二年八月十五日東京)

問 市町村の区域を分ちて数投票区を設けたる場合において選挙人名簿確定後市町村内の大字地番の改正ありたるときは市町村長は投票区の地番改正のための告示を要するや又は名簿任所編に夫々符號を貼付すべきや或は何等の手續を爲すを要せざるや

答 告示するを適當とす符號は適當にて可然

九 投票区の告示に關する件 (昭和二十一年二月二十三日)

(香川縣知事宛地方局長回答)

問 投票区の告示に關し左の通牒が疑義あり何分の御指示至急願度

一、國民学校児童の通学区を通称小字により定め選挙人名簿も又通称小字により調製し居る所あり、この場合投票区の設置並に告示を爲すの通称小字によりなすも妨げなきものと原料せらるるも如何

二、投票区を「第二投票区に屬せざる区域」として告示するは差支なきものと原料せらるるも如何

答 電照投票区の告示に關する件御見込の通

(三)その他

一 選挙区の境界に涉り市の設置ありたる場合の投票区並に開票区に關する措置 (昭和十二年四月二日)

(廣島縣知事宛地方局長回答)

問 昨年十一月三原市設置に伴い衆議院議員選挙に關する区域等に關し左記の通牒義相生じ候間何分の御指示相煩度

一 管内三原市は第二区に屬する豊田郡須波村、甲ノ浦村及び第三区に屬する三原町外三ヶ町村を合併して設置したる所の所屬選挙区は選挙法施行令第一條の例に依り依然変更なきものとして即ち三原市の内元須波村一ヶ村の区域は第二区に屬しその他は第三区に屬するものとして取扱ふべきや

二 前項の通とすれば当然数投票区を設くる必要あるべく又開票は第二区に屬する部分と第三区に屬する部分を各別に開票区を設けて執行すべきや

三 前項の通開票区を設置する場合において第二区に屬する部分のみを三原市開票区として定め第二区に屬する部分は選挙人数少きを以て

選挙区の境界に涉り市の設置ありたる場合

独立開票区とすることなく元所属したる豊田郡開票区中にその区域を編入し該開票管理者をして開票せしむることは法第三條第二項後段の規定上不可なりや

答 一、二は御見込の通取扱の外なく三は不可然

第二節 投票所

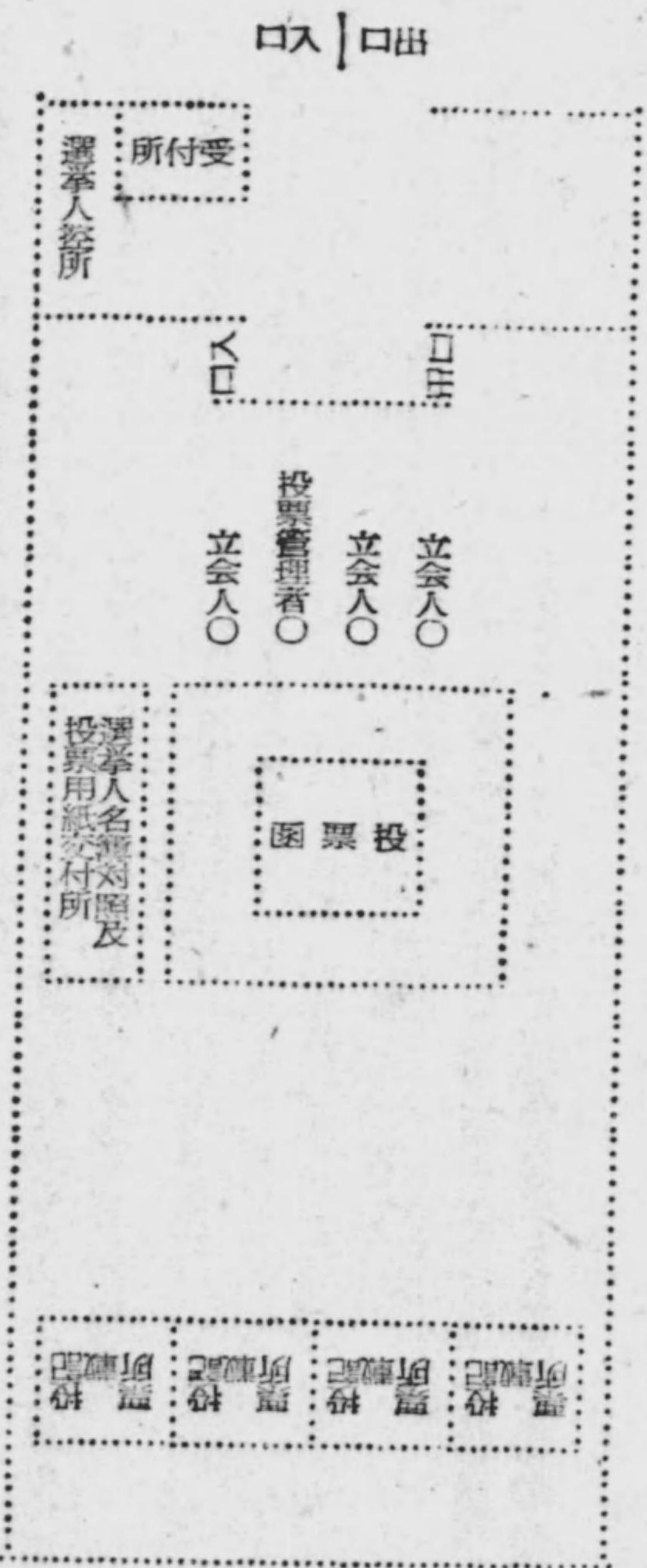
（衆議院議員選挙法施行令改正の件）
（大正十五年二月十九日地發）
（第七号の内地方局長依命）
（自法三七、自令三一）

(一) 投票所の設備

- 一 投票所は別記様式に準じ選挙人の多寡に應じ適宜之を斟酌し受附所、選挙人控所、選挙人名簿対照及投票用紙交付所、投票記録所並投票の場所等を設備すること
- 二 投票所は二投票所一箇を使用すること
- 三 投票は投票記録の爲設けたる卓上にて之を記せしめ其の記録終りたるときは直に投函せしむること、投票の爲設けたる卓上には筆箱點字表を備へ置き投票記録に交際なからしむること
- 四 投票所、開票所及選挙会場には各其の門戸に標札を掲ぐること

投票所設備

(別記) 投票所様式



門戸の解釋と投票所の範圍

二 投票所の範圍の件

問 大正十五年二月十九日地發第七号衆議院議員選挙法施行令改正の件通牒中投票所、開票所及選挙会場には各其の門戸に標札を掲ぐべしとあり、此の門戸とは普通の門を指す義なりや又は投票所に在りては該通牒に依る投票所の様式中の受付所の前に設くべき入口の箇所たる戸障等を指す義なりや若し前者の如き意義なりとせば其の標札を掲げたる門内即ち投票所を設けたる場合は敷地建築物等の全部を投票所なりと解せざるべからざることとなり市役所、町村役場に在りては選挙の当日に於ける普通事務処理の爲特に通路、事務室等に区劃を設くるの要を生ずれば後者の意義なりと解し可然や

答 門戸とは前段御見込の通りと存す、但し投票所とは通牒様式に示す場所なりと存す

投票所として小学校の設備使用可否

三 小学校の設備を議員選挙事務に使用するの件 (昭和二年五月二十三日閣議第二〇号文部省省議決定)
小学校の設備は学校の授業又は随行事に何等の支障を来さざるに於ては小学校令第三十條の規定に依り衆議院議員及其他の議員選挙の投票所、開票所、選挙会場として使用するも差支なし

法規の貼示

四 選挙権行使に関する件 (明治三十五年四月十八日勅令第六七号の内) (各地方長官宛地方局長通牒)
選挙期則其他一般選挙人の心得となるべき法規の規定は投票所、開票所、選挙会場に之を貼示すべし。

投票箱の個数

五 投票所の設備に関する件 (昭二〇、一、六地發乙第二六一号) (各地方長官宛地方局長通牒)

標記の件に關しては大正十五年二月十九日地發第七号の内を以て依命通牒置候他同通牒中七、投票箱の備付に付ては投票區の境內に於ては已むを得ざる事情ある場合に於ては必ずしも一投票所一箇たるを要せざるに付御了知相成度此段及依命通牒候也。

投票区二箇設置

六 一投票所に投票区二箇設置の可否 (昭和二十年十月二十一日閣議) (縣内政部長宛地方局長回答)

問 一投票所に投票区を二箇設置して可なりや準備上必要に付差支あるや
答 電照投票區設置の件御見込の通り

万年筆、黒色鉛筆の備付

七 衆議院議員選挙法施行令改正の件 (昭和二一年七月地發乙第二二七号) (各地方長官宛地方局長通牒)

標記の件大正十五年二月十九日地發第七号の内地方局長使節通牒相成同通牒中「八」に於て投票の爲設けたる直上には投票記號に支障なからしむる爲筆、墨、硯、点字券を備へ置くことと相成候處、右は例外に万年筆、黒色鉛筆等を備付するも差支無之候條御了知相成度依命此段及通牒候

区外に投票所設置

八 投票区外に投票所設置の件 (昭和二一年四月一日六政府) (地方課長宛行政課長回答)

問 有権者多数の爲投票區を分割増設したると多他の投票區域内に投票所を定むるも可なりや

投票所として指導せしめること

答 当該區域内に適當なる場所無き場合は區域外に設くるも已むを得ざる義と存す

同時選挙の場合の投票所の設備

九 投票記號に関する件 (昭和二一年三月一日地發乙) (第六四号地方局長通牒の内)

一、投票当日投票所控室等に吏員を配置せしめ記號上の注意を喚ぶ等の措置を講ずること

同時選挙の場合における投票所の設備は大正十五年二月十九日地發第七号地方局長使節通牒衆議院議員選挙法施行令改正の件による投票所の様式にかかわらず、概ね別記(一)及び(二)に準じてその施設及び準備をすること。但し、候補者の氏名の混同を防ぐための施設の許すかぎり、一の選挙の投票用紙を入れさせた後、他の選挙の投票用紙を交付するように、投票所内の施設を多別にすること。

官吏吏員の關係

十一 投票記號場所設備注意方の件 (明治三十五年四月十八日地發第六七号) (各地方長官宛地方局長通牒の内)

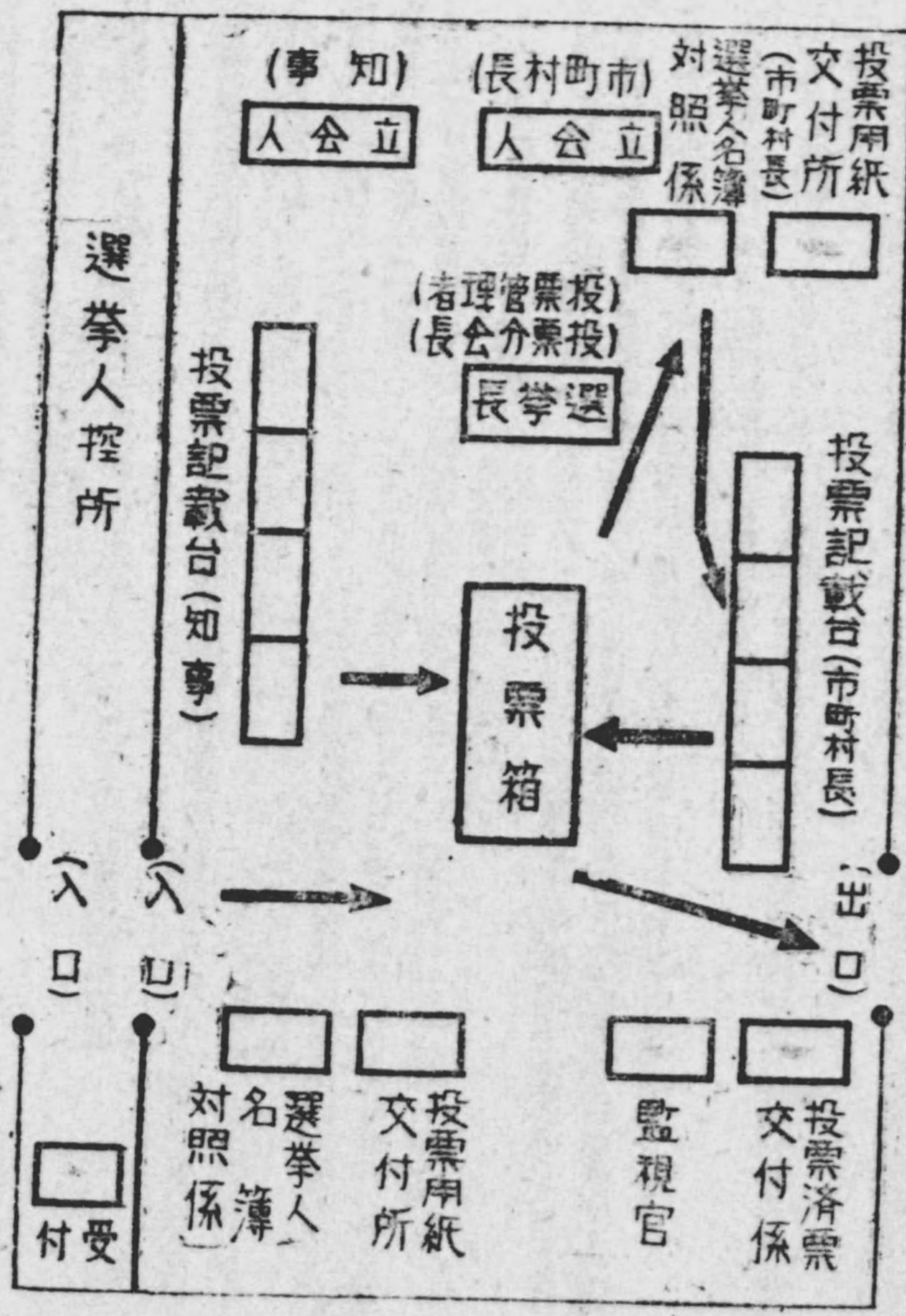
投票所は投票記號法施行令第十一條(改正施行令は第十三條)の規定に則り選挙人をして他の選挙人投票を誘う能はざる様設備せしむるを處するは勿論選挙關係の官吏吏員と雖も濫りに投票に關與し又は選挙人の投票を誘い其の何人を選挙するを助長する方法を行うと云は衆議院議員選挙法施行令第九十條(改正法は第百十八條)に依り処罰せらるべきに付心得違なき様厳く注意を要す。

名簿対照場所と管理者立会人の位置

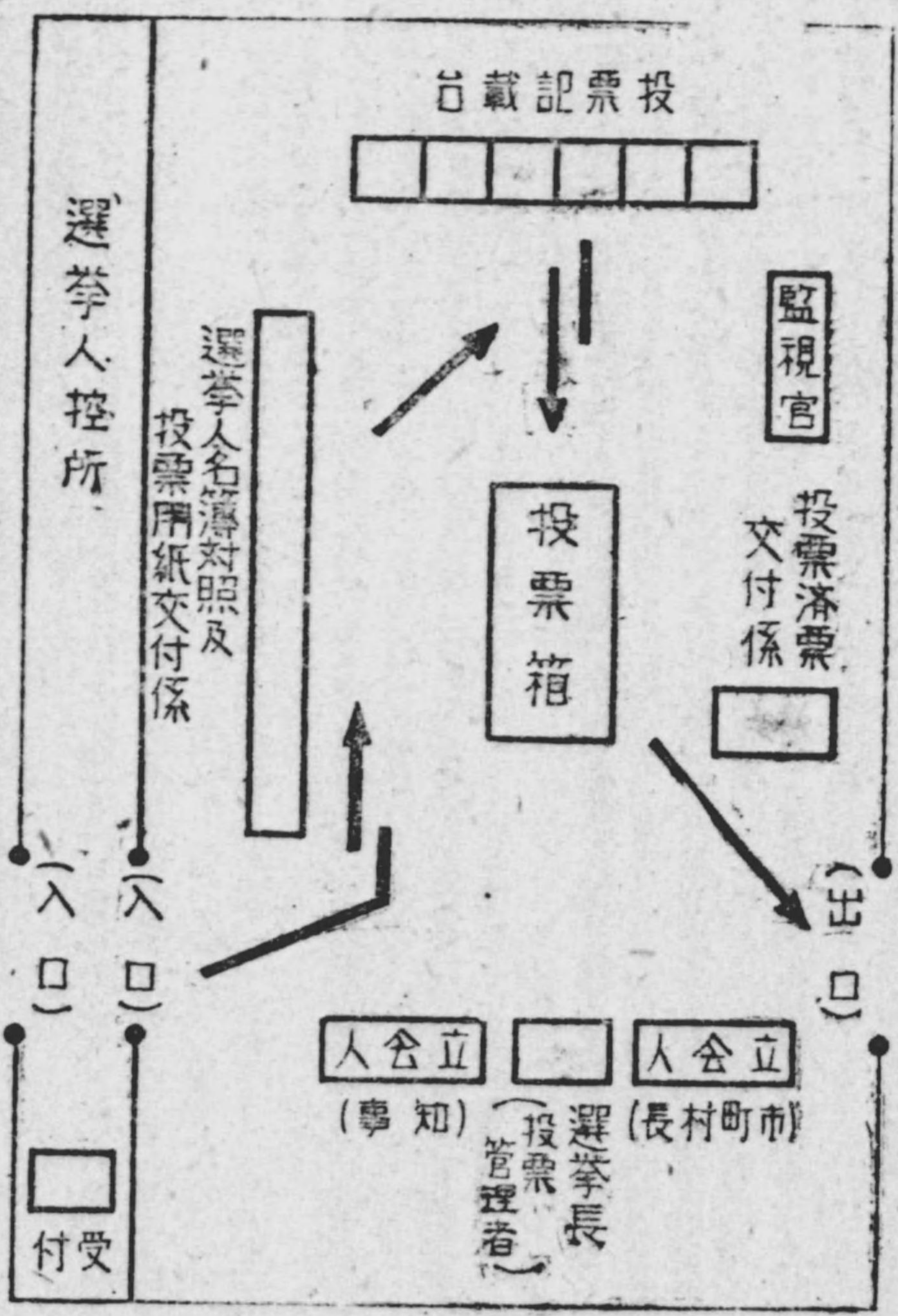
十二 投票所に関する件 (昭和二一年一月十一日地發乙第三〇号) (東京都民生局長宛地方局長回答の内)

問 投票所に於ける名簿対照場所が管理者及立会人の着席より見出し得ざる場合(但し投票用紙の交付、投票記號の場所並に投票區は見出し得る場合)と雖も憲法に非ずと解し得ざるや
答 憲法には非ざるも可成管理者及立会人の着席より見出し得る場所を擇ぶこと

別表(一)



別表(二)



十三 衆議院議員選挙の執行に関する件 (昭和二十一年一月二十三日内務省発地第五) (昭各地方長官宛内務次官依命通牒の内)

票の確保のための取置

一 投票の便宜及び秘密確保に関する事項
投票の秘密の確保に付ては時に意を用い衆議院議員選挙法施行令第十三條の規定に依り投票記録の場所は外部より選挙人の投票を窺視し其の不正の手段を用うることを能はざらしむる爲其の他相当の設備をなし且投票管理者及び投票立会人より窺視し得るよう取置するべし。

・前項の外選挙人の投票に關涉し其の他投票の自由を害する虞あるが如き所爲が絶対に行われざるやう嚴に留意すること(衆議院議員選挙法第三十九條及第四十六條乃至第四十八條參照)

記帳所の設備の意

(1) 判決要旨 施行令第十一條に於て投票記録の場所に所定の設備を要求するは選挙の自由公正を確保するが爲めに選挙法が採用したる秘密投票の主眼を貫徹せしむる爲めに外ならざるものとす(六六、民判例集一八九二頁)

設備の不備と選挙の自由公正維持

(2) 判決要旨 秘密投票主義は選挙人をして自由公正を維持するを目的とするものなれば聊かなりとも選挙人をして自己の意思を任けて投票を爲さしむる虞ある場所に於て行はしむるは選挙の自由公正を維持するの途に非ざるを以て衆議院議員選挙法施行令は之を禁じたものとす(六六、民判例集二五二頁)

設備の不備と自由公正の阻害

(3) 判決要旨 施行令第十一條は客観的に選挙人が自己の意思を任けて投票を爲さすの虞なき設備ある場所に於て投票を爲さしむる趣旨にして他より選挙人の投票を窺ひ又は投票の交換其の他の不正手段を行ふの余地ある場所に於て投票を爲さしむるは選挙人をして任意に自己の推せんを欲する人を抄擧することを得せしむる方法に非ずして選挙の自由公正を害するを以て此等不正手段を行ふことを得ざらしむる設備を要求する法意なりと解するを相当とす(六六、民判例集二五二頁)

設備の不備

(4) 判決要旨 如上の設備にして不完なるときは法令投票の備置なる注意を以て容易に投票の窺視を防ぐことを得る場合に於ても尙も同様にして所相當たる設備を備したるものと爲さざるものとす(六六、民判例集二五二頁)

記帳所設備の不備

(5) 判決要旨 投票記録場所の設備が選挙場外より容易に投票記録所に於ける選挙人の投票を窺い得る如く不完なるときは之を以て衆議院議員選挙法並に同法施行令の規定に従いたる設備を備したるものと爲さざるものとす(六六、民判例集二八九二頁)

記帳所不完の程度
投票所設備の欠
相当の設備

(6) 判決要旨 投票記録場所の設備極めて不完にして殆ど公開の場所と爲す所なき程度に非ずして其設備雖不完なるとも投票者の窺視なる注意と相俟て他人の窺視又は投票交換等の不正手段を防ぐことを得る程度に在る場合には反証なき限り投票者は隠蔽手段を行う等相当の注意を用いて投票を爲せりと推測すべく從て選挙人の自由意思は妨害されざりしものと推測すべきものとす(六六、民判例集二五二頁)

(7) 判決要旨 投票所の設備が施行令第十一條に遵習して多少其設備に欠くる所あるも選挙人各自が隠蔽手段を行う等相当の注意を用い其自由意思に基き其投票を爲したる以上は亦も選挙の公正を害せざるを以て該投票は無効なりと謂うを得ざるものとす(六一〇、民判例集三五〇頁)

(8) 判決要旨 投票管理者又は投票立会人が自ら投票記録所に於ける選挙人の行動を直接に監視することなくとも監視官席並に取締係員席を適當に配置し此等の者と相俟つて選挙の適法に行はるる否やを監視したる以上は投票所に投票管理者又は投票立会人の立会を缺きたるものと爲すに足らず(六一一、民判例集三三三頁)

(9) 判決要旨 選挙に関する法律上必要の手續たる選挙人名簿の対照、投票用紙の交付、投票の記載及其の投函を爲す等に非ざれば之を選挙会場なりと云ふことを得ず(大正八年第一一四号、同年七月二十八日宣告)

(二) 投票所の告示 (附投票所の周知等)

一 投票所周知に関する件 (明治三十五年四月十八日地裁第六七号) (昭各地方長官宛地方局長通牒)

二町村以上の組合を設けたる場合に於て投票所告示の方法は各町村の公布式にて揭示し又は新聞紙に掲載するものなるに於ては其の方法に依り然らざるに於ては管理者に於て適宜の備所に揭示するの外便宜上各町村の公布式に依り一層選挙人に周知せしむるの方法に依ることを要す。

二 投票所告示の時期 (昭和二十一年八月十五日地裁第一九七号) (昭各地方長官宛地方局長)

問 法第二十三條の投票所告示は例令は六月三十日終選挙期日とせば八月二十五日迄に告示せば差支なしと存す如何。

告示後投票所の
焼失と投票期日
の繰上

同 上

投票所の周知方
法

選挙防止の方法

答 御見込の通りと存す。

三 投票所の変更告示 (昭和三年二月九日京都府知事宛地方局長電報)

衆議院議員選挙投票所を告示したる後其の建物火災に罹り投票所の變更を要するも五日前に告示の余日無き場合に於ては法第三十二條に因り知事に届出投票期日を延期するの外無し

四 告示後投票所に故障の生じた場合について (昭二、三、四、三島取縣選挙管理委員会委員長宛地方局長電話回答)

問 投票所の告示をした後四月二日火災のため、その建物を焼失したが市街地にして隣接投票所を利用すれば、その距離は二町程度にして別に不便はないが、昭和三年二月九日附京都府知事宛貴官の通牒の趣旨により投票期日を延期しなければならぬか、もし告示せる同一場所に假し施設をし投票を行うにおいては差支えないか、折返し返す。

答 電報の投票所建物火災焼失の件、告示せる同一場所に施設をして投票を行われない。

五 衆議院議員選挙投票所周知方に関する件 (昭和五年二月八日第地第一九号各地方長官宛地方局長通牒)

投票所の告示は衆議院議員選挙法第二十二條に依り投票管理者に於て之を爲す所なるも動もすれば選挙人が投票所の場所不知の爲懸念するの虞も有之るに存せらるるに付右規定に依る告示の外適當なる方法に依り選挙人所屬の投票区(何町は何々投票所)並其の投票所所在地(單に何々小学校と云うが如き)に止めず何々々々横町と云うが如く其の所在地を明記するか又は略圖を以て示す)の周知方可然議せしめられ度投票管理者に於て投票所入場券を配付する場合入場券に其の所在地をも明示せしめらるる等は其の一方法と存せられ候

六 衆議院議員選挙選挙防止に関する件 (昭和七年一月二十七日第地第九号各地方長官宛内務次官通牒)

来る二月二十日を以て衆議院議員選挙行はれ候地普通選挙以來の選挙実施に徴するに選挙率は漸次減少の好成績を示せるも、選挙の防止は普通選挙を著る上に極めて必要の事たるを以て今回の選挙に際しては一層此の点に留意し尙左記事項等に就ては地方適切の方途を講じ選挙の実績を著るに遺憾なきを期せらるる様時に御配慮相煩度

追て左記の内工場等の使用人等に対する選挙権行使の件に關しては内閣書記官長及大藏、陸軍、海軍、文部、農林、商工、鉄道、通信、各次官へも其の所管の各工場学校研究所等に対し其の使用人等に成るべく投票を爲し得るの機会を與えしむる様示達方及依頼候間爲念申添候

記

一、投票所を増設して選挙権の行使を便ならしむるは選挙防止上希望する所なるも投票区の分区は選挙人名簿の分册調製ある区域に限れるのみならず投票管理者及従事員の配置等關係する所少からざるを以て法令並に事情の許す範圍に於て之が増設に努むべきこと

二、選挙人中には動もすれば投票所の場所不知の爲懸念する者なきにあらざるべきを以て投票管理者に於て投票所告示の場合に適當の方法に依り選挙人所屬の投票(何町は何々投票所)並其の投票所々所在地(單に何々小学校と云うが如き)に止めず何々横町と云うが如く其の所在地を明記するか又は略圖を以て示す)の周知方を講せしめられ度きこと

八 衆議院議員選挙執行に関する件 (昭和七年一月二十日第地第一〇号各地方長官宛地方局長通牒)

来る二月二十日を以て衆議院議員選挙行はれ候選挙執行に關し萬一從來の實行に備れて周到の用意を缺くが如きこと有之候ては是れ遺憾に付法規の運用等に一層留意せしむるは勿論殊に左記事項の如きは既往に於て紛議の原因を爲せる事例も少からざるに付此の際充分注意を加へ遺憾なきを期せしめられ候様致度

記

一、投票所は一旦之を閉鎖したる後は假令投票所内に未だ投票を爲さざりし選挙人あることを察見するも之をして投票を爲さしむるを得ざるのみならず之が爲選挙の効力に影響を及ぼすことなきにあらざるを以て投票所の閉鎖に當りては投票所内に在る選挙人にして投票を終らざる者なきことを確めたる上之を閉鎖せしむること

一、投票所焼燬たるときは選挙人をして投票に多大の時間を費せしむるのみならず投票の記載に際しても自然他より視見せらるるの虞なきにあらざるを以て投票所の焼燬なる町村に於ては成るべく他に適當の場所を選定し且投票の記載所は成るべく多数之を設備し以て投票に

選挙執行上の注
意

投票所の閉鎖

投票所の設備

規定外
入場者の拒否
投票用紙封筒
の取扱

不便ならしむると共に投票所内外の状況に應じて適當の設備を爲し他より視見し得ざる様爲すべきこと
一、投票所には選挙人投票所の事務に從事する者投票所監視の職務を有する者及警察官吏の外は一切入ることを得ざるに付投票の爲單獨投票所に入ること能はざる選挙人の添附の爲なりとするも規定外の者は投票所に入らしむるが如きことなからしむること
二、投票用紙及投票用封筒に關する左記事項に備み其の取扱に誤りなきを期せらるべきこと

- (イ) 投票用紙には投票所印を捺捺すべからざる難なるに拘らず投票所印を捺捺して交付したる事例あり
- (ロ) 投票用紙の交付に際し余分に之を交付し或は遺式のものも交付したる事例あり
- (ハ) 点字用投票用紙には必ず点字投票なる旨の印を捺捺して交付すべき難なるに拘らず之を捺捺せずして交付したる事例あり
- (ニ) 点字投票と雖も假投票を爲さしむる場合の外は封筒を交付すべからざる難なるに拘らず投票用紙と共に封筒を交付したる事例あり

(ホ) 假投票の封筒には必ず投票所印を捺捺すべき難なるに拘らず之を捺捺せずして交付したる事例あり
(ヘ) 不在投票致致の場合には之を他の致致用封筒に入れて封緘し其の表面に投票中の旨を明記し其の裏面に署名捺捺すべき難なるに拘らず致致用封筒を用ひず投票用封筒に直ちに切手を貼付して送致し或は致致用封筒の表面及裏面に記載又は署名捺捺の手続を缺ける様爲したる事例あり

(ト) 市町村の区域を分ちて致致投票区を設けたる場合市町村長の管理に關せざる投票区の選挙人より郵便を以て不在投票用紙及封筒の交付を市町村長に請求ありたる場合に自己の管理外なるの故を以て其の選挙人に返還したるの事例あり此の場合に於ては其の所屬投票管理者に回送する等便宜の取扱を爲すべきこと

(チ) 朝鮮文字又は点字投票のあるべき投票所にはやめ該文字にて候補者名を記せるものを開票管理者に附付し尙選挙人中多数の朝鮮人ある開票所に在りては適宜朝鮮文字を解し得る者を雇入るる等便宜の方法を講せられたること

九 棄権及び無効投票の防止につきて

問 各種選挙において棄権及無効投票防止の方策として選挙管理委員会において選挙人に配付せる候補者の氏名の印刷物を投票所に持参せ

告示の意義

告示番号有無と
告示の効力

告示日の起算

告示すべき告示
場

選挙事務を告示
して新議事堂で
選挙

選挙会場周知不
徹底と棄権

法定時間内に投票
所閉鎖の可否

定刻前の開会

しめそれを手本として記載せしめる事を選挙管理委員会が実施してよいのか

答 電報の各種選挙に於て棄権及び無効投票防止の方策についての件印刷物を投票所に持参するを要する必要があるが特にこれを懸念するときは郵票を予想されるから棄権せられるを適當と存す

(1) 判決要旨 「同投票所は市役所又は何小学校に之を設く」との投票所の告示は市役所又は何小学校全部を以て投票所に充つる謬に非ずして市役所又は何小学校内に之を設くるの謬なりと解すべきものとす(昭和二五、三、二行)

(2) 判決要旨 告示番号は投票所の告示の要件に非ず(昭和二五、三、二行)

(3) 判決要旨 本條に所謂選挙前七月を限りて公告す可しとは選挙執行の前日より起算して公告を爲すべき法意なり(明治二十七年第三号同年十二月二十七日官告)

(4) 判決要旨 本條は選挙公告の不法に付き何等の規定を設けざれば町村長の或掲示場廢止の手續を爲さずして選挙の公告を掲げざるも他の掲示場に之を掲げたる以上は同條に違背せるものと謂うを得ず(明治三十八年第三七〇号、同四十年四月十七日官告)

(5) 判決要旨 市會議事堂の位置に付いては法律上知事の認可を必要とせざるが故に市長が該議事堂を議員選挙の場所と定めて公告したる後他所に移轉し且方式に從ひて之を告示したる以上は最初の公告に依り当然新議事堂に於て選挙を執行し得るものとす(明治四十二年第一二号、同年六月十七日、同四十二年六月十九日官告)

(6) 判決要旨 選挙会場が周知せられざるがため多数棄権者を生じたる事実ありたるも町村會議員選挙の告示を河法なりと爲すべきに非ず(昭和八年第四二七号、同九年十二月十九日官告)

(三) 投票所の開閉時間

一 投票所閉鎖時に關する件

(明治三十五年四月十八日地裁第六七号の内各地方官知地方官長通牒)

選挙人名簿に登録せられたるもの悉く投票を終りたる場合と雖法定の時間内は投票所を閉つることを得ざるものとす
(1) 判決要旨 町村長が町村會議員選挙の當日既定の時刻前より開会するも選挙進行中に妨害を興ふるものに非ざれば之を以て選挙取消の理由と爲すを得ず(明治四十一年第一六一号、同四十三年二月二十四日官告)

事務従事者の範

警察官吏

投票所内に於ける現行犯

(四) 投票所入場者

(家法四一) 自法三七

一 投票所事務に従事する者に関する件 (明治三十五年六月十二日廣島縣知事宛縣治局長回答)

問 投票所の事務に従事するものとする中には給仕小使をも包含するも若し否らざるは給仕小使の類は投票所内に入らしむるを得るや
答 前段御見込の通但し其の人を限定し且濫りに出入せしめざる様注意相成度

二 警察官吏の取締に関する件 (明治三十五年四月十八日地審第六七号の内各地方投官宛地方局長通牒)

警察官吏は時に取締を命ぜられたるものにあらずし難投票所に入ることを得るものとする

三 投票所及開票所に於ける現行犯罪と刑事検事の職務

問 投票所内又は開票所内に於ける現行犯罪あり且処分急遽を要する時は、其の所内に於て刑事検事の職務を行ふに付第四十一條及第五十七條の適用なしと解すべきや
答 適用なし(司法省)

四 投票所監視官派遣の件 (昭二二、三、二九官廳答) (内務部長宛選挙権保護局長回答)

問 投票所の監視官は従前通り派遣して差支なきに至る御意示願ひたし
答 電照の投票監視官の件は

一、市町村長及び市町村会議員の選挙に關しては従前通り

二、參議院議員、衆議院議員、縣會議員及び知事の選挙に關しては、縣の選挙管理委員会において知事の承認を得て縣の官公吏を管理委員会の書記又は囑託として派遣せしめられることは差支なき

(註) 本件は地方自治法の施行により同区第百八十六條第二項により、すべて二により取扱うべきものとす

(一) 判決要旨 投票所の事務に従事する者とする中には給仕小使をも包含す但し豫め其の人を限定し且濫りに出入せしめざる様注意相成

給仕、小使

投票所員

選挙事務補助者

無資格者たる選挙人

同上

無資格者たる選挙人

無資格者たる立会人

投票終了後の滞留

選挙事務従事員が他の事務に従事すること

警察官派遣請求

度(明治三十五年六月十二日)

(2) 判決要旨 選挙立会人の補助をなさしむる爲村役場吏員を選挙に列せしめしは憲法に非ず(明治二十五年第一三九号、同二十六年五月八日官廳答)

(3) 判決要旨 選挙長は必要と認めたる場合に於て選挙事務補助の爲めに選挙立会人にあらざる者を選挙会場に入らしむることを得(明治二十八年第六二号及第六三号、同年十一月八日官廳答、同三十二年第九〇号、同年十二月二十七日官廳答)

(4) 判決要旨 本條は選挙に無関係なる者の入場を禁止する規定にして選挙人として選挙会場に入り選挙終了後に選挙資格なきことを発見したる場合には之を適用せず(明治二十八年第一二二号、同二十九年六月六日官廳答、同三十二年第六〇号、同三十三年三月三十日官廳答)

(5) 判決要旨 選挙人として招集せられ選挙会場に入場して投票を爲したる後に至り無資格なることを発見せられたる場合は選挙に關係なき者の入場として本條を適用すべきものにあらず(明治三十二年第一四八号、同三十三年六月十五日官廳答)

(6) 判決要旨 舊制第二十一條は選挙に無関係なる者の入場を禁止する規定なれば假令無資格者と雖も選挙人の資格あるものとして選挙場に運任せられ入場したる者に之を適用するを得ず(明治四十四年第八〇号、第八一號、同年十二月十二日官廳答)

(7) 判決要旨 本條は選挙に無関係なる者の入場を禁止する規定なれば假令無資格と雖も選挙人の資格ある者として選挙立会人に選任せられ入場したる者を適用するを得ず(明治四十四年第八一號、第八二號、同年十二月十二日官廳答)

(8) 判決要旨 町村制第二十一條第一項に「選挙人に非ざる者は選挙会場に入ることを得ず云々」とあるは選挙権を有する者投票を爲すの外は選挙会場に入るを得ざるの注意と解するを相当とするが故に選挙人となし投票を爲す爲に非ずして入場すること及投票を爲す爲に入場したる場合に於ても投票を終りたる後滞留することは違法なり(大正十四年第一四七号、同十五年二月九日官廳答)

(9) 判決要旨 町村會議員選挙に於て選挙会場の事務に従事することを命ぜられたる助役が選挙会場に入り選挙事務に従事中若し他の事務を執りたりと雖も其の間同人を以て選挙会場の事務に従事する者と非ずと云うを得(昭和三年第三六号、同年五月十九日官廳答)

(10) 判決要旨 警察官吏が選挙投票所の取締を爲すに付ては其の前提として投票管理者の請求あることを必要とせず(昭和十五年三月十三日大審院刑事部判決)

無資格者の入場

(11) 判決要旨 無資格者が選挙会場に入るも選挙長が直に退場せしめたる時は本條の規定に違反したると云ふを得ず(明治二十九年第六一號、同年九月二十一日宣言)

無資格者の入場
無資格者の効力

(12) 判決要旨 選挙権なき者選挙会場に入場したる事実あり本條第一項に違反したるとするも選挙の結果を異動を生ずるの虞なき限り該選挙は無効と爲すべきものにあらざる(大正三年第一二二號、同年十二月十九日宣言)

第三節 投票管理者

(一) 投票管理者の選任

(衆法二〇自令二八)
(憲法三二)
(自法一九)

一 地方制度改正に関する件 (昭和二十一年十月五日内務省令第百二六號、六十七號各地方長官補内務次官官廳の内)

1 投票管理者、開票管理者及び選挙長を選挙管理委員会において選任せしめるところとした趣旨に鑑み、これが選任に當つては、厳正公平な人物を主眼とし、併せて選挙事務能力の適否についても考慮すること

2 投票管理者等は実質的に選挙権を有する者の中より選任されるところ、従つて各種立会人と異り選挙人名簿に登録の有無を問はないこと

3 投票管理者等は各選挙毎に選任せられるものであることは勿論であること

二 参議院議員選挙法並びに同法関係法令の施行に関する件 (昭和二十二年二月二十四日発) (地第二十号内務次官官廳)

投票管理者は、参議院の選挙権を有する者の中から市町村参議院議員選挙管理委員会の選任した者を以て充てらるることとされること(法二二一) 選挙権を有する者とは実質的に選挙権を有するものであり選挙人名簿登録の有無を問わないが、投票管理者の選任、擔任事務及び代理者又は職務監督者の選任等に関しては、地方制度に基く選挙における上級と同様であること。 同時選挙の場合においては、地方選出議員の投票管理者を同時に全國選出議員の投票管理者とする事ができるとされたのは、偏見に投票事務の簡易化を圖つうとするものであるから、このため却つて事務の紛濁を來すことがないよう指導に留意すること。

投票管理者等の
印章

三 投票管理者、開票管理者、選挙長の印章 (昭和二年八月十五日地務第一九七) (号の内各地方長官宛地方局長通牒)

問 投票管理者、開票管理者、選挙長として使用する印章は地方事務官、屬、市町村主事、市町村書記等の如き官印、職印を簡製し使用するを要するや將又各人の私印を使用し差支なきや

答 適宜にて可然と存す

(二) 投票管理者の故障

(衆令九)
(參令五)
(自令二七、二八)

問 衆議院議員選挙法施行令第九條第一項の規定に依り地方長官(改正法は市町村長)予め定めたる投票管理者及其の代理者故障あるときは之を代理すべく官吏(改正法は吏員)に付き投票区の代理を爲さしむることを得るや

答 必要を欠すに差支なき限り御見込の通り

(三) 投票管理者等の職務のために要する費用

(衆令六九)
(參令三四)
(自法二〇三)

一 投票管理者等の職務のために要する費用の支給に関する件 (昭和二十二年三月三十一日内務省告示第八十號) (三號東京都長官宛地方局長回答)

問 二月二十四日内務省告示第四十六號を以て投票管理者等の職務のために要する費用の額が定められましたが、これの支給に當つて左記事項について疑義がありますので何分の御指示を與えられたい

記

- 一、投票管理者等の代理者が臨時にその職務を履行した場合の費用
- 二、投票管理者等が選任された後その職務を履行しなかつた場合
- 三、投票管理者等がその当日又は数日職務を履行した場合

答 投票管理者等の職務のために要する費用の額は、いずれもその選挙期間を通じて職務に専事したときに支給する額であつて、投票管理者等に選任された後、職務を執行しなかつた場合は、事情により通官減額して差支えない

第四節 投票立会人

(一) 立会人となる資格

(参法二四、衆台一〇〇)
自法三〇、自台五一

一 選挙人名簿確定後行はるべき選挙に関する件

(昭和四年十二月十三日地務乙第一九二号各)
地方投票宛地方局長通牒の内(審議決定)

衆議院議員選挙事務に關し左記の通省議決定相成候様爲念

左記

衆議院議員選挙人名簿の確定後行はるべき選挙に付届出すべき投票立会人、開票立会人又は選挙立会人は、現に確定せる選挙人名簿に記載せられたる者たるを以て是るものとす

二 名簿記載の者の投票立会人となる資格の件

(昭和二年八月十五日地務乙第一九七号の内地方局長通牒)

問 投票立会人及推薦届出者の資格は其の投票区に於ける選挙人名簿に記載せられたる者なるに於ては、選挙人名簿開票期日後選挙権を喪失したるものと雖も差支無之と存するも無資格者を誤りて選挙人名簿に記載したる者の如きは不可然義と認すべきや
答 何れも其の資格あるものと存す

三 議員候補者と各種立会人の件

(昭和二年九月二十三日京地第八七号京都府知事宛地方局長回答)

問 議員候補者は立会人と爲り得るや

答 議員候補者自ら立会人と爲るは妨げなし

立会人の資格

名簿記載者立会人となるの可否

議員候補者立会人となるの可否

同一人を二以上
候補者より投票
立会人として届
出の可否

四 同一人を二人以上の議員候補者より投票立会人として届出たる場合の効力

(昭和三年二月十日製地第三二七号山梨縣知事宛地方局長回答)

問 同一人を甲乙二人の議員候補者より同一投票区の投票立会人として届出づることを得るや尚右届出が同時なる場合時を異にする場合の処理方法如何
答 届出が同時なることを問はずして有効と存す

五 投票区域外選挙人の投票立会人となした選挙の効力について

(昭和二年十一月二十九日地務乙第八八六号)
青森縣選挙管理委員会委員長宛地方局長回答)

問 町長選挙において被選挙区中一投票区の選挙立会人四人の中一人がその投票区域外の選挙人であつたことについて選挙無効の訴請が提起されているがそれが個別に選挙の公正を害したと認められない場合においては、地方自治法第三十七條において適用する衆議院議員選挙法第四十一條の規定に違反するが地方自治法第三十條の規定による三人の数を缺くことがないから該投票区の投票は有効と認めらるるから選挙の効力には影響を及ぼさないと認むがどうか至急御回答願ひたい

答 本月十三日付青森第五三七号を以て照会のあつた標記の件、投票立会人四人の中一人が無資格者であつた点については、地方自治法第三十條第一項の規定に違反するが、同條第七項の規定による投票立会人の法定数を充たしてあり、このために明かに選挙の自由公正を害し、選挙の結果に異動を及ぼす虞があると認められる場合は格別その他の場合においては、当然に選挙無効となるものではない

なお、本件は、無資格者ではあるが、投票立会人として届け出られ投票立会人となり投票所に入場したもので、地方自治法第三十七條において適用する衆議院議員選挙法第四十一條の規定違反の問題とはならないから爲念

(1) 判決要旨 法第三十二條に依り郡市長より投票立会人を選任せられたる者は解任辞任又は死亡等の事由に依り其資格を喪失するは格別然らずして単に指定の時刻に選挙したる一事に依り当然立会人たる資格を失ふものと謂うべからず(大九、民判例集一五九〇頁)

(2) 判決要旨 法第七條の規定は畢竟投票立会人が指定の時刻に参会せざる爲め適法に投票を開始することを得ざるにより便宜の処置として投票管理者に随時に選挙人中より之が立会人を選任すべきことを命じたものに外ならざるものに依り指定の時刻に参会せざる立会人は直に其資格を喪失するが爲め叙上の如き規定を設けたるものに非ざるを以て同條は未だ以て指定の時刻に選挙したる投票立会人は当然其資格を失ふものと解釋するの根據と爲すに足らず(同上)

指定時刻に選挙
せし立会人の資
格

指定時刻に選挙
せし立会人の資
格

投票日を延期せる場合の立会人の届出期限

開票立会人届出の効力
開票立会人届出の効力
開票立会人届出の効力
開票立会人届出の効力

電信による立会人届出

(二) 立会人の届出

一 投票立会人の届出期限に関する件 (昭和二年十月四日熊野局第七三) 号熊本縣知事宛地方局長宛

問 災害の爲投票を行ふことを得ざるが爲其の投票期日を延期したる投票区に付ても投票立会人の届出期限は一般投票期日の前日迄なりや
答 延期せられたる投票期日の前日迄と存す

二 届出用紙相違の投票立会人届出の効力 (昭和七年二月二十日和野局第一七) 号和歌山縣知事宛地方局長宛

問 不動文字を脱寫刷りしける開票立会人届出用紙にて開票管理者の氏名宛とし立会人届を差出しあることを本日発見せるものあり
右は投票立会人として効力ありや
答 見込の通りと存す

三 電信による投票立会人届の件 (昭和三年一月二十八日北海) 道庁長官宛地方局長宛

問 衆議院議員選挙法施行令第十條に依り投票立会人の届出は文書たるを要するも本道千島の如く冬期申渡難き地は千島に居住せる議員候補者は投票立会人等届出の方法なし此の場合其の届出は電信に依り承諾書は立会人たるべき者より便宜直接投票管理者に届出するの外なしと存するも如何
答 御見込の通りと存す

四 重複して届出られた投票立会人の権利 (昭和十二年十一月二十九日地務局) 八八八号各都府縣知事宛地方局長宛

問 法第三十條第一項但書には投票立会人となるべき者を重複して届出することのできる旨の規定があるが、投票立会人となるべき者十人を超える場合の互選には右の者は(一)二票行使できるか。(二)又その者が立会人となつたときは、二個の立会人としての権利を行使できるか。(三)若し重複届出の場合も立会人としての権利は一個とすれば何人の届出でた立会人となるか。
答 (一)二票の行使は出来ない。(二)二個の立会人としての権利の行使は出来ない。(三)立会人たる資格に付いては、届出でた各候補者の立会人たる資格を有し、従つて甲の候補者が死しても、なお、乙の候補者の届出に係る立会人として、その資格を失ふことは

ない。

(三) 立会人の互選及び選任

一 投票立会人の互選に関する件 (昭二、一、一) 北海(道内) 政部長宛行政課長電信回答

問 立会人互選の結果当選人十人に充たざる時は十人に不足する人数に付再選挙すべきものなるや折返御回報相成度
答 電願立会人互選の結果当選人十人に達せざる場合の件再選挙すべき事に非ず若し此の場合当選人三人に達せざるものなるときは管理者に於て選任すべきものとす

二 衆議院議員選挙法中疑義の件 (昭和十一年一月二十二日各都) 道府縣内政部長宛行政課長電報

標記の件に關し大分縣内政部長より別紙甲号の通函ありたるに付乙号の通函を致置候條御参考迄及送付候
(甲号)
衆議院議員選挙法中左記の通函が疑義有之候條何分の御指示相煩度此段及照会候
記

再互選

法第二十四條中立会人十人を超ゆる場合の互選に於て投票の結果十人に達せざるときは十人に達する迄其の不足数に付届出立会人全員を以て互選すべきもの上存するも如何
(乙号)

御照会の標記の件再度互選の要なきものと存候

三 投票立会人の選任に関する件 (昭二、三、二九) 高知(縣内) 政部長宛行政課長電信回答

問 衆議院議員選挙法第二十四條第二号により互選せる立会人十人中定刻に至り總會せるもの三人に達せざるを以て投票管理者に於て立会人を選任せり投票開始後に至り互選せる立会人十名を超過せる場合は選任せる立会人を解任し十名とすべき御回答相煩度
答 電報にて照会の件立会人の致十人に至る迄解任せしむるを適當と存す

再選挙

選任せる立会人の解任

互選当日の缺席

四 衆議院議員選挙執行上の疑義に関する件 (昭和二〇、二、一一地発乙第三〇号) (東京都民生局長宛宛地方法局長回答の内)

問 標記の件に関し左記事項疑義有之候條何分の指示相仰度候

一 投票立会人互選に関する件

(1) 投票立会人十人以上の届出ありたるも互選の日時に出席したる者十人に満たざる時は互選の要なく又缺席者は棄権者と看做し投票当日立会人を拒否し得るや

(2) 投票立会人互選の結果当選者十人に満たざる時は其の不足する員数は更に互選に依り定むる要ありや

(3) 二人又は二人以上の議員候補者より同一人が立会人として届出ありたるも立会人の互選に際し二票又はそれ以上を行使し得るや

答 (1) 立会人たるべき者の届出十一人以上あり互選の当日出席したる者十人以下なる場合と雖も互選は行ふべきものとす

(2) 又互選当日缺席者は互選に付ての投票権は棄権と看做すも被選挙権はあるものとす

互選の結果当選者十人に達せざるも其の不足数は更に互選するの要なく若し此の場合立会人が三人に達せざるものたる時は法第二十四條第七項に依り措置すべきものとす

(3) 行使し得ず

五 投票立会人の選任に関する件 (昭和二一年九月二十三日地発甲六号) (兵庫縣知事宛地方法局長回答)

候補者に届出の意思の有無を認めらるること

問 議員候補者三人以上なるに投票立会人の届出二人以下なる時は投票当日之を選任するは困難なる場合あるべきを以て予め議員候補者に投票立会人届出意思の有無を確め其の意思なき旨表示したるときは投票管理者に於て投票期日の前日の調子を待たず之を選任し若し後に至り議員候補者同意を稱し投票立会人を届出たる場合は其の選任したる立会人を解任するの取扱を爲し可然乎

答 議員候補者に於て立会人届出の意思なきことを表示したる場合と雖も投票の前日の調子を待たず之を選任するを得ず

六 立会人の互選に関する件 (昭和二一、一、二六長地発内) (政部長宛行政課長信問答)

互選の結果十人以上なること

問 選挙法第二十四條第二項中(立会人十人を互選すべし)とあるは互選により必ず十人を確保すべき意に非ずして互選の結果十人以上なることを得

選任立会人の解任

らば差支へなき意なりや

答 電照選挙法中疑義の件御見込の通り

(四) 立会人の解任及び辞任

一 議員候補者の届出に係るもの以外の立会人に関する件 (昭和二一年六月三十日) (内務省省議決定)

衆議院議員府縣會議員市町村會議員選挙の立会人にして議員候補者の届出に係るもの以外の立会人は之が選挙を爲したる者に於て解任を爲すことを得

二 立会人不足の爲之を選任補充後議員候補者の届出たる立会人参加したる場合の措置 (昭和二一年八月十五日地発乙第一九七号) (男の内各地方官宛宛地方法局長補答)

問 投票所を開くべき時刻に至り議員候補者の届出たる立会人不足の爲三人に達せざるも若し其の後三人に達せざるに至りたる場合衆議院議員選挙法第二十四條第二項又は府縣制第十六條第二項の規定に依り投票管理者に於て投票立会人を選任して投票に立会せしめたるに其の後に至り議員候補者の届出たる立会人参加したるときは之を拒絶するの規定なく又前に投票管理者に於て選任したる立会人に付ても之を解任する規定存せざるを以て共に立会せしむべき義と解し可然哉

答 御見込の通り、但し其の選任したる立会人を解任するは別に支障なしと存す

三 立会人辞任の方法 (昭和二一年八月十五日地発乙第一九七号) (の内各地方官宛宛地方法局長通牒)

問 投票立会人其の職を辭せむとするには文書なる上口頭なるも其の何れにても差支なきも又投票前日迄の辭任は候補者より届出し得るを要するや

答 前段は見込の通り、但し可成文書に依らしむるを適當と存す、後段は立会人自身に於て届出づべき義と存す

四 投票立会人の辭職の件 (昭和二一年九月二十日地発第七三三号) (兵庫縣知事宛地方法局長回答)

問 投票立会人は正当の事故なくして其の職を辭することを得ざる旨規定あり、雖し之が規定の趣旨は立会人の辭任行為を制限したるに止まり即ち一旦辭任届出ありたる場合假令「都合に依り辭任す」と云ふが如き届出を爲したる場合と雖も之を受理すべきものと認むるも如何

立会人辭職の効力

立会人辭任の方法

立会人選任後届出立会人参加の場合の措置

届出立会人の死亡
辞任と再選届
出

投票所正副組織
の違反と投票の
執行

少数立会人に依
る投票の執行

立会人一名もな
き場合、投票執行
の可否

答 御見込の通り

五 立会人死亡又は辞任の場合再度届出 (昭和二年八月十五日地審判第一九七号)
(内各地方官廳宛地方官廳長回答)

問 法第二十四條第一項により届出られたる立会人選挙期日の前日迄に死亡し又は辞任したる場合は議員候補者は更に投票立会人一人を定め届出を爲し得るものなりや、若し然りとせば市町村長が立会人の死亡又は辞職したることを議員候補者を經ずして知りたるときは之を議員候補者に通知すべきものなりや

答 前段は見込の通り、後段は其の義務なきもの上存す

(五) 立会人の不足

一 投票事務行使に関する件 (明治三十五年四月省廳決定)

選挙長は投票所開票所の組織成立に當るの職あり若し其の管理者に於て選挙の処置ありしことを発見するも選挙の執行を中止することを得ず

二 同上の件 (明治三十五年四月十八日地審判第六七号地方官廳長回答)

衆議院議員選挙法の件に關し左の通定相成候條爲御参考此段及續候條也

投票執行中投票立会人に議員を生じ事案を補充するに由なき場合に於ては其立会人が假令法定の最少数を下りたるるとき雖 (改正法は第二十四條第二項) 投票は其の儘之を遂行するの外なく決して之を中止するを得ざるものとす

三 同上の件 (明治三十五年七月二十二日)

衆議院議員選挙法投票執行中投票立会人に議員を生じ事案を補充するに由なき場合に於ては其立会人が假令法定の最少数を下りたるるとき雖投票は其の儘遂行するの外なく決して之が中止を爲すを得ざる旨地審判第六七号の内を以て御通牒有之候元來法律に於て立会人の最少数を限定し何議員の場合に臨時之を補充するの途をも規定せられ投票は總て立会人及管理者列席の上を執行すべきものなる以上は

立会人の不足と
投票の流行

投票立会人と選
挙の効力

選挙の強要に
依り再選を爲
したる投票

法定の最少数を下りたるも何一名以上の立会人ある場合は前記御通牒の通り多く一名の立会人もなきに至り事案を補充するに由なきときは投票は之を遂行するを得ず更に日を期して投票を行はしむるより外無之被差候得御意見承知致度

答 右例示の如き事案を生じたる場合に於ても御通牒の通り投票は其の儘遂行するの外なきと存候

四 投票立会人不足の場合投票の流行 (昭和二年八月十五日地審判第六七号の内地方官廳長回答)

問 衆議院議員選挙事務に關する明治三十五年四月十八日地審判第六七号の内地方官廳長回答中「投票執行中投票立会人に議員を生じ事案を補充するに由なき場合に於ては其立会人が假令法定の最少数を下りたるるとき雖投票は其の儘之を遂行するの外なく決して之を中止するを得ざるものとす」との見解は新法第二十四條の投票立会人三人を下りたる場合にも適用し差支なきも尙又此の趣旨は開票及選挙の各立会人に議員を生じたる場合にも適用し差支なきや

答 選挙権の拡張に伴ひ事務員中には必ずや選挙人名簿に登録せられたる者幾人も可有之を以て直に事務員中より臨時的に一時立会人に選任することを得るが故に、問合せの如き事案は殆んど生ずることなきと存するも萬一右の如き場合を生じたるときは假令立会人の数三人を下りたるも其の事務は遂行するの外なかるべしと存す

五 立会人に依る選挙の効力に関する件 (大正十三年七月二十三日)

イ 大分縣第三區(南)選挙の紛争に関する件

大分縣第三區選挙會に於ては投票の点検を終り選挙長は選挙立会人の意見を聞き有効及無効の投票を決定したる後選挙の強要に依り更に其の投票の再調を爲し日選挙會場に選挙人に非ざる者の投票を見るに至りたるは違法なりと雖再調査の結果最初の決定を廢したるものにあらず仍て本件は選挙會及其の取締の任に當れる当該官吏の責任は存することは能はずとするも之を以て選挙の効力に影響を及ぼすことなしと認む

自選挙立会人が選挙録に署名せざるは違法なりと雖も亦以て直に選挙の効力に影響を及ぼすものに非ずと存す

ロ 和歌山縣第三區有田郡宮原村投票所立会人に關する件

無資格者の立
会たる投票

立会人を缺き
たる投票

立会人の不足と
選挙投票の効力

立会人の一時選
席と欠陥

立会人数の法定
の意義

宮原村投票立会人の定員は三名なりしに一名は病氣の故を以て(投票開始前)辭任申立てたる処投票管理者は之を補充として臨時に立会人を選任し投票所を開き約二時間後に至りて右立会人は無資格者なること発覺し更に選挙人中より選任したるは全く投票管理者の不注意に起因するものにして違法なること明なり然れども同区の当選者(第一位)松山常次郎と次点者前川虎造との得票の差九百十九票に上り假りに宮原村の投票全部(二百六十五票)を無効とするも選挙の結果に變動を生ずる處なし

ハ 同縣第二区海軍部紀三井寺村投票所立会人に關する件

紀三井寺村投票所開始中投票立会人定員四名の内二名の辭職者を出し之を補充に三十分を要し而かも投票立会人の定員を缺きたる處投票を継続したりと雖石は適當なる投票立会人を選りしに起因するものなるを以て白紙を得るものと認め仍て之を以て該選挙を直に無効なりと謂うを得ず

六 立会人なく又不足の儘執行したる選挙及投票の効力に關する件 (大正十五年二月十六日 内務省省令決定)

- 一 初めより本選挙立会人の立会なくして行はれたる選挙は無効にして從て其の選挙に於ける投票は無効なり。
- 二 選挙立会人定数に達せず又は達せざるに至るも之が爲事實上選挙の自由公正を害するに至らざる限りは直に選挙又は投票は無効となることなし
- 三 或る投票時間中に爲したる投票が無効とせらるべき場合に於て当該時間中の投票人数明なる場合に於ては固より其の効力付の無効投票あるものと雖すも其の効不明なる場合に於ては無効投票の數も亦不明なりと云はざるべからざるが故に結局之が爲に選挙の結果眞動を生ずるの虞ありや否やに依りて選挙の全部に付之を無効とすべきを判定するの外方法なし
- (1) 判決要旨 法第百七條は立会人が發病其の他の事故に因り爾後引續き立会を爲すこと能はず若くは立会を爲さざるが如き場合を云うものにして生理上缺くべからざる俳優又は饗食の爲め僅少の時間内一時其席を遺棄する場合を謂うものに非ず(大九、民判例集一七二三四頁)
- (2) 判決要旨 衆議院議員選挙法第二十四條第二項の規定は少くとも三人の投票立会人を立会はしむることを要するの趣旨なりとす(昭三、一〇、九民)
- (3) 判決要旨 市會議員選挙に於て投票に立会う權限なき者が投票に立会うと明に選挙の規定に違反せるも此の一事を以て直に選挙の自由公正が失はれたるものと爲すを得ず

投票者の立
会たる投票の効力

投票用紙の寸法

投票用紙の寸法

投票用紙の印刷

由公正が失はれたるものと爲すを得ず

同選挙に於て投票に立会う權限なき者が投票立会人席に着き居たることを以て直に個々面授と爲すべきに非れば勿論其の者に個々面授に該當する行爲ありたるとするも之が爲選挙人が其の自由意思を妨げられ其の意に非ざる者を選挙したることを認めべき証據なき以上同選挙を無効と爲すべきものに非ず(昭和二六、三、三行)

第五節 投票用紙及び封筒

(一) 投票用紙及び封筒の様式 (衆法二六、衆令二六、衆訓三、四 参法二八、参令一〇、参訓一、三 自法三七、自令五一、自訓一、三)

一 投票用紙に關する件通牒 (明治三十五年四月十二日地裁 第六七号の内)

二 投票用紙の件 (昭和二〇、十一、二十六、北海道 内政部長施行政課長電信回答)

問 邊に記号指示せられたる投票用紙(西の内)入手見込みを以て仙花三号にて交際なきや御回答せられたし

答 電照投票用紙の件、外部より透視し得ざる限り紙質は和紙、洋紙を問はず適宜に定められたし

三 同上の件通牒 (大正九年三月一日地裁第四二二号 廳府廳長官宛地方局長通牒の内)

投票用紙に關して府縣會議員等の用紙を用いたるの例なきにあらざる能く之に注意し尙捺印等付ても脱漏等のことなく確かに注意すること

投票用紙に付ては他日紛議の因とならざる様十分其の紙質等に注意すること

四 同上の件 (大正十五年三月二十九日地裁 第一六号長崎縣知事宛地方局長通牒)

機記の件長崎縣知事照会に対し左記の通回答候條爲御参考

地方局長回答 (大正十五年三月二十九日)

〔函地局第一六号〕

大正十五年二月内務省令第四号衆議院議員選挙法施行規則第三條に依る投票用紙様式中「府縣印」は從來の如く之を押捺するの趣旨に有之印刷に附するは不可然候御了知相成度

五 同上の件 (大正十五年十一月十五日函地局第五二号長崎縣知事宛地方局長)

衆議院議員選挙投票用紙の大きさに付ては法令中別に規定なきも被選挙人の氏名の記載に支障なきものを用うべきものとす

六 選挙投票用紙に押捺すべき印章に関する件 (大正十五年五月十八日函地局第三二号) 〔各府縣知事宛地方局長通牒〕

標記の件大阪府知事照会に対し左記の通回答候條爲御参考
問 改正衆議院議員選挙法施行規則第三條に依り投票用紙に押捺すべき府縣印に關し本年三月二十九日函地局第一六号を以て通牒の次第も有之候府縣印は唯一無二のものにして他に同種類のものを用意することは認められざる候と存候得共改正の衆議院議員選挙法施行規則は選挙有権者數現在の五百以上即ち六拾五萬余人に達する見込に有之而して之が投票用紙に府縣印を押捺するに關する日數は最少限百六拾日(算入日四拾七枚)としての延日數)を要すること相成も本素より之を準備し置く事は種々危険の伴ふ處も有之上存じ勞々以て選挙期日の公布後に於て準備せざるべからず而も此の場合に於て臺灣の府縣印を以てしては到底期間内に捺印を了する事不可能に有之候のみならず府縣印は他の普通事務の關係上投票用紙に專用難致事情も有之候に付衆議院議員選挙投票用紙捺印用府縣印として現在備付の府縣印と文字其他に於て多少形式を替へ別に數箇を調製使用するも選挙法上支障無之候哉聊か疑義相生じ候に付何分の義御回示相成度
答 標記の件五月十日地第二三九号を以て御照会の趣御見込の通調製用相成支障無之と存候得て投票用紙捺印専用の府縣印數箇を調製せらるる場合に於ては同一形式に調製せらるべきは勿論の義に付申添候

七 選挙投票用紙に押捺する縣印の件 (大正十五年十二月七日函地局第五五号) 〔各地方長官宛地方局長通牒〕

標記の件甲斐城縣知事照会に対し乙号の通回答候條爲御参考
(甲号) 選挙施行後に於ける衆議院議員選挙投票用紙は有権者の激増に依り従來使用の西の内四ツ切のものを投票函收容力の關係上西の内

投票用紙寸法

投票用紙用府縣印の調製

選挙投票用紙

投票用紙封筒の受書

市長缺員中の市長印

寸法その他

八ツ切に改正したる結果現在の縣印を押捺するときはその印影投票用紙幅員の約半面に達し又印押捺の功程を増加する上においても寸法を縮小せる縣印を用うるを便宜と思料せらるるを以て投票用紙押捺用として別に數箇の縮小せる縣印(同一形式に依り)を調製せし度候得共右支障有之簡數甚急何分の御意見に接し度及照会候
(乙号) 標記の件御照会の趣右は御見込の通調製相成支障無之と存す

八 選挙法施行令改正の件依令通牒 (大正十五年二月十九日地局第七号) 〔各府縣知事宛地方局長通牒の内〕

投票用紙及び封筒はその受書を明かならしむる爲種類別に數箇を記載したる送付書添付して之を配付し投票終了後直にその種類別に使用致残余を記載したる報告書と共に殘余及び汚損の分を返付せしむること
九 投票用紙に関する件 (昭和九年二月十六日函地局第五二号長崎縣知事宛地方局長電報回答)

十 特別投票者証明書封筒に関する件 (昭和十年五月二日地局第三五号) 〔各地方長官宛地方局長通牒の内〕

- 問 本條の規定に依る特別投票者證明書の封筒の寸法に付ては別に定めなきを以て縣において適宜定むるも善否なきや
- 一 表面選挙人の氏名は管理者において記載するものと認むるも如何
- 二 裏面の「特別投票者證明書在中」の文字は予め印刷し置くも善否なきや又は令第二十九條第二項の規定に依る「表示し」とは自書の意味なりや
- 三 封緘の箇所に押捺する印及び裏面投票管理者印は縣印にても善否なきや

答 一、二、四御見込の通

三、前段見込の通

十一 参議院議員選挙法並に同法関係法令の施行に関する件 (昭和二十二年二月二十四日発地) (第二十号内務次官通牒)

第五 投票に関する事項

一、地方選出議員の選挙と全国選出議員の選挙は、固より別個の手続を旨として執行される別個の選挙であるから、投票は、地方選出議員及び全国選出議員と同一入一票に限ることは当然であり、投票用紙も又従つて地方選出議員のもの、全国選出議員のものとを別々に調製しなければならぬこと(法三〇、三三)。投票用紙の調製に関しては、衆議院議員の選挙の例によることとされ、その様式も衆議院議員選挙法施行規則別記投票用紙様式の一の例によることとなるが、投票用紙の表紙には、地方選出議員については「地方選出参議院議員選挙投票」全国選出議員については、「全国選出参議院議員選挙投票」と記載すべきこと。なお、同時選挙の場合においては両者の混淆を極力避けるため投票用紙又は印刷文字の色を異ならしめるとともに、投票箱その他投票所内の施設、投票事務従事者の配置等に特設の配慮を致すこと。

同時選挙の場合の押捺印

十二 同時選挙の投票用紙に押捺すべき印 (昭和二十二年八月八日地発乙第五五六) (各都道府県知事宛地方局長通牒の内)

問 同時選挙の際に投票用紙の様式(内務省令)に示されている「都(道府県)(市)(町)(村)印」はいずれの印を押捺すべきか
答 都道府県の選挙管理委員会の定めるところによつていずれの印でも差支ない(投票用紙の様式の一の備考三及び様式二の備考一を参照せられたり)

投票用紙様式の告示

十三 印章の押捺してない投票用紙を用いた選挙の効力 (昭和二十二年十一月二十九日地発乙第六六) (各都道府県知事宛地方局長回答の内)

問 選挙事務従事者の不注意のため、印章をおしてない投票用紙百三十八枚を交付し、選挙人をして無効投票をなせしめ、その結果選挙の結果に異動を及ぼす場合には選挙の全部無効と解すべきか
答 成規の様式を用いない投票として、当該投票はこれを無効とすべきであるが、開票管理において、これを有効と決定したため争訟となつた場合においては、当選に異動を生ずる虞なき者を区分することができる場合は一部異動区分することができることとすべきは全部無効とすべきである

すべきである

判決要旨 町村制第二十二条第七項には「投票用紙は町村長の定める所に依り一定の式を用うべし」とあり之を同法第十九条の如く特に告示すべき旨を規定したる條項と対照判断するに右規定は投票用紙に付町村長の一定したる様式を選挙人に周知せしめたる以上必ずしも之を告示することを要するものに非ずと解するを相当とす故に投票用紙の様式を告示せざるも之のみを以て選挙又は投票を無効と爲すべきものに非ず之に反する当裁判所の判例は之を變更すべきものとす(判例變更)(大正十一年第一八〇号、同十四年二月二日宣言)

(二) 投票用紙の交付 附 汚損用紙の引換(衆令一七号令二〇自令五一)

一 特別投票用紙等引換請求の件 (昭和二十二年九月一日内務省通発乙第一九九号) (各都道府県知事宛地方局長通牒)

特別投票用紙、同封筒は引換

爲し得るも再交付の請求を爲すを得ず

(1) 判決要旨 施行令第十四條(改正法六十六條)の法意たるや専ら選挙人に入選ならしめんが爲めに投票管理署及投票立会人をして名簿対照並に投票用紙の交付手続を監視せしむる趣旨に出でたるものと解するを相当とす(大九、民判例集二二五〇頁)

(2) 判決要旨 施行令第十四條(改正法八十六條)の法意たるや専ら選挙人に入選ならしめんが爲めに選挙人をして其氏名住所を自稱せしめ選挙人名簿に対照したる後投票用紙を交付すべきことを命じたるものなれば投票管理署及投票立会人の各自に於て選挙人を熟知し入選なきこと明白なる場合に於ては其者をして住所氏名を自稱せしむる手続を省略し投票用紙を交付するも同條の規定に違反したるものと謂うを得ざるものとす(大九、民判例集三五〇頁)

(3) 判決要旨 如上の場合に於て裁判所は手続を省略して投票用紙を交付したる者と然らざる者との氏名を一々明示せざるべからざるものに非ず(大九、民判例集三五〇頁)

(4) 判決要旨 施行令第十五條には選挙人にて投票用紙を汚損したるときは其引換を請求することを得と規定しあるも其引換を請求せざる場合の制裁に付ては何等の規定なきを以て其汚損したる投票用紙を用いて投票を爲すも投票手続に違法ありと謂うを得ざるものとす(大九、民判例集一九五五頁)

特別投票用紙封筒の引換と再交付
本條規定の意義
自稱手続省略
自稱手続省略
汚損用紙に依る投票

第六節 投票箱 (衆令二四、衆訓五、八) (参令一〇、参訓一、八) (自令五一、自訓七)

(一) 投票箱様式

一 投票箱に關する件 (大正九年三月一日衆地第四二二号) (参府院議員選法地方局長回答の内)

投票箱に付ては選挙人の増加に伴ひ其の容積に注意し現在の投票箱を其の能備用する場合は豫め破損の有無を檢し支障なきを期すること

二 投票箱様式に關する件 (大正十三年二月二十三日) (東京府知事宛地方局長回答)

問 投票箱に「かん」を附し持運に便せんとして右の様式となるや

答 投票箱様式は省令の定むる所に付是亦従来の例を踏襲せられ可然と存す

三 同上の件 (大正十五年十月十六日三批第五) (八号三重縣知事宛地方局長回答)

問 衆議院議員選挙に用ふる投票箱の様式は本年二月内務省令第四号を以て規定相成候処右様式中投票口の寸法二寸三分は豫言に應じ伸縮するも兼支無く候哉を如何分の御指示相煩度

答 同記の件十月二日批第三三六七号を以て御照会の如投票口の寸法を伸縮するは不可然と有之

四 同上の件 (大正十五年十月二十日批第九) (八号徳島縣知事宛地方局長回答)

衆議院議員選挙投票箱投票口は所定の寸法より増加することを得ず

五 同上の件 (大正十五年十一月二十七日批第四) (五三三号長崎縣知事宛地方局長回答)

標記様式に付ては本年内務省令第四号を以て御規定相成候処之が作製に付左記の通辨義相生じ候哉を如何分の御指示相煩度

問一 投票箱の大小は選挙人の多寡に應じ適宜作製し得る旨の規定なるか此の場合在來の選挙に鑑みるときは如何に比較的高くし横を狭く

檢 査

か ん

投票口の寸法

投票口の増加

大小、金属製、投票口の減

標記様式投票箱の用と選挙の効力

したる方投票上にも交通便上にも至極便利なりと認めらるるに付右の如く適宜に作製し差支なきや或は御規定の寸法に比例して作製せざるべからざるものなりや

二 投票箱は「アトメタル」にて作製せざるや「アトメタル」は別注添附の見本の通りのものに有之を木製に比較するに當り於て金屬なるを以て數倍堅牢なり且重量に於て又價格に於て木製と大差なく且銷蝕の破損等少きを以て至極便利なりと認め即ち凡そ一分内外なり

三 本年十月二十日内務省傳地第九八号を以て徳島縣知事宛の御回答に依れば投票口は所定の寸法を増加し得べからざる旨なるか之に反し所定の寸法より減するも不可然と有之や

地方局長回答 (大正十五年十一月二十) (七百四号地第五三三号)

十一月二十日十五號第八五三号を以て御照会相成候標記の件は左記の通に有之候

記

答一 前段御見込の通

二 従来の通木製とせられ度

三 投票口を所定の寸法より減するは衆議院議員選挙法施行規則様式の認むる所なるを以て別に支障なし

六 選挙規定に違反する選挙の効力に關する件 (大正六年四月二十一日) (關西縣知事宛地方局長回答)

問 本日衆議院議員選挙田方郡山田村投票所に於て縣より配付したる投票箱あるに拘らず不注意に依り村に備へ付けある他の選挙に用ゆる投票箱を使用したり其の投票箱は「重蓋」にして内外格別の鎖鑰を有し大體省令の形式を備ふるも外蓋には何等の文字記載なし右は選挙効力に影響なく法第四十四條(改正法は第三十七條)に依り更に投票を行ふの必要なしと認めらるるも爲念折返し御意見承知致度

答 御見込の通りと存す

投票所閉鎖の解

投票所閉鎖時刻
直前に到着不在投票

(二) 投票箱の閉鎖

（衆法三三）
（自法二八）
（自法二七）
（衆令二〇）
（自令五一）

一 投票箱閉鎖の解の件（昭和三年二月九日）
（地方官廳決定）

二 不在投票の受理方に関する件（昭和十二年四月十五日新地局）
（第五八号新選縣知事宛地方局長回答）

衆議院議員選挙法第三十二條の「投票所閉鎖」とは総ての投票口を閉鎖し投票を授入すること能はざるに至りたる場合と解すべきものよす
問 令第二十六條第一号又は第五号該当者が其の属する投票區以外の場所に於て不在投票を爲したる場合に於ては該特別投票管理者は之を其の選挙人の属する投票區の投票管理者に送致すべき規定に有之候処左記例示の如き場合に於ては何れの解釋によるべきに候哉同分の御回答相煩度
答 第一項後段御見込の通り存す

記

一 投票所が投票以外の場所に設けられ特別投票管理者が投票所を知ることを得ざりし爲（二町村の區域を教投票區に分劃せられたる場合に於て特に然りとす）不在投票を投票内投票管理者に宛て郵送し而も投票所閉鎖時刻間に到達したる場合令第三十二條第五項の解釋に於ては投票所に到達したる時刻に依るべきや
又は現実の投票所に到達したる時刻に依るべき義なりや（後段は在廳の町村吏員又は使丁をして直に投票管理者に送達せしめたるが如き場合なり）

二 若し前項前段の解釋に依るべきものとせば電信電話等の方法に依り之を投票管理者に通報する方法なきに於ては投票所閉鎖前に到達せざる場合あるべし斯る際は如何に取扱ふべきや
答 第一項後段御見込の通り存す

(三) 投票箱の送致

（衆法三五）
（自法二八）
（自法二七）

投票箱の保管

一 投票箱の保管に関する件

（明治三十五年四月十八日地審第六七号の内務府縣知事宛地方局長通牒）

イ 投票箱は取締上の必要ある場合と雖も投票管理者に送致する迄の間之を投票所外に轉送することを得ず
ロ 投票管理者が投票箱の送致を受けたるときは其の領箱も併せて保管するを要す

受領手続

二 選挙法施行令改正に関する件

（大正十五年二月十五日地審第七号の内各地方長官宛地方局長依命通牒）

十一 投票管理者に於て投票箱を受領する場合に於ては内蓋及外蓋の鑰は各其の之を送致したる者をして之を封筒に入れ封緘し封印を施さしめ其の表面に投票區名、内蓋の鑰又は外蓋の鑰の別、送致者名を記載せしめたる上之を受領し投票管理者は其の鑰確実に之を保管し開票所に於て投票箱を開く前開票立会人と共に封印を検したる上封筒を開披し鑰を取り出し投票箱を開く等保管に關し厳意に注意すること

領箱の取扱

三 領箱の取扱に關する件

（昭和三年一月三十一日）
（京府知事宛地方局長回答）

問 大正十五年二月十九日地審第七号地方局長依命通牒第十一項に依る投票箱領箱の封筒の封印は投票箱受領の際開票管理者の面前に於て封緘し封印を爲さしむべきや或は投票箱閉鎖の際直に封緘し封印の上送致せしむべきものなりや
答 投票箱閉鎖の際直に封緘し封印の上送致せしむべきものなりや

又該領箱入封筒の封印は投票箱を送致したる立会人のみにて可なるや或は投票立会人全部捺印することを得るも妨げなきや
答 投票箱を開票管理者に送致するに方内蓋及外蓋の鑰は之を送致したる者をして開票管理者の目前に於て封筒に入れ封緘し封印せしむるも又投票箱閉鎖の際一旦之を封筒に入れ封緘し立会人をして之に封印せしめ之を開票場に於て開披したる上更に開票管理者の面前に於て封筒に入れ封緘し封印せしむるも妨げなし

送致立会人数

四 投票箱送致立会人数限定の件

（昭和三年一月三十一日）
（京府知事宛地方局長回答）

問 投票立会人の数は便宜一人とすべく投票管理者に指示し差支なきや
答 投票管理者と共に投票箱を開票管理者に送致すべき投票立会人数を府縣知事か一人に限定すべき様投票管理者に命令するが如きは不可然

送致前投票函の集合保管

五 投票函の送致に関する件 (昭和十一年二月四日)
(大分縣知事旭地方局長電報回答)
問 投票区分別の町村に於て投票函を翌日送致の場合三夜便宜の爲一投票所に集合保管するは差支なきや
答 然るべからず

投票函の鉄道輸送

六 投票函の輸送に関する件 (昭和二年九月十三日)
(地裁乙第三五号地方局長投函)
(地裁乙第三五号地方局長投函)
(法第三十五條参照)
参考
追て貴管下私設鐵道等に対しては貴官に於て交渉を遂げられ送致上遺憾なきを期せられ度、

(甲号)

内務次官照会 (昭和二年九月二日新地第二七号)

衆議院議員及府縣會議員選挙に於ける投票函は公正法に依り選挙有権者の著しく増加せる爲其の容積も従來に比し勢い大を加うるに至り候
処御承知の通り投票函の送致は法律上投票管理者及同立会人の護送を要し隨て鐵道輸送の場合に於ては手荷物として運送を許さざる能に付
尙従前の通帯品として客車内に持込み得る様特別の御配慮相煩度

(乙号)

鉄道次官回答 (昭和二年九月六日通第一〇六一号)

本月二日附内務省榜地第二七号を以て御申出に依る衆議院議員及府縣會議員選挙に於ける投票函の客車内持込の儀は事實已むを得るに依り
付特に御申出の通取扱ふこととし左記に依り一般に通達致候

公報通帯欄掲載案

○投票函車内持込の件 (運輸局)

衆議院議員及府縣會議員選挙に於ける投票函は選挙法の改正に伴い有権者の著しく増加の爲其の容積は従來のものに比し増大するに至るべ

鐵道に依る送致

し然るに右投票函の送致は法律上投票管理者及同立会人の護送を要すべき特殊の事情ある爲之が送致に当りては特に旅客運帶中として客車
内に持込しめ得ることとなりたるに付注意を要す

七 投票函の鐵道に依る送致に関する件

(昭和三年二月十三日地裁乙
第四七号地方局長通函)

衆議院議員選挙の際に於ける投票函の鐵道に依る送致に付ては客車九月十三日地裁乙第三三五号通函の通達に於て手荷物として客車内
に持込み得べき投票函可相成候処若し投票函の容積大にして一般客車に持込むこと不可能なるものあらば、貴官又は当該投票管理者に於
て關係局長と協議を遂げ置かれ候様致度

追て貴管下私設鐵道等に在りては貴官に於て交渉を遂げられ送致上遺憾なきを期せられ度

本條規定違反と
投票の効力

(1) 判決要旨 法第四十二條は閉鎖したる投票函及び其内容に送致の途中異変を生ずるが如き事故の発生を予防せんが爲めに特に送致の
方法を厳重にしたるものに外ならざれば其規定に違背し送致の途中一時投票管理者及び立会人の管理を離脱したるの一事を以て当然其
投票函在中の投票を無効とし又は之に異変を生じたるものと看做すべき法意に非ず(六七、七民)

(2) 判決要旨 投票函送致の途中一時管理を離脱したるものが爲めに其投票函の外部及び内部に何等の異変を生じたることなき事明白
なる場合に於ては其投票函在中の投票全部に異変なきものと認むるを相当とす從て其投票の計算点檢は投票函の送致方法に如上の違法
なき場合と同一に爲すべきものとす(六七、七民)

(3) 判決要旨 投票立会人の刑法上の責任、衆議院議員選挙の投票立会人は衆議院議員選挙法の規定により投票管理者と共に投票録に署名
して之を閉鎖管理者に送致すべき義務を有し其署名は投票録作成の一要件にして但し投票の結果を報告するものとす故に其刑法上の責任に於て投票管理者と異なる所なし(明四二、刑判例集三〇頁)

第七節 投票の行使

(一) 投票

票

(衆法二八、衆令二〇)
(自法三三、自令五一)

立会人の刑法上
責任

用紙交付前誤つて入場券を再投票せし者の再投票

投票調査書の作製可否

名簿欄外に符号を附する可否

宣言の場合の署名

署名不能者の取扱

一 誤つて入場券に依り投票したる者の再投票 (昭和二年八月十五日地裁第一九七号の内各地方長官官制地方局長通牒)

問 投票者が誤つて投票用紙交付前に入場券に候補者氏名を記載し投函したる旨申立て其の事実を確證し得る場合は投票用紙を交付し投票せしめ得るや又は投票を終りたるものと認め投票せしむるを得ざるや

答 投票せしむることを得ず

二 投票調査書を設くるの件 (大正九年三月十日三重縣知事宛地方局長回書)

問 投票調査書の結果投票所に於ては單に選挙人名簿と対照するのみにして二重投票を防止し又は後日何人が投票を爲したるかを知るの資料を缺くを以て投票所に於ては投票を爲したる選挙人を知るに足るべき適當の方法を採るの必要あり本縣に於ては從來縣會議員選挙に当り投票管理員をして投票調査書を設けしめ選挙投票の落否を記入せしめ居りり選挙管理員選挙に付ても之を做はしめたまし見込に有之候処右に轉し他に適當の方法有之候はば御指示ありたし

答 御見込の通り御取相可然

三 対照の場合名簿に符号を附するの件 (昭和二年八月十五日地裁第一九七号の内各地方長官官制地方局長通牒)

問 投票用紙交付の際選挙人名簿欄外に選挙の符号を附するも差支なきや

答 差支なしと存するも、之が爲名簿汚損せざる様注意を要すべし

四 本人なる旨の宣言に関する件

問 法第三十四條(改正法は第二十五條)第二項本人なる旨の宣言は施行令第十七條(改正施行令は第十九條)に依り投票所の事務に従事する者をして登記せしめ選挙人をして之に署名捺印(改正施行令は署名)せしむるものなるも選挙人に於て自ら其の署名を爲し能はざるときは投票所事務に従事する者に於て選挙人の氏名も代筆するも差支無之候哉若し代書し得ざるものとするれば如何に処理可然哉(明治三十五年五月十七日熊本縣知事)

答 投票所の事務に従事する者に於て適宜宣言に附筆を貼附して其の者の氏名並其の旨を記載し宣言書に捺印せしむるか又は自ら

署名の筆跡

名刺提出

署名不能者の取扱

署名不能者と投票

に捺印せしむるは適宜なるも宣言書を代書するは不可然と存す(明治三十五年五月三十一日縣治局長)

問 署名にして筆跡を以て宣言を爲したるものは宣言書を作るも自己の名刺を出し示したるもの如きは宣言を爲したるものと認め得ざるものなるや(明治三十五年六月十日鹿島縣知事)

答 御見込の通り(明治三十五年六月十二日縣治局長)

問 法第三十四條(改正法は第二十五條)施行令第十七條(改正施行令は第十九條)宣言書に對し選挙人に於て署名すること能はざるも宣言其のものの実体に關係なきを以て其の宣言書には單に捺印のみを爲さしめ投票事務員に於て適宜に附筆を貼附し其者の氏名並其の旨を記載し置くときは命令に趣くも其の宣言書は効力を有するものなりや(明治三十五年六月十日鹿島縣知事)

答 御見込の通り(明治三十五年六月十二日縣治局長)

問 衆議院議員選挙法第三十四條(改正法は第二十五條)第二項に依り本人なる旨の宣言を爲さしむる場合に於ては施行令第十七條(改正施行令は第十九條)に依り宣言書を作製し之に署名せしむべき條に有之候處該署名を實際に爲し得ざる者の如きは捺印を爲さしむるを得ざるや將た又其の宣言を確実と認めらるるに於ては投票所の事務に従事する者をして其の事由及氏名を記載し適宜符號を貼附し置き投票せしむるも差支無之哉(大正九年四月二十日神奈川縣知事宛)

答 右は後段御見込の如く取扱可然候(大正九年四月二十六日地方局長)

追て氏名は適宜符號に記載するは可なるも本人の署名に代へ宣言書に記載するが如きは不可然議に付爲念申添候

五 投票記載に関する件 (昭二一、三、一地裁第六四号 各地方長官宛地方局長通牒の内)

今次総選挙に際りては新有権者の激増に鑑み選挙啓蒙上種々御配慮のことと存候も猶左記事項御留意相成度

記

同一選挙区に於て同姓同名の候補者ある場合投票には党派名、党派名同じときは職業等を記入する様指導すること(但し本件は事実問題殆生後は積極的指導を行はざること)

(一) 判決要旨 縦令甲地の選挙人をして乙地の投票所に於て投票を爲さしめたる事実ありとするも此事實は單に其選挙人の投票を無効な

投票所を誤り投票したる場合の投票の効力

らしむる理由たるに止まり奉り他の選挙の自由公正を害するものに非ざれば其他の投票までも無効ならしむるものに非ず(六六、民判例集一九三二頁)

(二) 投票行使者

(衆法二八九、自法三七八)

一 市町村の区域を分ちて数投票区を設けたる場合の投票に関する件 (昭和二年七月十五日) (内務省省議決定) 市町村の区域を分ちて数投票区を設けたる場合に於て誤て其の關せざる投票区の名簿に登録したる場合に於ては該選挙人は名簿に登録せられたる投票区に於て投票を爲すことを得るものよし

二 市制第二十一條第十二項の疑義に関する件 (大正十五年七月十三日) (大阪府知事宛地方局長回答)

問 市会議員の選挙に於て選挙人名簿に関する異議申立に對し爲したる市会決定が名簿確定後確定したる場合に於て選挙人名簿に登録せらるべき確定決定書所持し選挙の当日選挙会場に到る者は選挙に參與することを得るか
答 選挙に參與することを得る疑い存候

三 名簿登録決定通知書所持者の選挙行使 (昭和三年二月九日) (大阪府知事宛地方局長回答)

問 衆議院議員選挙人名簿登録の申立を正当なりと決定し其の旨告示すると共に本人に通知したるも誤て法定期間内に名簿の修正を洩せり然るに其の者は選挙当日其の通知書を提示したるときは選挙権を行使せしめ得るか
答 速かに名簿を修正せしめられ度

四 誤て抹消したる名簿登録者 (昭和三年一月三十一日) (佐賀県知事宛地方局長回答)

問 昭和二年九月十五日現在に依り開選したる衆議院議員選挙人名簿に登録せられたる選挙人にして九月十六日以後死亡し又は他の市町村に轉居したる爲町村長に於て誤て之を抹消したるとき

数投票区を設けたる場合名簿に登録せられたる投票区に於ける投票の可否

名簿登録決定決定書所持者の投票権

名簿登録決定通知書所持者の投票権

誤て抹消したる名簿登録者

名簿に氏名を記載者の投票
名簿を備へ置き記載する投票

自書の懸置

自書使用の投票

自書使用の投票

(イ) 選挙開始後名簿確定前に於て抹消したるものは法第百二條第一項第一号(選挙運動費用計算)の規定に依る「名簿確定の日」に於て之に記載せられたる者の総数に算入せず(従て選挙権の行使を爲すことを得ざる)

(ロ) 名簿確定後に於て抹消したるものは之を抹消し認めずして法第百二條第一項第一号の規定に依る「総数」に算入し選挙権の行使を爲すことを得ざる

答 総て総数に算入し選挙権を行使し得べし(法第百二條参照)

(一) 判決要旨 衆議院議員の選挙人名簿に選挙人の氏名を記載したる場合と雖も該選挙人は名簿に登録せられざる者に非ざるを以て其投票は有効なりとす(三九、民判例集二八六頁)

一 名刺を傍に置き記載する投票に関する件 (明治三十五年四月十八日) (地裁第六七号) (内各地方長官宛地方局長通牒)

被選挙人の氏名を投票用紙の下に入れ書きし又は地をなすより被選挙人の氏名を書し出す者の如きは自ら被選挙人の氏名を書する能はざる者との認め投票をなしむることを得ず、尤も並に記號を記載するため被選挙人の名刺を傍に置き投票を記載する者の如きは自ら被選挙人の氏名を書する能はざる者と認むることを得ず

(三) 自 書

(衆法三三七、自法三七)

(一) 判決要旨 法第百二十六條に於て選挙人は自ら被選挙人の氏名を記載しと稱ひ又同條百二十八條に於て自ら被選挙人の氏名を書するべしとすは選挙人が被選挙人の氏名を記載すべき文字を記載し筆力を以て之を投票用紙に記載するの義なれば筆を他の書具の型内に託して被選挙人の氏名の文字を表現せしむる場合の如きは之に包含せざるものよし(六五、民判例集三七五頁)

(二) 判決要旨 法第百二十六條第一項に所稱自ら被選挙人の氏名を記載すとは自筆にて書するの義なれば地を用ひて被選挙人の氏名を記したる投票は無効なり(六五、民判例集一四八九頁)

(三) 判決要旨 型に選挙人又は地を託して被選挙人の氏名を表現せしむる投票は法第百二十六條第一項の規定に適合せるものにして無効たるを免れず(六九、民判例集一六六一頁)

独力に依らざる投票
型紙使用者の投票

型紙使用と自書不能

環境と自書

自書違反行為

氏名に假名文字附したる投票

氏名の方を記し投票

(4) 判決要旨 法第三十六條第一項は選挙人をして自己の自由なる手跡に依り独力を以て被選挙人の氏名を投票用紙に記載せしむるの趣旨にして此の規定に依らざる投票は法第五十八條第一項第六号に依り無効なりとす(大九、民判例集一六六一頁)

(5) 判決要旨 選挙人が筆を紙型切抜の輪廓内に託して被選挙人の氏名の文字を表現せしめたる投票は法第三十八條第二項に依り投票を爲すことを得ざる者の爲したる投票にして有効なるべき理由なければ法令法第五十八條に規定せる無効の場合に該当せずと雖も亦之を無効と爲すべきものとす(大五、民判例集三七五頁)

(6) 判決要旨 選挙人が型を用ひて被選挙人の氏名を投票に記したれば直に被選挙人の氏名を書きすること能はざる者と認断するを得ず(大五、民判例集一四八九頁)

(7) 判決要旨 法第三十八條第二項は秘密選挙の主義を貫徹するが爲め選挙人自ら被選挙人の氏名を書して投票をす可く他人の代書を書きしるる趣旨に出でたるに過ぎざれば如上の行為ありたるが爲め偶々横柄に依り被選挙人の氏名を自書することを得るを生ずる虞あればとて該條に適用するものに非ず(第八十二條参照)(大六、民判例集一三三七頁)

(8) 判決要旨 衆議院議員の選挙有権者にして選挙人名簿に登録せられたる以上は離しや法第三十八條第二項の規定に違反せる行為ありとすも法第九十八條の罪を構成すべきものに非ず(明四三、民判例集一〇九五頁)

(四) 氏名の記載

衆法二七
自法三三

(1) 判決要旨 法第三十六條第一項は被選挙人の氏名を記載するは單一なるを以て足り重複せしむるを要せざる趣旨なりと解すべきを以て特に其記載したる被選挙人の氏名を明瞭ならしむる爲め若くは其記載の趣旨あらんことを隨り其氏名に假名文字を附する等の場合に於ては之を無効と爲すべきに非ざるも或事柄を暗示する爲め其氏名を並記するが如きは之を兼じたるものとす(大九、民判例集一九五五頁)

(2) 判決要旨 法第三十六條は選挙人は投票用紙に被選挙人の氏名を記載すべき旨規定するを以て投票用紙に氏名を記載することなく單に氏又は名の方のみを記載したるときは其投票に因りては被選挙人の何人たるやを確知し得ざる無効の投票なりとす(大一〇、民判例集一一八一頁)

氏名の方を記し投票

宣告を取消されたる選挙権者の投票権

復権せしめられたる投票権

選挙に因る裁判権者の投票権

(3) 判決要旨 被選挙人の氏及名を記載せる投票は当然無効にあらず(大一一四、民判例集三三三頁)

(五) 名簿登録者にして投票をなし得ない者

衆法三二八
自法三七

一 宣告を取消されたる選挙権者に關する件

明治三十五年五月
内務省官廳決定

選挙人名簿開閉後治産者又は選挙権者たるの宣告を受けたるもの選挙当日迄はその宣告を取消されるときは選挙を行うことを得るものとす

二 名簿登録者失職し復権の場合投票権行使の件

昭和二年八月十五日地裁第一九七
号の内各地方長官宛地方局長回答

問 確定名簿に登録せられたる選挙権者にしてその後法第六條各号の一に該当するに至りたるものありとすも該名簿置置期間中に復権或は缺格事実なきに至りたる場合は該名簿使用の選挙の場合その者をして選挙権を行使せしむること選管無之や

答 差支なしと存す

問 名簿登録者にして法第七條第二項に該当したる爲一時的選挙権を失いたる者名簿有効期間内に該規定に該当せざるに至りたる者は投票を爲すことを得るや

答 投票を爲し得るものと存す

三 選挙法第二十條第四の解釋

昭和三年二月九日地裁第四三
号の内各地方長官宛地方局長回答

問 定年三月期後地方の職に因り任職を失ひ一時他町村に避難し九月十五日選挙人名簿開閉日においては未だ復権せざりしもその村に居住の職を離脱するものと規定に因り選挙人名簿に登録せられその後既に住家を建築し復権せしめると未だ建築準備中にして復権せしめるとあり、右は法第三十條開閉に該当するや

答 該当せず

補充名簿に登録すべき基本名簿に署名者

四 誤りて基本名簿に登録せられたる故を以て補充名簿に登録せられざりし者の投票権 (昭和十四年九月二十一日議決) (岡崎知事宛地方局長回答)

問 署名中に基本名簿に登録し得ざる者を含むて登録し、その後召集解除となりたるも基本名簿に登録し得ざるの故を以て補充名簿に登録せず、選挙申立期間を経過せるものあり、右は假令基本名簿に登録ありと雖も誤謬なるに依り投票を爲し得ざるものと認むるも昭和十一年六月八日地発第一七二号通牒の次第も有之則か疑義あり折返し御指示を乞う

答 御見込の通

第八節 点字投票 (衆法二八、衆令二二、衆訓四、自法三三、自令三二、自訓三)

点字假投票氏名自筆後投票封入

一 点字假投票に関する件 (大正十五年十一月十六日地地第五) (三野廣知事宛地方局長回答)

問 点字に依る假投票を爲す場合に於ては封筒を封入して之を封筒に入れ封緘し表面に自らその氏名を記載し封固せしむべき規定に有之候へ共この場合に於て投票を封入してその表面に氏名を記載するには封筒の裏面より点字を以て点出するの必要有之斯くては封入の投票を更に点出する爲被選挙人(候補者)の何人たるやを確知し難き場合を生ずる虞有之候に付本件の如き際は従来実例の通り選挙人自ら氏名を封筒に記載すること能はざるものとして投票事務に従事する者に於て適宜封筒に附箋を貼附しその氏名及びその旨を記載し置くこと取扱可然哉御省の御意承知致度

答 十月二十二日五地第六三八一号御照会記載の件右は投票の封入前点字を用いて封筒の表面に自ら其の氏名を記載せしめたる後投票を封入せしめられるべき義と存候條御了知相成度

盲人に非ざる者の点字投票の拒否

二 点字投票に関する件 (昭和二年八月十五日地地第一九七号の内) (一審決定) (各地方長官宛地方局長通牒)

問 改正衆議院議員選挙法第二十八條に「投票に関する記載に付ては効力を以て定む点字は之を文字と看做す」旨の規定あり、又同施行令第二十一條には「盲人が投票に関する記載に用いることを得る点字は別表を以て之を定む」と規定あるを以て選挙の当日投票所に於て盲人に非ざる者より点字投票を爲すべき旨の申立ありたる場合に於ては投票管理者は盲人に非ざるの故を以て之を拒絶し得るものと存す

るも如何、若し之を拒絶し得るもの上せば拒絶せられたる選挙人が普通の投票用紙に点字を以て記載したる投票は無効なりや

答 点字投票は盲人のみに許されたる特別の制度なるを以て、問合せの如き場合に於ては無効拒絶すべきものなり(尤も拒絶の場合には投票管理者は立会人の意見を聴き之を決すべく且拒絶に対し本人又は立会人に於て異議あるときは別に投票を爲さしむべきものなり)、随て普通の投票用紙に点字を以て記載したる投票勿論は無効なり

三 点字に依る假投票の封筒に記載すべき文字(同上)

問 選挙法施行令第二十一條第三項に依り点字に依る投票の拒否の決定に対し假投票を爲す場合の封筒の表面に記載すべき選挙人の氏名は投票と同様点字を以て記載せしむべきものと解し然るや

答 点字たるは普通文字たるに何れにても差支なき義と存す

四 点字投票印押捺漏の假投票 (昭和二年九月二十三日和地第七五) (三野廣知事宛地方局長回答)

問 假投票の封筒に投票所印押捺漏れあるも受理すべき取扱なりと認む、然るときは封筒に点字投票印押捺漏れの場合も亦受理すべきものと解し可然乎

答 御見込の通り

五 誤て假投票用封筒に入れたる点字投票 (昭和二年九月二十九日長) (野廣知事宛地方局長回答)

問 投票管理者が盲人に対し点字投票なる印を押捺したる投票用紙の外題で假投票用紙封筒を交付したる爲右封筒に入れ投票したるときは假投票と看做すべきや、又は無効なりや、若し無効とせば併せて其の根拠指示を乞ふ

答 明かに誤て封筒を交付したるが爲に入れたる投票なること投票録等に依り証明せられ開票管理者に於て之を認定するに於ては普通の点字投票と見ざるを適當と存す

六 点字投票の假投票審査に関する件通牒 (昭和二年九月三十日) (熊地第七五号)

問 点字投票の假投票に付審査会に於ては選挙人の選挙権の有無に關しては審査決定することを得ざるものと存するも如何

假投票封筒記載氏名の文字

封筒に点字投票印押捺漏の假投票

假投票封筒封入の点字投票

点字假投票と選挙権の有無の審査

答 御見込の通り

七 盲人に対し誤て普通投票用紙を交付したる場合 (昭和二年十月十四日閣議) 昭知事宛地方局長回答

投票用紙に点字投票印なき点字投票

問 盲人が点字投票を爲すに際し投票管理者が誤て投票用紙に点字投票なる旨の印を捺捺せずして交付し別に假投票用封筒に点字投票なる旨の印を捺捺して納へたるより盲人が投票用紙に点字にて候補者の氏名を記し封筒に入れ記名して納せる投票の効力は開封せずして誤すべきも又は開封して成規の用紙を用ひざるものとして其に無効と解すべきや

答 投票録等に依り投票管理者が誤て封筒を交付したるが爲封筒に入れたるものなること確認せらるるに於ては後段御見込の通り

八 点字投票をする技術を得ていない盲人の投票 (昭和二年十一月二十九日地務第七第八八) 昭各都道府県知事宛地方局長回答の内

問 (一) 点字投票をする技術を得ていない盲人は地方自治法第三十七條に於て準用する衆議院議員選挙法第三十條第二項の「自ら購置候補者の氏名を製すること能はざる者」に該当するか

(二) 前項の者は代理投票ができるか

答 (一) 所問の者でも一般文字により自ら投票しようとする候補者の氏名を自書する能力がある者は、選挙法第三十條第二項に該当しない (二) 御見込の通り

第九節 不在投票

衆法三三
自法二四八

(一) 不在投票事由

衆令二六
自令三五

一 地方自治法の施行に関する件

(昭和二十二年五月三日内務省第一二) 一 号都道府県知事宛地方局長回答の内

三、投票、開票及び開票会に関する事項

2、選挙の重要性を鑑み、選挙権を尊重し且つ選挙の民衆化を徹底するため、不在者投票の制度が、根本的に改正せられることになった

不在投票事由の
期限

が、その主要な事項は、概ね左の通りであること

イ 不在者投票の事由は、施行令第三十五條第一号乃至第三号に定めることと擴大されたこと

ロ 不在者投票は、すべての事由を通じて、選挙の期日の告示のあつた日から選挙の期日の前日までこれを行うことができること

ハ 不在者投票は、やむを得ない用務又は事務に因り、選挙人がその属する選挙区の在る都市の区域外に旅行中又は滞在中である場合は、その地において、疾病、負傷、妊娠等のため投票所に行くことができないときは、病院又は自宅等においてこれを行うことができること

ニ 不在投票の管理者は、不在者投票の實際に鑑み、市町村の選挙管理委員会の委員長を以てこれに充てることができることとなつたこと

ホ 施行令第三十五條第二号及び第三号の事由に因る不在者投票の方法として、投票を郵送することができることとされたこと

二 不在投票に関する件 (昭和九年一月十三日閣議第三) 昭各都道府県知事宛地方局長回答

問 移動検査係として(朝鮮支那)等を航行する船舶内に勤務する常況にある警察官にして船内勤務中たるべき者は不在投票を許すべきものにあらずと存するも念御意見を承知致度

答 右は勤務の常況に依るものなるを以て施行令第二十六條第一号又は第二号該当の船舶に勤務するの常況に在りと認めらるるに於ては不在投票を爲し得る義と存す

三 「アグリ船漁業」に従事者と不在投票の件 (昭和三年二月十五日地局第一) 昭各都道府県知事宛地方局長回答

問 「アグリ船漁業」は機械船(艀に運轉手等数名乗船)を用ひ二艘以上の漁撈船(業務主及漁夫乗船)を牽引し各船不分離一体の状況に於て漁業に従事するを通例とする場合機械船は五噸以上にして漁撈船は五噸以下なるに於ては本漁業の性質上全部を一体と看做し全部の乗務員を令第二十六條第二号該当と見るべきや又は是を分離し五噸以上の船舶乗務員のみを第二号該当と見るべきや

答 後段御見込の通りと存す

四 小舟漁船に乘込む船員と不在投票の件 (昭和三年二月十五日兵地局第四七) 昭各都道府県知事宛地方局長回答

(イ) 大型船舶
航行船舶内服
務の警察官

(ロ) 小型船舶
乗員
アグリ船漁業
の五噸以上の
機械船と五噸
以下の漁撈船

職に止まる選挙事務担当

十二 選挙に關係ある職務に従事する者(同上)

問 選挙に際し職に止まり選挙に關する各職の職務又は選挙報告等の職務を爲す者の如きは本條第四号の選挙に關係ある職務に従事する者に包含するものと解し可然哉

答 御見込の通

選挙事務に従事する職員

問 本條第四号に所謂選挙事務に關係ある職務に従事する者の中には選挙事務に従事することを命ぜられたる職員をも包含するものと解し可然哉

答 御見込の通

選挙運動に従事する者

問 本條第四号中「其の他選挙に關係ある職務に従事する者」には職員候補者又は選挙事務局長選挙運動に従事する者は之に包含せざるものと原料するも如何

答 御見込の通

選挙取締警察官

十三 選挙取締事務に従事する警察官吏の不在投票に關する件 (昭和十一年二月四日警察第九号東京府知事宛電報、地方自治局長通牒)

自己の屬する投票区域外の巡査派出所又は駐在所に於て勤務し選挙の取締に従事する警察官吏並に投票当日自己の投票区域外に於て選挙取締事務に従事する警察官吏にして選挙の当日其の所属投票区域に於て投票を爲す能はざる者は衆議院議員選挙法施行令第二十六條第四号に依り不在投票を爲し得る應に付念給

十四 毎日通勤者と不在投票 (昭和十年五月二日第地第三五号各地方官公署地方自治課の内)

問 本條第七号中には其の屬する投票区域所在の郡市外に毎日通勤するを例とする官公吏職員又は労働者等は包含せざるものと原料するも如何

答 御見込の通

十人以上出張官吏

十五 十人以上他郡市に出張する官公吏(同上)

問 本條第七号中には「引続き十人以上...」從事するを例とする者「即ち行商出張等通例十人以上を投票区域所在外の郡市に於て從事するを如何

十人以上業務従事者

例とする者を指稱するは勿論なるも官吏の如く(公吏共)其の身分關係に於て命令に依り期間の長短を問はず出張する者の如きは所謂「例とする者」に該當し選挙の期日に於て職務(又は業務)に従事するに於ては之を該當するものとして取扱ふべきものなりや

杜氏食男

十六 十人以上業務に従事する常例者(同上)

問 本條第七号引続き十人以上職務又は業務に従事するを例とする者には左の如きものは該當するや

イ 選挙に従事する者毎年一回選挙又は選挙以外(例へば酒造業の杜氏食男)に關聯せらるる者の如き)の職業に引続き十人以上に従事する者

ロ 前号の者候補選挙を行ふ年の前年には其の例を破りたるも選挙の年には復活したる者

ハ 本年始めて第一号の選挙を生し爾今之を例とするの状況に在る者

ニ 投票区域所在の郡市以外に居住を移したる者其の居住を移したる郡市内又は郡市外の他町村に於て十人以上引続き業務に従事するを例とする者は第七号に依るも第八号に依るも適宜なりや

十七 独立營業者と不在投票(同上)

問 他郡市に十人以上前在の事業あるも他人との關係關係なく自ら營業を爲すもの如きは第七号規定の事由に該當せざるや若し該當するものとせば令第二十八條の証明書は業務主として自ら証明を爲すへまものなりや

答 前段該當す後段御見込の通

毎日日公休日需省者

十八 毎日日公休日に備するを例とする者と不在投票(同上)

問 本條第七号に該當する者は如も引続き十人以上投票区域所在の郡市外に於て職務又は業務に従事することを例とするものなるに於ては時に日曜日又は公休日に備する者は勿論毎日日曜日又は公休日に備するを例とする者をも包含する應と解し可然哉

車輛運轉材料の
配給車乗務員

十九 不在投票に關する件 (昭和五年一月十四日秋田第一四号)

別紙秋田縣知事照會案の件に付左記の通知及回答條條爲念

問 管下南秋田郡土崎藩前所在仙台鐵道局土崎工場に於て同局管内全部に亘り車輛運轉材料配給の爲運轉する配給車に乗務し一人づつ四日の行程にて管内を一周し席場後九日間は工場に在りて配給用務を處理し更に再び前述の行程にて乘務する(左記配給の通)工場工手(同工場にて之を配給係と謂ふ)七名あり右は衆議院議員選挙法施行令第二十六條第三号に該当する者として取扱可然哉

答 例

一 同工場配給係員は七名あり

七名は左の順序にて一人づつ配給車に乗務し土崎を出発す、先づ

(イ) 甲は土崎工場を二月一日より列車にて乘務し当日に郡山迄二日は郡山より仙台迄三日仙台より既内迄四日は即ち二月四日既内より土崎工場に歸る

(ロ) 乙は土崎工場を二月二日甲の行程を逆にして乘車し四日即ち二月五日郡山より土崎工場に歸る

(ハ) 二月三日は配給車は出発せず

(ニ) 丙は二月四日甲の例に依り乘車出発し四日即ち二月七日歸る

(ホ) 丁は二月五日乙の例に依り乘車出発し四日即ち二月八日歸る

(ヘ) 二月六日は(ハ)同様配給車は出発せず

二 右の如くにして七名の者は順次交替して乘務す

三 故に甲は二月一日より四日間乘務し二月五日より十三日まで九日間は同工場にて配給用務を處理し次の順番に當り二月十四日より再び四日間乘務することとなる

四 即ち各人は十三日間に四日の割合を以て乘務するものにして二箇年二十八回乘務日數合計百二十日となり常に三名は乘務中にあるものとす

五 此の種の配給は東京鐵道局管内に於て同局大宮工場に於て爲し居る由なり

答 十日照会不在投票の件は選挙当日乗務中の者に限り不在投票を爲し得る議と存す

二十 棄権に従事する者の不在投票に關する件 (昭和二十一年四月九日秋田縣内務部長官行政課長回答)

問 不在投票に關し投票其の他家事に従事する妻子女の場合も家事に従事する者と認め可然や又世帯主が無業なる場合家事従事中の妻子女は如何とす

答 雇用の件家事其の他家事に従事する妻子女も家事に従事すと認めらるゝ限り不在投票を爲し得る議と存す

世帯主が無業なる場合は本人が証明書を提出する外なきものと存す

二十一 衆議院議員選挙に當り不在投票の取扱に關する件 (昭二一、二、二二 神奈川縣内務部長官行政課長回答)

問 衆議院議員選挙法第三十三條の規定に基き同法施行令第二十六條第一項第六号の事由に該当する者の不在投票に關しては同令第二十八條第一項第六号に依り其の都市外に於て現に居住する他の市町村長の証明書及職務又は業務に従事中なるべき旨の所屬官公署、議会の長又は業務主の証明書を提出するを必須條件とし其の何れかを缺くるに於ては投票は指台すべき議と存すも今回執行されるべき衆議院議員選挙に當りては都市内或は被災等の爲に居住を移轉したるもの相当数に上るべく而も現下の社会状態に鑑み必ずしも一定の業務又は職務を有する上は断じ得ず自給人に対する選挙権附與の次第も有之從つて住居に關する証明書は提出し得るとするも職務又は業務に従事中なるべき旨の証明書は提出し得ざる向も多かるべく今回選挙法改正の趣旨に鑑み住居に關する証明書のみにて不在投票を爲すことを得るとするを適當と照料せらるゝもこれが取扱に付何分の御回答相煩度

答 二月二十四日附照会に係る種別の件衆議院議員選挙法施行令第二十六條第六号の職務又は業務とは無業、轉地療養、避居、神社参拜等のものを除外し有も職務又は業務に従事中のものは一切之を包含するものなるを以て妻子等にして家族に従事する者又は學業に従事する者等に在りても不在投票を爲し得るものとすこれが取扱は左記に依り取扱う様御指相相成度

記

二十 棄権に従事する者の不在投票に關する件 (昭二一、二、二二 神奈川縣内務部長官行政課長回答)

住所を移した者

(ロ) 学生等に対しては当該学校長の学業に従事たる旨の証明書を添す

二十二 住所を移した者不在投票 (昭和十六年十一月十九日富山)

(昭和十六年十一月十九日富山)

問 衆議院議員選挙法施行令第二十六條第八号(改正法は第六号)の規定は各選挙区日後所屬選挙区所在の郡市外に住所を移したる者は假令一日にても其所屬選挙区所在の郡市外に於て職務又は業務に従事すれば其の適用を受くるものなりや
答 其の事由に依り選挙の当日自ら其の屬する投票所に到り投票を爲し能はざるに於ては御見込の通

二十三 職務又は業務の範囲 (昭和十六年十一月十九日富山)

(昭和十六年十一月十九日富山)

問 衆議院議員選挙法施行令第二十六條第七号(改正法は第五号)又は第八号(改正法は第六号)に職務又は業務に従事するべき制限を設けたるは無業、陣地、農務、遊藝、遊覽、神社参拜等のものを除外するものにして苟も職務に従事する者は一切を包含する精神なりや
答 御見込の通

二十四 不在投票受理に関する件 (昭和十七年四月三十日福岡)

(昭和十七年四月三十日福岡)

問 東京に轉任を命ぜられたる者二十九日出発の爲投票の当日投票を爲す能はざるに因り轉任したること及び業務の爲二十九日出発を要することの業務主の証明書のみを以て不在投票を行したり、住所を移したることに付ては住所地の市町村長の証明書を必要とするも右の如く未だ住所を定むるに至らざる情況に在り、此の場合令第二十六條第八号(改正法は第六号)に該当するや、右行爲たる不在投票は受理することを得るや御見込の通
答 本日既照不在投票に関する件受理すべきものと存す

二十五 船員の別投票に関する件 (昭和二十一年三月十八日地発乙第)

(昭和二十一年三月十八日地発乙第)

終局後復員或は軍用物資搬送等の専断に對し且下米利加より賃與を受けたる船舶に乘組み並航に従事する船員等にして衆議院議員選挙有権者相当多数有之候他右に該船舶の所有權が米利加にあるのみにして之が船長等は事實上日本船舶と同様に扱われ又之に乗

職務又は業務の範囲

轉任者

米國より賃與を受けた船舶の乗組員

組める船長以下船員等の取扱においても船員法及び船舶職員法の適用を受くる者に準じ居るものなるに付本件に付ては衆議院議員選挙法施行令第二十六條第一号に依り特別投票を爲し得るものと解し管下市町村長に對し之が取扱に關し左記事項示達の上遺漏なきよう急速措置相成度

記

一、該船舶名及び船番号別紙の通す(略)

二、衆議院議員選挙法施行令第二十八條第一項第一号の規定に依り投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を爲す場合に提出すべき証明書は船長に於いて所定の様式に依り発行するも船舶名無きものに於ては船舶名に代つるに船番号のみを以てすることあること

二十六 船員の特別投票に関する件 (昭和二十二年三月十一日内地發地発乙)

(昭和二十二年三月十一日内地發地発乙)

米利加より賃與を受けた船舶に乘組み復員或は軍用物資の輸送等の業務に従事する船員等の衆議院議員の選挙における特別投票については、昨年三月十八日附地発乙第九十九号にて通知した通りであるが、衆議院議員並に都道府縣及び市区町村その他これに準ずるもの議会の議員及び長の選挙に際しても衆議院議員選挙法施行令第十條、東京都制施行令第二十三條第一項第一号、道府縣制施行令第十六條の第二項第一号、市町村制施行令第二十二條第一項第一号により、衆議院議員の選挙の場合と同様特別投票をなしうるものにつき、この旨管下各選挙管理委員会長に傳せられた

(二) 不在投票用紙及び封筒の請求並にこれに伴う申立 (衆令二七、二八)

(衆令二七、二八)

(自令三六、三七)

一 施行令第二十七條選挙の期日の件 (昭和二年八月十五日地発乙第)

(昭和二年八月十五日地発乙第)

問 選挙法第三十六條に依り投票の期日を定めたるときは施行令第二十七條の選挙の期日とは右期日を指稱する義なりや
答 不在投票用紙等の交付の請求を爲すことを得る期間の始期たる選挙期日の公布又は告示云々と規定せられたる選挙の期日とは一般の投票の期日の義にしてその期間の終期たる選挙の期日と規定せられたる選挙の期日とは御見込の通り

不在投票の場合の選挙期日

方町村長へ特別
投票用紙を送付
する時

二 不在者投票用紙の送付方(同上)

問 衆議院議員選挙法第三十三條の規定に依る所開不在者投票を爲す場合においてその事由の如何に依り選挙期日の公布又は告示ありたる日より投票用紙及び投票用封筒を投票管理者に請求し得るを以て選挙期日の公布又は告示ありたる後において何等の用紙類を購より各投票管理者に送付するにおいては請求ありたる日に交付し得ざる場合を生じその結果として投票を爲し得ざるに至るべきを以て右に備うる爲常時一定数量の投票用紙を市町村長に保管せしめ置き差支なしと思惟するも如何
答 當時保管せしむることは許けるを可とする

問 合第二十七條に依り投票管理者に對し請求する不在者の投票用紙及び投票用封筒は選挙の期日の公布又は告示ありたる日より之が請求を爲し得るものなるを以て投票用紙及び投票用封筒は速くとも選挙の期日の公布又は告示の日迄に市町村長に交付し置くべきものの如く解せらるるも実際においては右様の取扱は困難なるに付選挙の期日の公布又は告示ありたる後可成速かに之を交付し之が請求に処せしむるも已むを得ずと認めらるや
答 選挙の行わるべきことと見し得べきを以て選挙期日の公布又は告示前予め送付し置くこととせられたし

三 不在者投票用紙請求の件

(昭和三年二月三日神地第一八号)
神奈川縣知事宛地方局長回答

問 一市町村の区域を分ちて被投票区を設けたる場合市町村長の管理に属せざる投票区の選挙人より郵便を以て不在投票用紙の交付を市町村長宛に請求ありたる場合便宜之をその所属の投票管理者に回送し差支なきや
二 名簿に登録せられたる者にしてその後名簿に登録することを得ざる者として爲りたる者より特別投票用紙及び封筒の交付請求ありたる場合においても交付すべきものなりや
答 一 前見込の通
二 選挙人名簿編製の申日に於て選挙権を有し且選挙人名簿に登録せられたる者なる限り假令其の後選挙権を失ふと雖不在投票用紙の交付の請求あるときは投票管理者は之を拒絶するを得ざるものと存す

四 令第二十六條第七号第八号に依る不在選挙人立上げの件

(各地方長官宛地方局長通牒の内)

問 本條第二項の申立は文書、口頭何れにても差支なきや
答 本條第二項の申立は文書、口頭何れにても差支なきや

特別投票管理
者より請求
する時

失権者の請求

特別投票者証明
書に關する手續

方町村長へ特別
投票用紙を送付
する時

二 不在者投票用紙の送付方(同上)

問 衆議院議員選挙法第三十三條の規定に依る所開不在者投票を爲す場合においてその事由の如何に依り選挙期日の公布又は告示ありたる日より投票用紙及び投票用封筒を投票管理者に請求し得るを以て選挙期日の公布又は告示ありたる後において何等の用紙類を購より各投票管理者に送付するにおいては請求ありたる日に交付し得ざる場合を生じその結果として投票を爲し得ざるに至るべきを以て右に備うる爲常時一定数量の投票用紙を市町村長に保管せしめ置き差支なしと思惟するも如何
答 當時保管せしむることは許けるを可とする

問 合第二十七條に依り投票管理者に對し請求する不在者の投票用紙及び投票用封筒は選挙の期日の公布又は告示ありたる日より之が請求を爲し得るものなるを以て投票用紙及び投票用封筒は速くとも選挙の期日の公布又は告示の日迄に市町村長に交付し置くべきものの如く解せらるるも実際においては右様の取扱は困難なるに付選挙の期日の公布又は告示ありたる後可成速かに之を交付し之が請求に処せしむるも已むを得ずと認めらるや
答 選挙の行わるべきことと見し得べきを以て選挙期日の公布又は告示前予め送付し置くこととせられたし

三 不在者投票用紙請求の件

(昭和三年二月三日神地第一八号)
神奈川縣知事宛地方局長回答

問 一市町村の区域を分ちて被投票区を設けたる場合市町村長の管理に属せざる投票区の選挙人より郵便を以て不在投票用紙の交付を市町村長宛に請求ありたる場合便宜之をその所属の投票管理者に回送し差支なきや
二 名簿に登録せられたる者にしてその後名簿に登録することを得ざる者として爲りたる者より特別投票用紙及び封筒の交付請求ありたる場合においても交付すべきものなりや
答 一 前見込の通
二 選挙人名簿編製の申日に於て選挙権を有し且選挙人名簿に登録せられたる者なる限り假令其の後選挙権を失ふと雖不在投票用紙の交付の請求あるときは投票管理者は之を拒絶するを得ざるものと存す

四 令第二十六條第七号第八号に依る不在選挙人立上げの件

(各地方長官宛地方局長通牒の内)

問 本條第二項の申立は文書、口頭何れにても差支なきや
答 本條第二項の申立は文書、口頭何れにても差支なきや

電信に依る投票
用紙請求

答 御見込の通

五 同上の件

(昭和五年二月十九日地第乙第三号)
各地方長官宛地方局長通牒(決定)

問 欄記の件に付別冊封筒被投票通知事項表に對し乙号の通り回送候條爲御參考
(甲号)

施行令第二十六條第一号條の選挙人より投票用紙を郵信にて請求し且証明すべきものより不在投票該当なる事由を電信にて通知し來れる場合投票用紙及封筒を交付し送支なきや電信にて御見込なり
(乙号)

十七日電照不在者投票の件可然疑と存す

六 特別投票管理者を船長自己の証明手續の件

(昭和三年二月三日神地第七号)
鳥取縣知事宛地方局長回答

衆議院議員選挙法施行第二十六條第一号の事由に該當する船舶の船長が特別投票を爲す爲同第二十八條第一項第一号に依る証明書を提出すべき場合に於て警備官驗又は選挙官の証明を得ること能はざるときは船長たる自己の証明書を添附し差支なし

七 不在者投票の請求の件

(昭和十年五月二日地第第三五号)
各地方長官宛地方局長通牒の内

問 本條第七号及第八号に所謂議会の長とは帝國議會のみならず地方議會をも包含するものと解すべきや
答 御見込の通

八 産物にある者の不在投票について

(昭和二十二年五月二十九日地第乙第三三三号)
八号各都道府縣知事宛地方局長通牒の内

問 産物に在る者の不在投票について
答 (一) 投票用紙は、使の者をして請求交付して可なり。
(二) 投票は、自宅に記入し使の者をして委員長に届けて可なり。
答 (一) (二) 何れも郵便によることを要する。

鉄道従業員の不在投票証明書

第八章 投票

一八〇

九 鉄道従業員の特別投票の爲投票用紙請求に際し添附する証明書の件 (昭和五年一月二十七日鉄道第一号) (各地方官署宛) 地方局長通牒
鐵道列車に乗務中の者特別投票を爲さんが爲投票管理者に投票用紙の請求を爲す場合は衆議院議員選挙法施行令第二十八條第一項第三号に掲ぐる者の証明書を添附すべき義に有之候処今回別紙鐵道省運輸局長通牒の通昭和四年五月鐵道省所屬の運輸、運輸従事員職制及服務規程改正の結果従前「車掌監督」は之を「車掌所主任」と改められたるに付同施行令第二十八條第一項第三号中「車掌監督」の証明書は自然「車掌所主任」の証明書を添附するに候條御管下へ同知方御取計相成度
別紙
鐵道省運輸局長通牒
当省所屬鐵道省運輸局長通牒の職名を車掌所主任と改稱し延年五月十一日より実施致候処右は大正十五年一月勅令第三号衆議院議員選挙法施行令第二十八條第一項第三号の關係も有之候に付此段及通牒候也

(三) 不在投票用紙、封筒及び特別投票者證明書の交付

(案令二九) (自令三八)

交付と名簿の符

一 選挙法施行令改正の件 (大正十五年二月十九日) (地発第七号依命通牒の内)
九 投票管理者法第三十三條の投票の爲選挙人に投票用紙及投票用封筒を交付したるときは同時に適宜選挙人名簿に其の旨の符筆を爲し置き選挙の期日則投票用紙及投票用封筒を返還したる者あるときは時々符筆を整理し選挙の当日選挙人名簿の対照に際し過誤なきを期すること
二 投票用紙を返還せざる場合 (昭和二年八月十五日和歌山縣知事宛) (事宛地方局長回答) (省議決定)
令第二十九條に依り投票用紙等を受けつか投票を爲さず又返還をも爲さざる者ありたるときは如何に処理すべきものなりや
答 可成返還せしむる様せられ所も選挙法上之を強制するの途なし

投票を爲さざる者より用紙等の返還なき場合の措置

特別投票管理者の不在と用紙等の交付

事実と相違せる証明書と交付の拒絶

特別投票者証明書の用紙裏面に署名の代印

選挙人名簿に依る請求と用紙等の交付

三 投票管理者が勤務場所を異にする場合の不在投票用紙等交付取扱の件 (昭和三年二月一日京都府知事宛) (府知事宛地方局長回答)

問 京都市に於て市吏員より区吏員を兼ねる区の投票管理者たる者は選挙の期日の公布ありたる日より不在投票用紙の請求あるべきに依り右選挙の期日の公布後必ず区役所に勤務せざるべからざるや該投票管理者に属する補助吏員をして投票用紙及投票用封筒の交付共便宜処理せしむるも便宜なきや或は不在投票用紙及投票用封筒の交付は便宜補助吏員をして交付せしめ其の投票を爲さんとするに限り電話を以て投票管理者の承認を求むることとせば管理者は常時区役所に在居せざるも妨げなきや
答 選挙期日の公布又は告示ありたるときは其の日より選挙期日の前日迄臨時投票用紙及投票用封筒の請求又は不在投票の申出あるべく而して投票用紙及同封筒は投票管理者に於て交付し又は郵送すべきものなるのみならず不在投票は特別投票管理者の管理する投票記載の場所に於て爲さしむべきものなるを以て選挙期日の公布又は告示ありたる日より以後に在りては市及区に勤務する市吏員が投票管理者たる場合に於ては可成区役所に勤務するを適當とす但し必以て應じ遅滞なく区役所に赴き且に投票用紙交付の事務を執行し得且選挙人に不便を生ずるの虞なき場合は市役所に勤務するも無支なし

四 特別投票用紙の交付拒絶に関する件 (昭和十年五月二日宛地第三五号) (各地方官署宛) (地方局長通牒の内)

問 本條に掲ぐる事由の證明書にして其の證明事実と相違し同條の事由に該當せざるものと認め得る場合と雖證明書の形式に缺くる所なきに於ては投票用紙及投票用封筒の交付を拒絶し得ざるや
答 投票用紙及投票用封筒の交付を拒絶し得ること従前の通り

五 特別投票者証明書の用紙裏面に署名に関する件 (同上)

問 本條の規定に依り特別投票者証明書を選挙人に交付し又は送達に要する封筒裏面に署名は絶対的代印、印刷等に依るを許さざる所なりや
答 御見込の通り

六 選挙人名簿を以て不在選挙用紙請求並に期日割爲さしめたる不在投票 (昭和十二年四月二十八日) (富山縣知事宛) (地方局長通牒)

問 選挙法施行令第二十九條に依る投票用紙及同封筒の交付等に関し左記の疑念を以て御回答相煩度

